

平成20年第4回定例会

東吾妻町議会会議録

平成20年12月11日 開会

平成20年12月19日 閉会

東吾妻町議会

平成20年東吾妻町議会第4回定例会会議録目次

第1号（12月11日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	3
○副議長あいさつ	4
○町長あいさつ	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○議員派遣の件について	7
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第3号の上程、説明、議案調査	14
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第6号、議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第8号の上程、説明、議案調査	30
○議案第9号の上程、説明、議案調査	40
○議案第10号の上程、説明、議案調査	42
○議案第11号の上程、説明、議案調査	43
○議案第12号の上程、説明、議案調査	45
○議案第13号の上程、説明、議案調査	47
○議案第14号の上程、説明、議案調査	48

○議案第15号の上程、説明、議案調査	50
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
○請願書・陳情書の処理について	56
○散会の宣告	56

第 2 号 (12月18日)

○議事日程	59
○本日の会議に付した事件	59
○出席議員	59
○欠席議員	60
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	60
○職務のため出席した者	60
○開議の宣告	61
○議事日程の報告	61
○議案第3号の質疑、討論、採決	61
○議案第8号の質疑、討論、採決	62
○議案第9号の質疑、討論、採決	62
○議案第10号の質疑、討論、採決	63
○議案第11号の質疑、討論、採決	63
○議案第12号の質疑、討論、採決	64
○議案第13号の質疑、討論、採決	65
○議案第14号の質疑、討論、採決	65
○議案第15号の質疑、討論、採決	66
○請願書・陳情書の委員会審査報告	66
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
○閉会中の継続審査(調査)事件について	77
○議案第19号の上程、説明	87

○散会の宣告	88
--------	----

第 3 号 (12月19日)

○議事日程	89
○本日の会議に付した事件	89
○出席議員	89
○欠席議員	89
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	89
○職務のため出席した者	90
○開議の宣告	91
○議事日程の報告	91
○議案第19号の質疑、討論、採決	91
○町政一般質問	104
加 部 浩 君	104
青 柳 はるみ 君	123
竹 淵 博 行 君	128
須 崎 幸 一 君	132
橋 爪 英 夫 君	135
大 関 広 海 君	141
金 澤 敏 君	152
○町長あいさつ	159
○議長あいさつ	160
○閉会の宣告	160
○署名議員	163

平成20年12月11日（木曜日）

（第 1 号）

平成20年東吾妻町議会第4回定例会

議事日程(第1号)

平成20年12月11日(木) 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 議案第 1号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 2号 東吾妻町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 3号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 4号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 5号 東吾妻町農用地整備事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 6号 東吾妻町まちづくり交付金評価委員会条例の制定について
- 第11 議案第 7号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 8号 平成20年度東吾妻町一般会計補正予算(第6号)案
- 第13 議案第 9号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案
- 第14 議案第10号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算(第2号)案
- 第15 議案第11号 平成20年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第16 議案第12号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第2号)案
- 第17 議案第13号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第18 議案第14号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第2号)案
- 第19 議案第15号 平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第1号)案
- 第20 議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第21 議案第17号 字区域の変更について

第22 議案第18号 東吾妻町営土地改良事業（細谷）計画について

第23 請願書・陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

2番	竹 淵 博 行 君	3番	金 澤 敏 君
4番	青 柳 はるみ 君	5番	須 崎 幸 一 君
6番	浦 野 政 衛 君	7番	角 田 美 好 君
8番	一 場 明 夫 君	9番	日 野 近 吉 君
10番	大 冏 広 海 君	11番	中 井 一 寿 君
12番	上 田 智 君	13番	橋 爪 英 夫 君
14番	前 村 清 君	15番	佐 藤 利 一 君
16番	加 部 浩 君	17番	原 田 睦 男 君
18番	高 橋 基 雄 君		

欠席議員（1名）

1番 菅 谷 光 重 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 伸 一 君	副 町 長	関 口 博 義 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	山 野 進 君
企 画 課 長	高 橋 義 晴 君	税 務 課 長	小 山 枝 利 子 君
保 健 福 祉 課 長	蜂 須 賀 正 君	住 民 課 長	猪 野 悦 雄 君
生 活 環 境 課 長	加 部 保 一 君	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	角 田 輝 明 君
建 設 課 長	市 川 忠 君	ダ ム 対 策 課 長	轟 馨 君
上 下 水 道 課 長	高 橋 啓 一 君	会 計 管 理 者	石 村 あ さ 子 君
東 支 所 長	唐 沢 憲 一 君	い わ び つ 荘 施 設 長	山 田 文 子 君

岩櫃ふれあい
の郷施設長
榎名吾妻荘
支配人
社会教育課長
兼中央公館民
館長

角 田 豊 君
富 沢 美 昭 君
丸 橋 哲 君

桔 梗 館 長
学 校 教 育 課 長
建 設 課 長 補 佐

高 橋 和 雄 君
一 場 孝 行 君
高 橋 春 彦 君

職務のため出席した者

議会事務局長
議会事務局
主 任

佐 藤 正 己
角 田 光 代

議 会 事 務 局 長
議 係

田 中 康 夫

◎副議長あいさつ

○副議長（原田睦男君） おはようございます。

本日は、菅谷議長より欠席届が提出されており、これを受理いたしましたので、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が議事を進めさせていただきます。

開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日ここに平成20年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には年末極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心からお礼を申し上げます。

本定例会には平成20年度補正予算案を初め、条例の改正等18件が提案される予定になっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと思います。会期中、町長を初め、執行部各位におかれましても、一層のご協力をお願いいたしまして開会のごあいさつといたします。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。また、傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いをいたします。

◎町長あいさつ

○副議長（原田睦男君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） おはようございます。

開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

2008年もいよいよ20日余りを残すのみとなりました。町のあちらこちらでクリスマスソングが流れたり、イルミネーションが飾られるなど、気ぜわしい年の暮れとなりました。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、本日ここに平成20年第4回定例会が開催できますことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

ことしの1年を振り返ってみますと、北京オリンピックでは本県内のチームに所属してい

たソフトボールの上野投手の熱投や水泳の北島選手などの活躍が感激を覚えました。また、ノーベル賞の受賞者が発表され、日本からは6年ぶりに物理学賞を南部陽一郎氏、小林誠氏、益川敏英氏、そして化学賞を下村脩氏の4名が同時受賞という輝かしい快挙がございました。さらには、アメリカ大統領にだれが選出されるか関心を寄せていた選挙では、47歳の民主党のバラク・オバマ上院議員が来年1月20日に第44代大統領に就任予定であり、アメリカ史上初の黒人大統領が誕生をいたします。オバマ氏には、世界的金融危機への対応や日本とのかかわりの深い北朝鮮の核、拉致問題など日米間の関係強化に期待を寄せているところがございます。

日本国内での経済状況であります。既に景気が後退局面に入り、しかも長期化が予想される中、国では12月3日の臨時閣議で、2009年度予算編成の基本方針が決まり、地方自治体にとって三位一体改革で大幅に減った地方交付税の増額が地方財政計画に明記されたほか、自民党の道路特定財源の一般財源化に関するプロジェクトチームは、現在の臨時交付金にかえて、道路整備を中心とする公共事業に用途を限った1兆円規模の（仮称）地域活力基盤創造交付金を創設する方針を決めるなど、地方に配慮した内容も含まれており、高い関心を持って推移を見守っているところであります。

これらの状況下で、町でも12月3日に予算編成会議を開催し、年内には各課からの概算要求書が提出される予定であります。引き続き厳しい財政事情ではございますが、今回新たに各課に対し、主要事業の概要や必要性、費用対効果などを精査した歳出予算事業概要書の提出を指示し、財源の重点配分や効率化を図るとともに、町民の視点に立った行政サービスの向上を目指し、メリハリのある予算編成を組んでいきたいと考えております。

さて、本定例会では、東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を初め、条例関係7件、平成20年度一般会計補正予算を初め予算関係8件、その他群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてほか3件を提案させていただき予定でございます。

慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、すべてを原案どおりご議決を賜りますようお願いを申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○副議長（原田睦男君） ただいまより平成20年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時08分）

◎議事日程の報告

○副議長（原田睦男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（原田睦男君） 日程第1、会議録議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、2番、竹渕博行議員、3番、金澤敏議員、18番、高橋基雄議員を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（原田睦男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月19日までの9日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（原田睦男君） 異議なしと認め、会期は9日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

なお、町政一般質問通告書の提出期限は12月12日正午までといたしますので、よろしくお願いたします。

◎諸般の報告

○副議長（原田睦男君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後日、ごらんをいただきまして、議会活動、また議員活動に資していただければと思います。

◎議員派遣の件について

○副議長（原田睦男君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中の議員派遣につきましては、会議規則第119条第1項の規定により、お手元に配付のとおり決定いたしましたので報告します。

去る10月28日に開催されました、これからの市町村を考える連続講演会について、3番、金澤敏議員より報告を願います。

3番、金澤敏議員。

（3番 金澤 敏君 登壇）

○3番（金澤 敏君） それでは、議員派遣について報告させていただきます。

去る10月28日、群馬県主催の第2回これからの市町村を考える連続講演会が長野原町山村開発センターで行われ、本会からは6名の議員が本研修に出席いたしました。

2時からの開会で、主催者あいさつの後、講師横道清孝政策研究大学院大学教授が「地方分権時代の市町村経営」と題し、市町村合併の歴史から入り、国の合併推進の意図するところ、目的であるところの地方分権改革、これから本格的に議論されると思われる道州制についても述べられました。続いて、新しい地方自治を踏まえて市町村中心の地方自治の重要性和自立した経営体としての視点から、広域的視点に立ってのこれからの市町村合併等についての内容を講演され、終了いたしました。

以上をもちまして、議員派遣の報告とさせていただきます。

○副議長（原田睦男君） 金澤敏議員の報告を終わります。

続いて、去る10月29日に開催されました群馬県町村議会議長会議員研修会及び11月10日に開催されました吾妻郡町村議会議長会議員研修会について、12番、上田智議員より報告を

願います。

12番、上田智議員。

(12番 上田 智君 登壇)

○12番(上田 智君) それでは、ご報告申し上げます。

去る10月29日吉岡町文化センターにおいて、群馬県町村議会議長会主催による議員研修が行われました。本会からは14名が参加をしております。

午後1時より開催となり、ジャーナリストの松本克夫氏より「自治の視点」と題し、1. 分権とリストラ、2. 道州制と自治再編、3. 日本列島の病状等々、詳細にわたる講演の後、休息をおきまして3時より、政治評論家の森田実氏による「日本の行方」と題し、1時間半にわたりお話がございました。

続いて、11月10日ですが、中之条町のツインプラザで、郡町村議会議員研修が実施されております。今回の研修は「今後の税財政について」と題して、県総務部市町村課浦部賢徳氏より、地方財政の現状について、今後の地方財政について、地方財政健全化法についてなど1時間半にわたる講演を賜っております。

以上で報告を終わります。

○副議長(原田睦男君) 上田智議員の報告を終わります。

以上で、議員派遣の件につきまして終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長(原田睦男君) 日程第5、議案第1号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長(茂木伸一君) 議案第1号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国家公務員の給与に関しましては、本年8月11日に人事院から勧告がなされました。

一般職員の給与については、平成20年度の給与改定を見送り、医師の給与については、平

成21年度から若手中堅医師の人材確保のため、初任給調整手当の改定を行うものでございます。今回、東吾妻町職員の給与についても人事院勧告を参考に、医師の初任給調整手当の条例を改定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

先ほど町長が申しあげましたように、2008年の人事院の給与勧告に伴う改正でございます。内容につきましては、国保診療所の医師の初任給の調整手当の改正でございます。国の医師の給与は、民間病院や独立行政法人、国立病院機構に勤務する医師の給与を大きく下回っている結果が出ております。今回、若手、中堅医師の人材確保の観点から、初任給調整額を30万6,900円から41万900円、額にして10万4,000円を引き上げるものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 説明が終わりました。

質疑をお願いいたします。

16番、加部浩議員。

○16番（加部 浩君） きょう、朝出て来まして、議案の提出を見たら、これは即決になっていますよね。あえて、議案調査の部分に入るかと思いますが、お尋ねいたします。

当町の医療職給料表の適用範囲、これはどのようになっていますか。

○副議長（原田睦男君） 総務課長。

○総務課長（山野 進君） 加部議員さんからのご質問の医療給料表につきまして、国保診療所の先生のみ1人が該当しております。

○副議長（原田睦男君） 16番、加部浩議員。

○16番（加部 浩君） そうしますと、医療職、先生は医療職ですけれども、看護師さん、その辺のところは全く一般職並みの給料表を適用しているわけですか。

○副議長（原田睦男君） 総務課長。

○総務課長（山野 進君） そうでございます。加部議員さんのおりでございます。

○副議長（原田睦男君） 16番、加部浩議員。

○16番（加部 浩君） 町長にお尋ねいたします。

その辺のところを診療所だけではなくて、老人ホーム、そんなところにも看護師が多分いらっしゃると思いますが、当然これは医療職に該当する職種だと思います。その辺のところはこの医療給料表を適用する考えはないですか。今まで該当していないんですから、ないということだと思いますが、その理由はどういうことでしょうか。

○副議長（原田睦男君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 申しわけございません。それについて深く検討をしたことがございませんので、踏襲をしておりました。

○副議長（原田睦男君） 16番、加部浩議員。

○16番（加部 浩君） 当然、これはそれなりに勉強し、それなりに技術を習得し、我々の命を預かる大事な人たちだと思いますので、ぜひとも前向きに検討をなされまして、当然のことではありますが、医療職給料表の適用の方向をお願いしたいと思いますが、もう一度ご回答をお願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 検討はさせていただきます。一般的な形でどういうふうになっておるのか、そういったところから丸々私にとっては新しく検討を始めるということでございますので、どのような方向になるかは全く今、私自身の考えもまとまっておりません。そのようなことで検討はさせていただいて、後でまたご報告をと思います。

○副議長（原田睦男君） ほかに。

10番、大図広海議員。

○10番（大図広海君） 国保診療所のあり方についてかねがね疑問を持っているところなんです、なかんずく医師不足、看護師不足がこの叫ばれている中で、せんだっての同僚議員の質問でも、町長の中から原町日赤病院から3億円の支援を要請されているような発言がありました。その原因は医師不足にあると、そこに結論づけられておりますので、この国保診療所に1人の医師を配置する意味がどれだけあるか。なかんずく1人の医師が日最大何人なのか、最初は何人なのか、年間何人なのか。患者の容体はさておき、実数だけでも把握しておりますでしょうか、教えてください。

○副議長（原田睦男君） どなたかわかる方が答弁、お願いします。

住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君） 今、患者の数だけは周知をしておりますので、患者につきましては、1日29人ほどが昨年の平均ですけれども、数値を把握しております。

○副議長（原田睦男君） 10番、大図広海議員。

○10番（大図広海君） そうすると、貴重な経営資源といいますか、人的な資源でありますけれども、これを最大限有効にするのには、分散じゃなくて一極集中にして、医師1人当たりがどれだけの患者を精度をもってこなせるかということに着眼するならば、おのずと答えは見えてくるんでしょうけれども、この医師不足が叫ばれている昨今、ここの要因が大事かと思うんですが、その見通しを持っていますか、伺っておきます。

○副議長（原田睦男君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今現在見通しというものは持っておりませんが、私どもでお願いをしているのは国保診療所ということでございます。ですので、日赤に対して云々とかということとは強くは私どもは申せません。そんな中でも、国保診療所と原町日赤病院の連携ということがうまくいけば、大図議員のおっしゃった形に多少なりとも近づいていくのではないかと、そんなことは模索をして提案をしております。

○副議長（原田睦男君） 10番、大図広海議員。

○10番（大図広海君） これをどういう形で連携をとっていくかというのは、いろいろ方策があるかと思うんですが、その中の1つとすれば、ほかの開業医も含めてですが、日赤の病床が今かなりあいています。それは医師不足のためということも報告を受けていますので、これは東吾妻町だけではなかなか難しいんですが、介護型の病床にしていく、これも一つの方策かもしれません。

いや、そうじゃなくて、議案の話をしますと、いつまで国保診療所を今の形でおいておくのかということなんです。その必要性がどこにあるのか。経営資源を有効に使うには、どういった方法がいいのか。そのことを審議するのに即決では難しいという話をしたいんです。

○副議長（原田睦男君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今回の議案といたしますと、調整額を10万円上げていただく、そういったことをご議決をいただくということが主眼ではございます。

国保診療所のあり方につきましては、確かに大図議員がおっしゃるような傾向は当然ございます。ただ、私どもとしましても、この町内に医師が少なくとも1人多くいるということは、メリットなのかなと思っています。本来ですと、1日もっと違う形態にすれば何十人も現実にはお世話になることができるのかもしれませんが、ただ、今の形態ですと、1日平均で29人ということではございますが、それによって一般会計からの繰出金も当然ございます。そういったことを全般的なことを議論するのは、また別の場でお願いができればと思ってお

ります。私どもも何とか医師の効率と言ったらちょっと失礼かもしれませんが、医療体制の効率をよくする、費用対効果であるとかそういったものをよくするということは、当然考えていく、そういうつもりではおりますので、これからもいろいろとご提案、ご意見いただければありがたいと思います。

○副議長（原田睦男君） 10番、大図広海議員。

○10番（大図広海君） 給与条例の改正なんですが、この1点のみでは解決ができない。将来的な見通し、これは研修医制度から始まるどころの云々の話にも当然つながってくるんだと思います。その中で、どうやって国保診療所を継続していくのか、あるいはある時点で見切るのか、その全体の中の討論の一部がここに今あらわれているんだと私はとらえているわけです。だから、これはこれとして、なかなか論議の対象にはならない。その意味で、即決にはなかなか賛同しかねるという話の内容なんですね。

そういった見通しを町長のほうは、あるやに今の発言がありますが、これはそんなに予断を許されないことになっています。そうすると、もう少し論議を深めるためにも、この調査の期間を与えていただければと、そういう意見であります。

○副議長（原田睦男君） この件につきましては、議運で即決ということで話し合いがついているので、即決で進めたいと思います。

（「はい、結構です」と言う者あり）

○副議長（原田睦男君） ほかに。

（発言する者なし）

○副議長（原田睦男君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○副議長（原田睦男君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○副議長（原田睦男君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（原田睦男君） 日程第6、議案第2号 東吾妻町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第2号 東吾妻町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方自治法の改正に伴い、条ずれが生じてきましたので、地縁による団体が市町村長に対して行う認可申請手続や当該市町村における事務等について、必要な規定の整備を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

現在、認可地縁団体につきましては14団体ありますけれども、新規、または登録団体が町長に対して行う印鑑登録及び証明等にかかわる事務等について、今回必要な規定の整備を行うものでございます。

具体的には、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思いますけれども、右側の旧部分でございます。第2条第1項の第1号(1)と書いてあるところでございますけれども、表記になっておりますが、1号は民法の第46条第3項、それと2号につきましては民法第56条、それから3号につきましては民法57条、4号につきましては民法74条でございますけれども、平成20年12月1日でこれらの条項が削除されました。それに伴って、左側の新しいほうを見ていただきたいと思いますけれども、1号につきましては民事保全法の第56条、それから2号から4号につきましては、地方自治法関係の260条の関係の改正によるものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 説明が終わりました。

質疑をお願いいたします。

16番、加部浩議員。

○16番（加部 浩君） これも議案調査関係ですけれども、即決ですのであえて質問をさせていただきます。

56条と260条の9、これは主にどういうことを言っていますか。

○副議長（原田睦男君） 総務課長。

○総務課長（山野 進君） 加部議員さんからのご質問の民法の関係につきましては、設立登記の登記事項の変更等でございます。それから、民事保全法の56条の関係につきましては、法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の委託関係でございます。

○副議長（原田睦男君） ほかに。

（発言する者なし）

○副議長（原田睦男君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○副議長（原田睦男君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○副議長（原田睦男君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○副議長（原田睦男君） 日程第7、議案第3号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第3号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年4月、地方税法の一部を改正する法律が成立し、地域に密着した民間公益活動や我が国の寄附文化を一層促進する観点から、個人住民税の寄附金制度が拡充され、地方自治体がそれぞれの判断で個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金等を指定できる制度が創設されました。それを受け、町では税条例の一部改正を行い、平成20年4月30日公布いたしました。その後、地方税法の趣旨、群馬県の取り扱い等々の整合性の観点から、改正した条例の見直しが必要と考え、今回条例改正をお願いすることにいたしました。

これにつきましては、不完全な条例改正を行い、施行前に再度の条例改正のお願いで、まことに申しわけなくおわび申し上げます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（小山枝利子君） ご説明いたします。

今回の条例改正は、町長も申しあげましたとおり、平成20年4月30日に公布した条例を再度改正するもので、まことに申しわけなく深くおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

改正の内容といたしましては、条例で定めた別表が事務的精査が不十分で不完全なものとなっております。申しわけありませんが、この別表を削除し、規則に委任するお願いでございます。今後は、このようなことのないよう十分注意いたしますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ことし4月の税制改正で住民税の寄附金控除の方法が変わりました。主な改正点は、寄附金控除が所得控除から税額控除へ変更されたほか、地方税法第314条の7第3項の規定により、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市区町村の条例で定めるものという項目が加えられ、条例で定めた法人への寄附金等を住民税から控除できることになりました。それを受け、町では条例改正を行い、第34条の7第3号から第12号について別表で該当寄附金等を指定いたしました。新旧対照表の2ページの最後、別表をごらんいただきたいと思います。

この別表では、寄附金受け入れ法人の個々の定めがないため、全国すべての各号に該当する法人に対する寄附金等が町の寄附金控除対象となっております。そのため、地方税法の定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金と考えるには無理があること、また住民税は町税と

県税と一緒に賦課徴収いたしますので、両者間の整合性の問題もあり、この際すべて見直すため、別表の削除をお願いするものでございます。

一たん、条例で定めたものを規則に委任することにつきましては、ご意見も多々あるかと存じますが、指定法人への寄附は住民税の立場からいけば減収以外の何物でもなく、指定される法人から見れば寄附を集めやすくなることでもあり、該当寄附金等の指定は地方税法の趣旨を踏まえ、慎重に検討したいと考えております。

群馬県では、9月に条例改正し、該当寄附金等の指定を規則に委任しております。11月28日に規則が公布されましたが、規則では指定要件だけを定め、個別の定めは知事の指定にゆだねられ、12月1日644法人に対する寄附金等を指定し、告示されました。町といたしましては、必ずしも県と同一である必要はありませんが、県の告示内容も踏まえ、検討したいと考えております。

なお、県内市町村の多くは寄附受け入れ法人の指定は規則に委任しているか、あるいは委任する予定でございます。

次に、改正条例の附則をごらんいただきたいと思います。

附則の1番、施行期日は平成21年4月1日です。

平成20年4月30日に公布した一部改正条例の施行日も同一日となっております。条例の施行日が同一のときは、公布日の早い順に施行になると考えますので、平成21年4月1日に前の改正条例が施行になり、その後、本改正条例が施行になります。

第2項の経過措置につきましては、本条例の施行は平成21年4月1日ですが、平成20年1月1日以後に支出された寄附金について適用されるため、4月30日に公布された前改正条例で既に寄附をしている方があった場合、本改正条例で該当しなくなることはないよう設けた経過措置でございます。

ご説明は以上とさせていただきます。今後は、皆様の不信感を払拭できるよう努めてまいります。また、規則で該当寄附金等の指定はもちろんですが、後々問題の生ずることのないよう指定要件を定めたいと考えております。規則改正につきましては、総務委員会とも十分ご相談させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。大変申しわけございませんでした。

○副議長（原田睦男君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（原田睦男君） 日程第8、議案第4号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第4号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の産科医療補償制度創設に伴い、健康保険法施行令が一部改正され、出産育児一時金の引き上げが主なものでございます。これにより、東吾妻町国民健康保険条例の出産育児一時金について、現行35万円に3万円を加算し38万円とする一部改正をお願いするものでございます。

なお、この3万円につきましては、お産をしたときに何らかの理由で障害を抱えた赤ちゃんとそのご家族のことを考えた新しい補償制度として創設される産科医療補償制度の保険料相当額ということでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君） お世話さまです。

それでは、東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

先ほどの町長提案理由のとおり、今回の改正につきましては、平成21年1月1日より一定の出産にかかわる事故につきまして、補償金の支払いに備えるための仕組みであります産科医療補償制度が開始されることに伴い、出産費用の上昇が見込まれることを踏まえ、健康保険法施行令等の改正がなされ、同日より出産育児一時金の見直しをさせてもらうものでございます。この補償制度に加入機関で分娩された方に対し、保険料相当額3万円を分娩費とは

別に負担をいただくこととなり、その保険料を補うため出産育児一時金を平成21年1月以降出産分から現行金額35万円に3万円を上限として加算するものでございます。

なお、この制度は分娩に関連して発生した重度の脳性麻痺の赤ちゃんやそのご家族が補償を受けられる制度であり、現在県内助産所を含む49施設すべてが産科医療補償制度に加入を表明しております。

それでは、条例の一部改正につきまして新旧対照表により説明させていただきます。

出産育児一時金第6条第1項の条文の後にただし文を加えさせていただき、追加条文は、ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。文中の国の施行令第36条を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところによりという文言がございますが、これは施行令第36条にただし文が加わりまして、産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理のもとでの出産であると保険者が認めるときは、35万円に3万円を超えない範囲内で保険者が定める額を加算した額という表現からであります。

次に、同じ6条第2項中、4行目の第7条第2項の表記を次条第2項と字句を改めるものでございます。

また、附則条項を加えさせていただき、第1項に平成21年1月1日からの施行期日、第2項に経過措置を掲げてございます。

なお、本条例の一部改正に合わせて東吾妻町国民健康保険給付規則の一部も改正させていただきます。

以上、説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

16番、加部浩議員。

○16番（加部 浩君） これも即決のようなので、議案調査の部分に入りますが、お尋ねいたします。

これは、当町独自の条例ですか。さもなければ県全体平均した条例ですか。

○副議長（原田睦男君） 住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君） これは、全国で行おうとしているものでございます。

○副議長（原田睦男君） 16番、加部浩議員。

○16番（加部 浩君） これは、当町独自の条例にするのは非常に難しいことですか。

○副議長（原田睦男君） 住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君） 先ほど言いましたように、産科医療補償制度が開始されます。そうしますと、その医療機関が分娩者に対して3万円の保険料相当額が分娩費とは別に請求をいたしますので、その分は個人が払わなければなりません。それを補うための保険料相当額を町のほうで負担するわけですので、これは独自というよりも全国、補償制度に加入する、開設に当たりましての制度改正ということでご理解願いたいと思います。

○副議長（原田睦男君） 16番、加部浩議員。

○16番（加部 浩君） 私がなぜこういうことを聞いているかというと、当町には日赤の産科分娩、これができなくなりました。東吾妻町では分娩することができません。その辺のところとは、この条例は全く関係ないですか。

○副議長（原田睦男君） 住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君） 先ほど言いましたように、県内の49施設、現在把握している49施設の医療機関、分娩ができる医療機関ですべてこの制度が開始されますので、町としても必要ということになるかと思えます。

○副議長（原田睦男君） 16番、加部浩議員。

○16番（加部 浩君） 今、私が申し上げようとしているのは、東吾妻町、二、三年前までは日赤で分娩できた。しかし、今は中之条、渋川、前橋、長野原へ行かなければ分娩ができない、費用がかさんでくると思われる、その辺のところをこの条例は網羅しているかどうか、それが聞きたいこと。この条例ではそれは関係ないんですよと言え、私はこれで質問しませんが、これは即決ですから、当然議案調査の部分ですけれども、即決ですのであえて発言させてもらっているんです。

○副議長（原田睦男君） 町長。

○町長（茂木伸一君） これは、あくまでも国民健康保険条例でございますので、町の一部の方の国保という条例改正になります。これは、国民健康保険関係の全国規模でということになります、町にとっても一部の方でございます。その辺、ご理解をいただけたらと思います。そして、なおかつ、例えば出産一時金というのを町で設けるということになると、そうではなく、この町に住民票がある方であるとか、保護者が。そういった方に対してはまた別な形で条例を設ける。そうすれば、この町で生まれる方々全員がそういった等しく公平に補償金と申しますか、そういったようなものを受け取ることができるというふうに考えておりま

すので、これでやるのは不公平が生じてしまうのでできないと私は考えております。

○副議長（原田睦男君） 16番、加部浩議員。

○16番（加部 浩君） わかりました。

ちょっと私、ピント外れの質問をずっとしてしまいまして、申しわけございません。

ただ、即決ということですぐ判断しなくちゃならないということで、ピント外れの質問をしてしまいました。すみません。

○副議長（原田睦男君） ほかに。

（発言する者なし）

○副議長（原田睦男君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○副議長（原田睦男君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○副議長（原田睦男君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（原田睦男君） 日程第9、議案第5号 東吾妻町農用地整備事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第5号 東吾妻町農用地整備事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

独立行政法人緑資源機構の解散により、独立行政法人森林総合研究所がその業務を継承したために条例の一部改正が必要となりましたので、改正をするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

産業課長。

○産業課長（角田輝明君） この条例につきましては、旧農用地整備公団が実施した公団営畜産基地建設事業の事業参加者から受益者負担金を徴収する根拠となる条例であります。旧農用地整備公団の業務を継承した独立行政法人緑資源機構が平成20年3月31日で解散し、独立行政法人森林総合研究所がその業務を継承したため条例の一部改正を行うものでありますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○副議長（原田睦男君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○副議長（原田睦男君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○副議長（原田睦男君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第6号、議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（原田睦男君） 日程第10、議案第6号 東吾妻町まちづくり交付金評価委員会条例の制定について及び日程第11、議案第7号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については一括議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長(茂木伸一君) 議案第6号 東吾妻町まちづくり交付金評価委員会条例の制定について及び議案第7号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

このまちづくり交付金につきましては、都市再生特別措置法に基づき、町といたしましては平成16年度から21年3月末までの5カ年事業として整備をしているものでございます。ことし平成20年度が最終年度である中で、現在年度末に向けて整備を進めておりますが、最終年度に当たり、都市再生整備計画の事後評価を事業期間終了時に行わなければならないことと、評価するためにまちづくり交付金評価委員会を開催しなければならないことが必須でありますことから、今回条例制定をお願いするものでございます。

また、本条例の制定に伴い、東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員報酬の追加と不要の委員報酬等の削除を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長(原田睦男君) 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長(市川 忠君) それでは、議案第6号 まちづくり交付金評価委員会条例の詳細につきまして説明させていただきます。

この条例につきましては、平成14年度に都市再生特別措置法による事業であり、町も平成16年からことし平成20年度の5カ年事業として整備を進めているものでございます。

整備場所につきましては、原町駅前の福祉ふれあいロード、駅北ロータリー、駅北街区公園及び周辺回遊性歩行動線並びに駅前広場、それから自由通路、駅北駅南の駐車場等々でありますけれども、ことしを最終年度として行っております。今回お願いする条例制定につきましては、この整備に関して事後評価を実施しなければならないという観点、または評価するための評価委員会を設置するという条例を制定しておくべきでありましたけれども、制定をしてありませんでした。まことに申しわけありませんでした。

したがって、今12月定例会におきましてご審議をいただき、ぜひお認めをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、条例の内容でございますけれども、まず第1条でありますけれども、国の定める評価実施要領に基づきまして設置をするということでございます。

それから、第2条でありますけれども、ここに所掌関係が載っておりますけれども、委員会として総合的な意見の具申を行う、その意見の具申という内容につきましては、(1)としては、事後評価地区の事後評価の手続及び都市再生整備計画の目標の達成状況の確認などに関する事、それから(2)といたしましては、事後評価地区の今後のまちづくりの方策などに関する事、こういったものを最終的には委員会において意見の具申を行っていくということでございます。

それから、3条につきましては組織であります。学識経験者を含めて6名以内の委員で組織をし、第4条では、委員については町長が任命を行うということと任期の関係であります。

第5条につきましては、役職の設置、第6条につきましては会議、第7条につきましては、この後出てきます報酬と費用弁償の関係、8条につきましては委任でございます。

以上でございますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（原田睦男君） 総務課長。

○総務課長（山野 進君） 引き続きまして、議案第7号の詳細説明をさせていただきます。

7号のほうをごらんいただきたいと思います。

今回、改正点は3点でございます。

1点目が先ほど建設課長が申し上げましたまちづくり交付金評価委員会条例に伴う委員さんの追加でございまして、都市計画審議会委員の下にまちづくり交付金評価委員会委員月額7,700円を追加させてもらうものでございます。

それと、その後ろに生涯学習指導員及び保健福祉相談員の項ということがございますけれども、新旧対照表をごらんいただきますと、4の4というところの一番最後のページに旧のほうを見ていただきますと、上から6行目に生涯学習指導員月額11万円、それから1つ飛んで保健福祉相談員月額8,000円というのがございますが、これを削除していただくというものと、もう1点が第2条の関係になります。第6号及び第7号を削るということで、この関係につきましては、4分の1という新旧対照表のところをごらんいただきたいと思います。

4分の1というページのところに6号、7号として、6号で衛生委員100分の100、7号で衛生委員100分の100、この関係につきましては、議員さんが他の特別職の職を兼ねた場合の規定でございまして、先ほど申し上げました6号、7号を削除させていただきたいというものでございまして、それに伴って8号、9号を6、7号に繰り上げるという内容でござい

ますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 説明が終わりました。

ここで休憩したいと思います。

再開は11時20分といたしますのでお願いいたします。

(午前 11 時 02 分)

○副議長（原田睦男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前 11 時 20 分)

○副議長（原田睦男君） 質疑を行います。

10番、大図広海議員。

○10番（大図広海君） 非常に忙しい即決の中で、順を追って質問をしていきます。

それで、まず第2条で事後評価の手續ということですが、そうしますと、この手續に一番重要なのが答申案を決定するときの議事の決定手續の部分があるんですが、この条例には何らその記載がないんですが、どのように考えていますでしょうか。

○副議長（原田睦男君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） この条例の第2条の関係の中で手續ということが出てまいりますけれども、このまちづくり交付金の国から示された要綱の中で、事後評価、または評価委員会によって都市再生整備計画の目標値に対しての評価をどうするかという話を行っていただくということと、それから市町村にあっては交付期間の終了時に当たっては、その再生計画の目標達成状況と評価を町において公表する、そして国土交通大臣に報告するということがありますから、あくまでも説明の中で申し上げましたけれども、委員会そのもののこの条例に当たっては意見の具申ということでもありますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 10番、大図広海議員。

○10番（大図広海君） だから、この案でいきますと、6名の人たちが集まって会議をして諮問案に対してイエスかノーかの答申をすると、総論でいくとそういうことになります。6

名の人たちが議決をするときについて、どういう数が集まったらそれが議決なのかという明記がないということなんです。決定的な致命傷だと思いますが。全員一致が原則なんですか、伺っておきます。

○副議長（原田睦男君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） この中では、確かに今ご指摘の成立云々については過半数ということで開くことができないとありますけれども、成立に関しましては、例えば3分の2であるとか全会一致ということはありませんけれども、あくまでも意見具申という形の中で委員会としての最終的な意見具申を行うということで、表決をとるものではないというふうを考えております。

○副議長（原田睦男君） 10番、大図広海議員。

○10番（大図広海君） そうすると、評価ですから、イエスの評価、ノーの評価、いろいろとあります。それを併記でいくということで考えていてよろしいですか。

○副議長（原田睦男君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 結果としては、そういった意見も出てくるかと思えます。例えば、基本的にはこういう形で、私が委員でないのわかりませんが、結果としてはそういう方向で達成状況の確認とその評価というものを、例えば評価するもの、それから評価しない中でこういう意見もあったというものが具申の中に出てくるものと思っております。

○副議長（原田睦男君） 10番、大図広海議員。

○10番（大図広海君） それはそういうことにして。

ところで、第2条の第2項になりますと、評価地区の今後のまちづくりの方策に関することも、これは諮問をいただいて答申をするということじゃなくて、積極的に提案していくような意味合いにとれるんですが、その解釈で間違いはないですか。

○副議長（原田睦男君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） (2)にあります事後評価地区の今後のまちづくりの方策などに関するについても、仕上がった後、どうあるべきかという形は引き続き続いていくものだと思っております。

○副議長（原田睦男君） 10番、大図広海議員。

○10番（大図広海君） それは、平成20年度で5カ年計画が終了する、そのためにこれが必要なのだということになってきますが、そうすると、平成21年度以降、この評価委員会条例はどのような扱いになりますか、伺っておきます。

○副議長（原田睦男君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 事業期間が平成16年から20年度ということでもありますから、今回、冒頭でも申し上げましたけれども、こういったものを行う中で、当然こういったものを条例として整備をし、きちんと対応してなかったということは、冒頭おわびさせていただきましたけれども、今回つくらせていただきまして、業務としては基本的には終わるわけですが、今後の町の方策、または町づくりという形の中では、引き続きこの条例に基づいて評価委員会を開催していきたいと考えております。

○副議長（原田睦男君） 10番、大図広海議員。

○10番（大図広海君） それで、またちょっとバックしますが、都市再生計画の目標が云々、この今調査したところによりますと、この目標自体は平成16年当時提案されていた。その目標の策定の過程というのはどういう経過をたどりましたか。わかる範囲内でお答えください。

○副議長（原田睦男君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 平成16年に都市再生整備計画原町駅周辺地区ということで、当時群馬県吾妻町ということで、こういったA4判のものを議員さんにもお配りしてあるかと思っておりますけれども、その策定の過程ということに関しましては、ちょっとこの席ではわかりませんが、いずれにしてもこの都市再生特別措置法に基づきまして、町といたしましては、メインテーマとして原町駅を中心とした均衡ある福祉と暮らしの町づくりという中で、目標1に掲げますものにつきましては、福祉ふれあいロードをシンボルとする回遊性歩行動線を循環機能として整備することにより、駅周辺地域施設間、南北駅前広場であるとか、役場であるとか、原町赤十字病院であるとか、商業施設などや新旧の市街地間の歩行移動を円滑に行う、2番といたしましては、駅北土地区画整理事業とあわせながら、地域内外のふれあいと交流があふれる人に優しい駅周辺の町づくりを目指すということで提案をし、予算のご決定をいただいていると思っております。詳細についてはわかりませんが、以上でございます。

○副議長（原田睦男君） 10番、大図広海議員。

○10番（大図広海君） その過程ということで、今の報告を受けたんですが、そうしますと、この条例集等々から見ると、町づくり委員会というものはありませんので、一つ思い当たる節があるのは、駅南町づくり連絡会という団体があります。その中でいろいろ討議されて、その集大成がそこに上がってきたのかと想像するところなんです、その想像で間違いはないでしょうか。

○副議長（原田睦男君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 今、大図議員さんが言われましたとおり、町づくり連絡会幹事会を中心として、各行政区からの委員が出ていただいているんだと思いますけれども、その方々を中心に意見の交換を行ったりしながら、こういったものを進めていき、またこの交付要綱に基づいての事業推進を図ってまいったというふうに聞いております。

○副議長（原田睦男君） 10番、大図広海議員。

○10番（大図広海君） そうしますと、これがなかなか駅南町づくり連絡会というのが規約を持ち、事務局が役場内にあって、その予算が全部公費で執行されている。これは前に附属機関のときで指摘しておいたところなんです、これはとりもなおさず附属機関に合致する、その附属機関というのは条例により成立するわけですから、こういった行いはいかがなものかという提案は、かねてからやっておるわけです。いいですか。

その中で、今度評価委員会の条例ができました。ところが、この条例をよくよく見ると、今後もこの活動が続くや否やの表記にもまたとれるような部分がある。これを町づくり委員会という形できちとした形での、要するに住民自治の原則に基づいた附属機関というものを整備する必要があるかなと思うところですが、その方向性を持っているのか否か伺っておきます。

○副議長（原田睦男君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 町づくり連絡会につきましては、公費の投入等々につきましては行っておりません。基本的にはボランティアでお世話になっている。

それから、この町づくり評価委員会に関しましては、そのメンバーとは全く違う6名の方、含まれる方もいらっしゃいますけれども、例えば前橋市立工科大学の教授湯沢教授であるとか、それからコンサルから技師の方、駅南町づくり連絡会では会長さん、NPOぐんまの代表の方、それから町の商工会原町支部の代表の方、原町地区の区長さん、上之町区の区長さんということで、この6名を予定していますので、駅南町づくりとは、基本的にはこの2条の中での(2)の事後評価地区の今後のまちづくり方策等々についてのものに関しては、駅南町づくりとは違ってくるかと思っています。

○副議長（原田睦男君） 10番、大図広海議員。

○10番（大図広海君） それは一緒だったらおかしいものになります。違って当然なんです、私が言っているのは、今片やこれは国土交通省のほうの指示でというか、こういった評価制度をつくりなさいということになっていました。ところが、今言っているように、事業

完遂後の評価だけではなくて、事業に着手する、計画を作成するときから、住民参加の町づくりなんだ、これが都市計画法から流れが来るころの住民参加の町づくりということに合致するんだと思いますよ。そのある一端として、駅南町づくり連絡会というのがまた組織されている。ただここなんですよね。規約があり、町長が委員を委嘱して事務局が役場の中にあり、職員がその事務に基づく、執行される予算がすべて公費である。こういったものは、きれいに整理していくべきなんだという話をしているわけです。理解ができましたか。

○副議長（原田睦男君） 町長。

○町長（茂木伸一君） おっしゃることは私も十分理解はしております。

住民との協働という形でこの町をよくしていくということはすばらしいことだと思っておりますが、いろいろな形で住民の代表の方々に参画をしてもらええる事業というのがあればよろしいかと思っております。その整備の方法については、やはり条例主義という形でやらなければいけないというところだけは思っておりますので、ただ町づくり委員会そのものには、公費としてたまたまコピーであるとかそういったような事務のお手伝いをしているというようなことはあるようでございます。それもボランティアということをお願いをしている中での最小限の必要経費ということなんだろうと思っておりますので、それについてもこれからちょっとやはり考えないといけないんじゃないでしょうかね。そんなふうに思います。

○副議長（原田睦男君） 10番、大岡広海議員。

○10番（大岡広海君） 今の町長答弁は少しおかしいところがある。

地方自治法203条だったか、私は記憶して。場合によっては4条、確か3条だった。特別職の報酬については支払わなければならないんです。だから、この駅南町づくり連絡会、この12名の人たちが規約上配置されているわけです。この人たちに対する出役、あるいは報酬というものは、自治法上支払い義務があるということなんです。ボランティアでやっているからということではないんです。支払い額がどの程度のものであるかということになると、また報酬条例の中に入ってくるんだと思います。あくまでも、皆さん任意で集まってもらっているんですよというような言い方があるんですが、少なくとも何回も申し上げるように、町長が委嘱して事務局が役場の中にあって、すべてが公費で賄われている、これはとりもなおさず附属機関になるということなんです。支払い義務が町側にあるということ、この認識を持っているや否やということなんです。

○副議長（原田睦男君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 附属機関云々のことでありますけれども、私も勉強不足でまこと

に申しわけなく、現場、現場異動した中で、できるだけ努力をして仕事を進めさせていただいておりますけれども、そういう中でその認識あるか否やということでありまして、ボランティアという形の中で住民に参加をなさっていただいた中で、そういったご意見を聞く、そしてよりよい町づくりという観点から私もここに来て4カ月ですけれども、そういう形で臨んでおりました。認識的なものが違うかもしれませんが、今まではそういう形で認識をしてきたということでございます。

○副議長（原田睦男君） 10番、大図広海議員。

○10番（大図広海君） その認識がもし仮に正しいとすれば、この交付金評価委員会条例は要らないですね。評価委員会もボランティアでやってもらって、適当に答えを出してもらって、それで話が済むわけじゃないですか。我々の手間を煩わせなくもいいわけですよ。そういうことになりますね。

○副議長（原田睦男君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 今回の条例の制定をお願いします評価委員会の話でなく、今附属機関と申されましたのは、原町町づくり連絡会の話でありましたので、その認識に立ってはそのような形で申し上げました。この評価委員会につきましては、国の要綱、この法に基づいての事業の中で必須として必要だという観点からお願いするものでございますので、私が先ほどそういう認識だと申し上げましたのは、あくまでもこれとは全く別な町づくり委員会の話であります。よろしくをお願いします。

○副議長（原田睦男君） 10番、大図広海議員。

○10番（大図広海君） それは必須として必要だと言われているのは国土交通省のほうからそういう指示が来ていたということなんです。なぜかという、それは附属機関だから条例が必要なんですよという指示だったんでしょうね。恐らく考え方はそうだと思います。

やはり、そうするとこの駅南町づくりのほうもこれは附属機関なんですということなんです。その認識は今までなかったということになる。少なくともその以前の課長職、担当の人間も、あるいは執行権者においてもその認識がなかったんでしょうね。私は、この部分についてはたび重なる発言がありますので、いいですか。もしそれが事実ならば、今あえてなぜこの評価委員会条例を制定しなくちゃいけないのかということになります。同じ附属機関なんですよ。

質問を変えます。この評価委員会、これ自体は附属機関に該当するんですか。

○副議長（原田睦男君） 建設課長。

○建設課長（市川 忠君） 検討させていただきたいと思います。

ちょっとこうですとは申し上げられません。ただ、この交付金事業が国の事業であって、都市再生特別措置法に基づいてその中の必須として要綱としてやる中で、こういうものが必要であるということが判明した。その判明したのがおくれていた。したがって、大変申しわけないですけれども、まだ何とか間に合うので議員の皆様方に今回条例の制定をお願いしたいということで、事業を進めるという前向きな姿勢の中で今回お願いをしているものでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○副議長（原田睦男君） ほかに。

（発言する者なし）

○副議長（原田睦男君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○副議長（原田睦男君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。初めに、議案第6号 東吾妻町まちづくり交付金評価委員会条例の制定についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○副議長（原田睦男君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第7号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○副議長（原田睦男君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○副議長（原田睦男君） 日程第12、議案第8号 平成20年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第8号 平成20年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1億6,629万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億8,435万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしては、地方交付税の確定に伴い、1億4,087万6,000円を追加、国庫補助金で地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金ほかで1,811万9,000円の追加、県補助金で福祉医療補助金520万2,000円、町債で原町小学校プール建設事業債190万円の追加でございます。

歳出の主なものとしては、財政調整基金積立金1億3,120万円の追加、地域開発事業特別会計繰出金208万円の追加、特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計繰出金792万1,000円の減額、福祉医療事業扶助費1,743万3,000円の追加、簡易水道特別会計繰出金775万円の追加、下水道事業特別会計繰出金1,964万6,000円の追加、小・中学校校舎等耐震診断業務委託料3,000万円の追加などと、職員の異動及び給与改定に伴う人件費の増減でございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（山野 進君） それでは、5ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の繰越明許費から説明をさせていただきます。

繰越明許費の追加でございますが、8款の土木費、1項の道路橋りょう費、事業名につきましては町道松谷・六合村線の改築事業でございます。1億1,500万円でございます。この件につきましては、理由といたしまして、改良工事区間内を5工事に分けて発注しておりますけれども、関連する工事との工程調整や関係者への説明に日数を要したこと、それと補強土壁の構造変更設計を実施する必要性が生じたことにより、1億1,500万円を繰り越させて

いただくものでございます。

続きまして、6ページをお願いしたいと思います。

第3表の地方債補正でございます。地方債の追加でございますが、事業名が原町小学校プール建設事業でございます。限度額は190万円、起債の方法につきましては証書借り入れ、または証券発行、利率につきましては6.0%以内、事業費が200万円ですので、その95%相当額ということで190万円の限度額のお願いでございます。

続きまして、歳入の事項別明細に移らせていただきますので9ページをお願いしたいと思います。

9ページの歳入からご説明させていただきます。

10款の地方交付税、1項の地方交付税、1目の地方交付税でございますが、補正額といたしましては1億4,087万6,000円の追加でございます。この関係につきましては、普通地方交付税が確定したことに伴うものでございます。ちなみに、平成20年度の普通交付税につきましては、24億8,742万円となります。

次に、14款の国庫支出金、2項1目の総務費補助金でございますが、1,398万8,000円の関係につきましては、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金ということで、この関係につきましては、小学校、中学校の校舎及び体育館の耐震診断事業を行うに伴う2分の1相当の交付金でございます。

それから、3目の農林水産業費国庫補助金につきましては、413万1,000円の追加でございますけれども、美しい森林づくり基盤整備交付金ということで、間伐事業になります。

次の3項の委託金の1目の総務費委託金につきましては、減額の46万円ということで、外国人登録事務委託金減額ということで46万円でございます。

次に、15款の県支出金、2項2目の民生費補助金でございますけれども、520万2,000円の追加でございます。福祉医療費の補助金追加ということで、医療費の伸びによる増額のお願いでございます。

次に、3項委託金、1目の総務費委託金につきましては、5万4,000円の追加でございますが、住生活総合調査委託金、これは5年に1度の調査に伴う委託金でございます。

10ページをお願いしたいと思います。

20款の諸収入、5項雑入、7目の雑入でございますけれども60万5,000円、内容につきましては、交通安全看板の移転補償ということで、岩島地内で現在歩道拡張工事を行っておりますけれども、その関係の移転補償でございます。

それから、21款の町債の5目の教育債につきましては190万円ということで、原町小学校のプール建設事業債ということで190万円をお願いするものでございます。

歳入は以上でございます。

歳出につきましては、それぞれ担当課長よりご説明申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤正己君） それでは、11ページ、議会費でございますが、45万5,000円の減額でございます。異動に伴う人件費の関係でございますので、よろしく願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 総務課長。

○総務課長（山野 進君） 2款の総務費、1目の一般管理費でございますけれども、373万6,000円の追加でございますが、職員の異動等によるものでございます人件費でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 会計管理者。

○会計管理者（石村あさ子君） 4目の会計管理費ですが、115万5,000円のお願いでございます。これにつきましては、会計管理事業といたしまして備品の購入ですが、硬貨の選別機、それから紙幣の入金機、その機械の購入と、伝送用のコンピューターと言いまして、給料の伝送をしているコンピューターなんですけれども、これが平成8年当時、ほかの課で使っていたのを借りて使っていたわけなんですけれども、最近になりまして大分老朽化してきまして、異常音が出たりとか画面がふらついたりとかという異常が出てきましたので、これにつきましてフロッピディスクを利用できるアプリケーションもそれほどついていなくてもいいというような簡単なものでございますけれども、その購入をお願いしたいということで、よろしく願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 総務課長。

○総務課長（山野 進君） 続きまして、7目の財政調整基金費でございます。1億3,112万円の追加でございますが、今回これだけ積ませていただくということでございます。ちなみに、平成20年10月末現在では4億5,370万円ほどありますけれども、今回この1億3,112万円を積みますと、合計で10月末現在5億8,482万余となります。

以上でございます。

○副議長（原田睦男君） 企画課長。

○企画課長（高橋義晴君） 続きまして、8目の企画費でございますけれども、120万6,000

円の減額補正のお願いですが、説明欄にございますように、吾妻広域組合等の事務局職員1名減ということになりまして、それにかかります町負担金の減額ですのでよろしくお願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 支所長。

○東支所長（唐沢憲一君） 今回お願いする支所費でございますけれども、752万9,000円の追加でございます。

2節から4節までの給料から共済費でございますが、これは異動に伴う人件費の増加でございます。それから、11節需用費でございますけれども、これにつきましては、支所の電気料というものが主なものでございますので、よろしく申し上げます。

それから、28節繰出金ですが、地域特会の情報事業のほうに208万円の繰り出しをお願いするということでございますので、よろしく申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 生活環境課長。

○生活環境課長（加部保一君） 続きまして、12目交通対策費、15節工事請負費60万6,000円のお願いでございます。先ほど歳入の説明にもございましたとおり、国道145号線岩下地内の改良工事に伴います交通安全看板の移転補償に伴います工事費でございますので、よろしく申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 税務課長。

○税務課長（小山枝利子君） 2項徴税费、1目税務総務費187万5,000円は、異動及び給与改定に伴う人件費の減額でございます。

2目賦課徴収費は、387万3,000円の減額のお願いです。これにつきましては、平成21年度から住民税の年金からの特別徴収が始まります。これに伴い、国では地方税の電子申告を推進しておりまして、当町では納税者の利便性、個人情報保護問題等のリスク回避、年金特徴と電子申告を2回に分け、システム構築した場合、経費が割高になることなどから、当初から電子申告につきましても平成21年度導入予定で進んでおり、9月に補正をお願いしたところでございます。しかし、費用対効果を慎重に検討いたしました結果、全国市区町村の加入予定が約1割では、電子申告をする民間企業もそうは見込めず、かえって事務が煩雑になってしまうこと、また電子申告にかかるランニングコストが、1年5カ月で同時にシステム構築をして軽減される経費約250万円と同額になってしまうこともありまして、平成21年度導入は見送り、平成23年度をめどに再考してまいりたいと思っております。9月に補正をお願いした直後の減額でまことに申しわけありませんが、よろしく申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君） 3項戸籍住民基本台帳費でございます。1目の戸籍住民基本台帳費、今回323万円の増額をお願いでございます。人事異動及び給与改定に伴う人件費の増額でありますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（原田睦男君） ダム対策課長。

○ダム対策課長（轟 馨君） 今回お願いするものは19万7,000円の減額補正です。これは、異動及び給与改定に伴う減額補正でありますので、よろしくお願い致します。

○副議長（原田睦男君） 岩櫃ふれあいの郷施設長。

○岩櫃ふれあいの郷施設長（角田 豊君） 続きまして、8項岩櫃ふれあいの郷費でございますが、1目岩櫃ふれあいの郷総務費でございますが、64万2,000円の追加のお願いでございます。内訳は、2節給料から4節共済費までにつきましては、異動及び給与改定等の関係の人件費8万7,000円の減額でございます。

11節の需用費といたしまして、防犯録画用ビデオカセットレコーダーの修理費、非常口の誘導灯バッテリー交換修理代、それと非常用照明バッテリー交換修理代という修繕費関係で72万9,000円の追加のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 桔梗館長。

○桔梗館長（高橋和雄君） 1目桔梗館管理費につきましてご説明いたします。

今回の補正額のお願いは、32万円の減額補正のお願いでございます。2節給料から4節共済費は、異動に伴う人件費の減額でございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 岩櫃ふれあいの郷施設長。

○岩櫃ふれあいの郷施設長（角田 豊君） 続きまして、9項温泉事業費、2目温泉センター管理費につきまして、199万4,000円の追加のお願いでございます。内訳は、2節の給料から4節共済費までの人件費関係15万6,000円の増額のお願いでございます。

そして、11節の需用費、機械関係ですが、ボイラーろ過昇温系統用接続配管の交換修理、温泉昇温系統用の調整弁交換修理、差し湯昇温用熱交換機薬品洗浄修理、ジャグジー及びジェットバスのろ過機三方弁の交換修理といった修繕費の追加のお願いが89万8,000円でございます。

13節委託料としまして、レジオネラ属菌抑制対策事業費委託料としまして9万6,000円の追加のお願いです。そして、14節使用料及び賃借料、15節工事請負費につきましては、源

泉用途用のポンプスペア、ポンプ等の入れかえに伴います重機借上料と工事費の追加分85万4,000円の追加のお願いでございます。これに関しましては、先日の12月2日から4日までの臨時休館でポンプの入れかえをさせていただきました。現存の予算の先使いをさせていただいて対応させていただきました。よろしくお願いいたします。

続きまして、3目の温泉センター食堂費でございます。23万4,000円の追加のお願いでございます。説明欄をごらんいただきたいと思いますと思いますが、主なものは、社会保険料の追加でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（原田睦男君） ここで休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

（午後 零時01分）

○副議長（原田睦男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

○副議長（原田睦男君） 続いて、説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀 正君） それでは、引き続き16ページ、3款1項社会福祉総務費でございます。今回お願いいたしますのは、229万8,000円の減額でございます。これにつきましては、職員の異動及び給与改定にかかわるものでございます。

続きまして、2目の障害者自立支援費でございます。4万9,000円の減額でございます。これにつきましては、広域負担金の減額ということでございます。

○副議長（原田睦男君） 住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君） 3目国民年金費の関係でございます。職員手当ということで、給与改定に伴います人件費5万9,000円の増額のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀 正君） 17ページ、3款1項の4目老人福祉費でございます。

お願いいたしますのは、766万5,000円の減額のお願いでございます。説明欄にありますように、老人福祉事業費で745万8,000円の減額、地域包括支援センター事業費で20万7,000円の減額でございます。

続きまして、5目の福祉医療費でございます。お願いいたしますのは、1,743万3,000円の追加のお願いでございます。

○副議長（原田睦男君） 住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君） 6目国民健康保険費について説明させていただきます。

今回お願いいたしますのは、383万4,000円の増額でございます。うち人事異動及び給与改定に伴います人件費分85万8,000円の追加と、国民健康保険特別会計への繰出金の追加297万6,000円でございます。よろしく申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀 正君） 18ページをお願いいたします。

3款2項2目の保育所費でございます。お願いいたしますのは、1,281万7,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては、職員の異動及び給与改定にかかわるものでございます。

次に、4款1項1目保健衛生総務費でございます。お願いいたしますのは、20万7,000円の減額のお願いでございます。これにつきましても、職員の異動及び給与改定にかかわるものでございます。

次に、8目の保健センター管理費でございます。お願いいたしますのは、283万5,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、公共下水道事業に保健センターの排水を接続するための工事費でございますので、よろしく申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君） 4款3項1目の簡易水道費でございます。簡易水道特別会計への繰出金の追加として775万円をお願いであります。なお、この内容につきましては、簡易水道の補正のほうでご説明をさせていただきます。

○副議長（原田睦男君） 産業課長。

○産業課長（角田輝明君） 6款1項1目の農業委員会費でございます。

異動及び給与改定に伴います49万3,000円の減額でございますので、よろしく申し上げます。

続きまして、2目農業総務費でございますが、異動及び給与改定に伴う74万1,000円の減

額と吾妻郡農業振興協議会の負担金49万円の追加のお願いでございますので、よろしくお願
いいたします。

続きまして、20ページをお願いいたします。

7款1項1目商工総務費でございますが、異動及び給与改定に伴います487万円の追加の
お願いでございますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（高橋春彦君） 続きまして、8款土木費、1項道路橋りょう費、1目道路
橋りょう総務費につきましてご説明させていただきます。

今回補正をお願いいたします額につきましては、総額で2,871万5,000円減額のお願いで
ございます。今回の減額補正につきましては、2節給料、3節職員手当、4節共済費、それ
ぞれが職員の人件費についての減額でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、21ページをお願いいたします。

2項都市計画費、1目都市計画総務費であります。総額で5万円の追加のお願いでござ
います。1節委員報酬1万7,000円の追加であります。議案第6号でお認めいただきました
たまちづくり評価委員会6名分の委員報酬と、11節需用費電気料が3,000円、これは町づく
り事業での回遊型歩行動線道路照明1カ月分の電気料であります。

次に、3目土地区画整理費であります。3節職員手当で新たに2万4,000円のお願いで
あります。

次に、4目街路事業整備費であります。同じく3節職員手当で合計12万2,000円の願
いがございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君） 6目下水道費でございますが、下水道事業特別会計繰出金の
追加の1,964万6,000円のお願いでございます。これにつきましても、下水道事業特別会計
のほうでご説明をさせていただきます。

○副議長（原田睦男君） 建設課課長補佐。

○建設課課長補佐（高橋春彦君） 次に、3項住宅費、1目公営住宅管理費につきましては、
新たに5万5,000円のお願いでございます。備考欄で住生活総合調査員報酬2名分として県
からの委託調査といたしましてお願いするものでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（一場孝行君） それでは、引き続きまして10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費についてご説明申し上げます。

1,856万6,000円の減額であります。これは、異動及び給与改定の所要額でありますので、よろしくお願ひいたします。

22ページをお願いします。

5目給食調理場運営管理費につきましては、691万8,000円の減額であります。これも同じく異動及び給与改定所要額に係るものでありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

2項小学校費、1目学校管理費であります。69万6,000円の増額のお願ひであります。これにつきましては、異動、給与改定によるものでありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それと、11節需用費でありますけれども、光熱水費の追加といたしまして46万4,000円の追加のお願ひでございますので、よろしくお願ひいたします。

23ページをお願いします。

3目小学校施設整備費であります。1,500万円の追加のお願ひであります。これにつきましては、本年6月に地震防災対策特別措置法が改正されまして、地方公共団体が設置する公立小中学校等につきまして耐震審査の実施が義務づけられ、いまだ耐震診断が完了していない地方公共団体においては、速やかに実施するように要請されてきたところであります。これにつきましては、本町では小学校費につきましては太田小、坂上小学校の校舎、太田小、原町小、坂上小学校の屋体、体育館になります、これらを合わせて5棟がその対象となりまして、今回1,500万円をお願ひするものであります。なお、この財源でありますけれども、緊急安心実現総合対策交付金ということで歳入のところでご説明させていただいた部分を一部充当させていただくものでありますので、よろしくお願ひいたします。

次に、3項中学校費であります。

1目学校管理費につきましては、異動及び給与改定所要額によりまして575万4,000円追加のお願ひとなつてございますので、よろしくお願ひいたします。

3目中学校施設整備費であります。新たに1,500万円をお願ひするところでありますが、これも小学校でご説明申し上げましたように、中学校の体育館、これの耐震診断業務の委託料といたしまして1,500万円であります。中学校各校の体育館、この診断に必要な経費でありますので、よろしくお願ひいたします。

次に、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきましては、819万円の追加のお願いであります。異動及び給与改定の所要額でありますので、よろしくお願ひいたします。

学校教育課は以上であります。よろしくお願ひします。

○副議長（原田睦男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 哲君） それでは、社会教育費の公民館費について説明させていただきます。

補正額につきましては、26万3,000円でございます。説明の欄をお願ひいたします。

岩島公民館の修繕料追加26万3,000円をお願ひいたします。修繕料につきましては、自動電話通報装置故障による修繕料ということになっております。

続きまして、保健体育費の保健体育総務費についてお願ひいたします。37万4,000円の補正でございます。説明欄をお願ひいたします。

まず、報酬でございますけれども、2万5,000円につきましては、体育指導員報酬1名分の追加でございます。

続きまして、負担金につきましては、広域の海の家運営費負担金追加ということで34万9,000円、これにつきましては、耐震診断費用ということでございます。

以上でございますけれども、よろしくお願ひいたします。

○副議長（原田睦男君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月17日までに調査が終了しますようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○副議長（原田睦男君） 日程第13、議案第9号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第9号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

最初に事業勘定でございますが、今回お願いするものは、歳入歳出それぞれ1,481万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,604万6,000円とするものでございます。

内訳といたしまして、歳入では国庫支出金30万円の増額、療養給付費交付金1,151万円の増額、県支出金3万3,000円の増額、繰入金297万6,000円の増額であります。

次に、歳出では、総務費124万7,000円の増額、保険給付費1,357万2,000円の増額であります。

次に、施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ242万5,000円を減額し、8,484万5,000円にするものでございます。

まず、歳入ですが、診療収入279万5,000円の減額、諸収入37万円の増額であります。

次に、歳出では、総務費327万3,000円の減額、医業費84万8,000円の増額であります。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 住民課長。

○住民課長（猪野悦雄君） 議案第9号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして詳細説明を申し上げます。

最初に、事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ1,481万9,000円を追加し、17億8,604万6,000円にするものでございます。

4ページ以降、事項別明細書により説明させていただきます。

まず、歳入ですが、3款国庫支出金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として30万円の増額、4款療養給付費交付金、9月末現在による退職者医療交付金変更決定通知書を受け、1,151万円の増額、6款県支出金、財政健全化補助金確定を受け、3万3,000円の増額、9款の繰入金ですが、1目一般会計繰入金、2節の出産育児一時繰入金ですが、条例の一部改正や当初予定の人員に今後該当される数値を考慮し、300万円の増額、4節のその他一般会計繰入金は、福祉医療実施に伴います国庫負担削減分補助確定により、2万4,000円の減額であります。

次に、歳出であります。1款総務費、1項1目一般管理費ですが、高齢受給者証発給に伴うシステム改修委託料として30万円の増額、2項徴税費として、制度改正に伴います賦課徴収等各種様式変更のための印刷製本費94万7,000円の増額、2款保険給付費の2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費804万円の増額、2目退職被保険者等高額療養費103万

2,000円の増額をお願いします。これは、10月末までの負担金を参考にそれぞれ1カ月当たりの数値を勘案し、追加させてもらうものでございます。

4項1目出産育児一時金につきましては、条例改正に伴う追加等450万円をお願いします。出産育児一時金につきましては、当初18人分の予算に対して、現在までに20名の方が該当され、また1月以降、8名の方の予定がされております。

以上が事業勘定であります。

続いて、施設勘定に移ります。

施設勘定については、歳入歳出それぞれ242万5,000円を減額し、8,484万5,000円にするものでございます。

7ページ以降、事項別明細書により説明させていただきます。

まず、歳入ですが、1款診療収入、国保分62万9,000円、社保分271万7,000円、それぞれ減額、一部負担金については55万1,000円の増額、合わせて279万5,000円の減額であります。これは、当初予算の算出に対しまして、約半年分の収入を年額に置きかえ減額するものでございます。

6款諸収入37万円の増額であります。これは、特定健康診査追加分を見込んでおります。

次に、歳出ですが、1款総務費327万3,000円の減額、これは人事異動に伴います人件費であります。

2款医業費84万8,000円の増額につきましては、医療用機械器具リース料であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算について説明をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○副議長（原田睦男君） 日程第14、議案第10号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長(茂木伸一君) 議案第10号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算(第2号)につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いするものは、歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,136万2,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、歳入で繰入金2万円の増額、歳出では総務費2万円の増額であります。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長(原田睦男君) 続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

○住民課長(猪野悦雄君) 議案第10号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算(第2号)につきまして詳細説明を申し上げます。

今回お願いするものは、歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,136万2,000円とするものでございます。

3ページ以降、事項別明細書により説明させていただきます。

まず、歳入ですが、4款繰入金、1項一般会計繰入金2万円の追加でございます。

次に、歳出ですが、1款総務費2万円の増額であります。これは、その他委託料としてレセプト点検委託料等の追加でございます。

以上、老人保健特別会計補正予算の説明でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長(原田睦男君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○副議長(原田睦男君) 日程第15、議案第11号 平成20年度東吾妻町特別養護老人ホーム

いわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第11号 平成20年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出とも141万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億3,816万3,000円とするものでございます。

歳入としては、指定寄附金9万9,000円の追加、一般会計繰入金792万1,000円の減額、繰越金641万2,000円の追加でございます。

歳出としては、職員の異動及び給与改定に伴う人件費の減でございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 続いて、担当課長の説明を願います。

いわびつ荘施設長。

○いわびつ荘施設長（山田文子君） それでは、平成20年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第1号）になりますけれども、説明をさせていただきます。

今回の補正は減額補正でございまして、141万円の減額をお願いいたしまして、歳入歳出それぞれ2億3,816万3,000円の総額のお願いでございます。

事項別明細書の4ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、3款1項1目寄附金でございます。9万9,000円の増額のお願いです。これは、退所をされた利用者の親族の方からと、そのほかに3件、計4件の指定寄附をしていただいたものでございますので、増額させていただきます。

続きまして、4款1項1目の一般会計繰入金でございますけれども、792万1,000円の減額のお願いでございます。

続きまして、5款1項1目繰越金でございますが、当初予算で500万円の繰越金を見込んでおりましたが、決算により繰越額が確定をいたしましたので、641万2,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、歳出でございますが、1款1項1目一般管理費でございます。141万円の減

額のお願いでございます。2節、3節、4節、19節につきましては、職員の給与関係の所要額の補正でございますので、よろしく願いいたします。

18節の備品購入費でございますが、指定寄附金をいただいておりますので、追加をさせていただきます。エアマット2台の購入を予定させていただいております。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○副議長（原田睦男君） 日程第16、議案第12号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第12号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出とも158万8,000円の追加で、歳入歳出予算の総額を11億6,111万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしては、分担金及び負担金55万7,000円の追加、国庫支出金2,584万3,000円の追加、支払基金交付金20万5,000円の追加、県支出金8万2,000円の追加、繰入金等2,509万9,000円の減額でございます。

歳出としては、総務費36万9,000円の追加、地域支援事業費121万9,000円の追加でございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（蜂須賀 正君） それでは、ご説明させていただきます。

まず、4ページ、事項別明細書をお願いいたします。

歳入でございます。

2款分担金及び負担金、1項の負担金、1目負担金でございます。お願いいたしますのは、55万7,000円の追加のお願いでございます。説明欄にございますように、生活支援短期宿泊利用者の負担金の追加で2名分でございます。

次に、4款国庫支出金、2項国庫補助金の1目調整交付金でございます。お願いいたしますのは、2,567万8,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、調整交付金の決定ということでございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、2目の地域支援事業交付金でございます。16万5,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、先ほど申し上げました地域支援事業の関係の交付金でございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、5款の支払基金交付金でございます。1項の支払基金交付金、2目の地域支援事業交付金で、お願いいたしますのは20万5,000円の追加のお願いでございます。これにつきましても、地域支援事業の関係でございます。

次に、6款県支出金、2項の県補助金、1目の地域支援事業交付金でございます。お願いいたしますのは8万2,000円の追加のお願いでございます。これにつきましても地域支援事業の交付金でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

8款の繰入金、1項一般会計繰入金、2目の地域支援事業繰入金でございます。お願いいたしますのは、8万2,000円の追加のお願いでございます。これにつきましても、地域支援事業の追加のお願いでございます。

次に、3目の地域支援事業繰入金でございます。これは8,000円の減額のお願いでございます。これは率の変更に係るものでございますので、よろしくをお願いいたします。

4目の一般会計繰入金でございます。36万9,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、広域認定審査会の負担金の追加に係る部分でございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、8款繰入金、2項の基金繰入金、1目の介護給付費準備基金繰入金でございます。お願いいたしますのは、2,554万2,000円の減額のお願いでございます。これも財政調整交付金の決定に伴うものの減額でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

1款総務費、2項の介護認定審査会費、2目の認定審査会委託負担金でございます。お願いいたしますのは、36万9,000円の追加のお願いでございます。説明欄にございますように、認定審査会負担金でございます。

次に、5款の地域支援事業、1項の介護予防事業費、1目介護予防一般高齢者施策事業費でございます。お願いいたしますのは、121万9,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、介護予防の地域支援事業に係る部分の追加のお願いでございますので、よろしくをお願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○副議長（原田睦男君） 日程第17、議案第13号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第13号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出とも450万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,457万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしては、繰入金208万円、前年度繰越金213万9,000円でございます。

歳出では、情報通信施設事業費405万8,000円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 続いて、担当課長の説明を願います。

東支所長。

○東支所長（唐沢憲一君） それでは、地域開発事業特別会計補正予算（第1号）のご説明を申し上げます。

先ほど町長が提案したとおり、歳入歳出それぞれ450万8,000円の追加をお願いし、歳入歳出それぞれ4,457万2,000円とするものでございます。

それでは、4ページ以降の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

まず、歳入でございますけれども、分担金及び負担金ということで25万円、これは施設の加入料として5件分を見込んでおります。それから、繰入金でございますが、208万円、これは一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、繰越金でございますけれども、213万9,000円でございます。それから、諸収入で3万9,000円を見込んでおります。合計しまして405万8,000円ということでございますので、よろしく願いいたします。

それから、歳出でございますけれども、情報通信施設事業費ということでございまして、11節の需用費、これにつきましては、光熱水費の追加ということで電気料でございますので、2万3,000円よろしく願いします。

それから、15節の工事請負費ですけれども、448万5,000円ということでございますが、新規の施設分としまして90万円を見込んでおります。それから、電柱の移転料の工事代ということで311万2,000円を見込んでおります。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○副議長（原田睦男君） 日程第18、議案第14号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長(茂木伸一君) 議案第14号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに584万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億2,292万5,000円とするものでございます。

歳入としては、使用料及び手数料150万円の減額、国庫支出金85万9,000円の減額、県支出金260万円の追加、繰入金1,964万6,000円の追加、諸収入65万5,000円の追加、町債1,470万円の減額でございます。

歳出としては、建設費35万円の追加、施設費84万円の追加、公債費339万1,000円の追加などと、職員の異動及び給与改定に伴う人件費の追加でございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○副議長(原田睦男君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長(高橋啓一君) それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為の追加でございますが、公共下水道の吾妻浄化センターの運転・維持管理業務委託を包括的民間委託とし、長期契約期間を3年間とし、期間を平成20年度から23年度、限度額といたしまして2,950万円の補正のお願いでございます。維持管理につきましては、平成20年度で維持管理が5年間契約が切れますので、次回につきましては3年間の維持管理契約でお願いしたいということでございます。

続きまして、農業集落排水の箱島・岡崎地区汚水処理場及び岩下・矢倉地区排水処理場運転維持・管理業務委託を包括的民間委託とし、長期契約期間を3年間とし、期間につきましては、平成20年度から平成23年度、4年間でございます。限度額といたしましては3,720万円でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、5ページをお願いしたいと思います。

歳入の部分でございますが、箱島・岡崎地区の月額使用料の減額といたしまして150万円の減額のお願いであります。

続きまして、国庫支出金の2目の生活排水費国庫補助金といたしまして85万9,000円の減額でございます。これにつきましては、国の内示による減額でございます。

続きまして、4款県支出金の1目県補助金でございますが、260万円の追加でございます。

公共下水道の見直し県補助金追加250万円と浄化槽の普及促進県費補助金で10万円でございます。

5款繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、1,964万6,000円の増加のお願いでございます。

続きまして、7款2目消費税還付金でございますが、公共下水道、浄化槽整備、農業集落排水合わせまして65万5,000円の追加でございます。説明欄には、57万円、15万5,000円、続きまして6ページでございますが、7万円の減額ということで、65万5,000円でございます。

8款1目資本費平準化債でございますが、この平準化債につきましては、説明の欄にありますとおり、公共下水道で140万円の増加、浄化槽整備事業債で1,580万円の減額、農業集落排水事業債で30万円の減額で、合計といたしまして1,470万円の減額でございます。

7ページの歳出でございますが、1款総務費、1目の一般管理費でございますが、異動及び給与改定に伴いまして126万1,000円の追加のお願いでございます。

2款建設費、1目建設事業費でございますが、浄化槽の普及パンフレット印刷費追加で35万円をお願いでございます。

3款施設費の1目の施設管理費でございますが、箱島・岡崎地区の電気料で60万円、岩下・矢倉地区の電気料で24万円の84万円の追加のお願いでございます。

続きまして、8ページになりますが、4款公債費、1目の元金でございますが、339万1,000円の追加のお願いでございます。公共下水道事業償還元金追加といたしまして300万円、農業集落排水岩下・矢倉地区の償還元金追加といたしまして39万1,000円をお願いでございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○副議長（原田睦男君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○副議長（原田睦男君） 日程第19、議案第15号 平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計補

正予算（第1号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第15号 平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに929万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,020万4,000円とするものでございます。

歳入としては、繰入金775万円の追加、繰越金154万8,000円の追加でございます。

歳出としては、簡易水道費929万8,000円の追加で、岡崎地区に減圧弁及び流量計を設置する工事でございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋啓一君） それでは、4ページをお開きいただきたいと思います。

4款繰入金、1目の繰入金でございますが、一般会計繰入金追加といたしまして775万円の追加のお願いでございます。

5款繰越金、1目の繰越金でございますが、前年度繰越金追加ということで154万8,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、5ページの歳出でございますが、1款簡易水道費の1目の維持管理費でございますが、職員の手当の追加のお願い等ございますが、主なものにつきましては、工事請負費800万円でございます。この800万円につきましては、岡崎地区の減圧弁設置工事といたしまして500万円ほど、それと同じく岡崎地区でございますが、流量計の設置ということで300万円ほどの追加のお願いでございます。減圧弁をなぜつけるかということでございますが、配水池と現在の住宅地との部分の高低差が非常にある配水管がございまして、現在十二、三キロというような状況でございまして、非常に通常の水圧を超えておりまして、この部分につきましては、やはり給水装置等故障の原因になりますので、減圧弁を設置させていただきたいということでございます。ちなみに、対象件数でございますが、48件ほど現在対象になっております。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○副議長（原田睦男君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月17日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（原田睦男君） 日程第20、議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について提案理由の説明を申し上げます。

平成21年5月5日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である富士見村が廃され、その区域が同組合の組織団体である前橋市に編入されるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（原田睦男君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○副議長（原田睦男君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○副議長（原田睦男君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（原田睦男君） 日程第21、議案第17号 字区域の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第17号 字区域の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

県営植栗土地改良事業の事業実施に伴い、植栗字中原、坂ノ上、小湊沢、殿前及び新田原において、字区域の変更が必要となりましたので、提案するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 続いて、担当課長の説明を願います。

産業課長。

○産業課長（角田輝明君） この案件につきましては、県営植栗土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地の区画及び形状を改めた結果、植栗字中原、坂ノ上、小湊沢、殿前及び新田原において、字区域を変更する必要が生じたものでございます。

議案の最後についておりますA3の図面をごらんいただきたいと思っております。

表にあります字区域変更概要図でございますが、凡例にありますように、変更前字界は青の実線に2点の線でございます。変更後の字界は赤の実線に2点の線でございます。地区界は黒の実線に1点の線でございます。整備後の導水路を境としております。

左下の対照表をごらんください。番号につきましては、図面中の番号でありまして、変更前の字名と変更後の字名で、字が変わる区域を示しております。

裏の図面をごらんください。

字区域変更図でございますが、この図面につきましては、整備前の地形図に整備後の換地図を重ねて変更前と変更後の字界をあらわしたものでございますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（原田睦男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○副議長（原田睦男君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○副議長（原田睦男君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長（原田睦男君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（原田睦男君） 日程第22、議案第18号 東吾妻町営土地改良事業（細谷）計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長（茂木伸一君） 議案第18号 東吾妻町営土地改良事業（細谷）計画について提案理由のご説明を申し上げます。

水源地域対策特別措置法により、八ッ場ダムが国の指定ダムとなり、利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備計画が閣議決定され、その中で本地区はダム関連事業により受ける影響を緩和し、農業振興に資するために必要な事業として位置づけられております。本地区の現況は、区画形状の不備並びに導水路網の不備により、農業所得の安定、向上の障害になっております。このため、早急に整備することで、所得の安定のみならず農村環境の改善、農地保全を図る上でも必要性が高い事業と考えております。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（原田睦男君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

ダム対策課長。

○ダム対策課長（轟 馨君） それでは、今回提案いたします計画の詳細について説明いたします。

当計画書の事業着手に係る経緯ですけれども、平成7年に八ッ場ダム水源整備計画の事業に位置づけられ、平成12年に推進協議会が設立されました。計画内容の検討、土地改良事業に関する勉強、基準づくり等を行い、関係者の理解に努め、現在に至っております。

1枚めくっていただきたいと思います。

目的といたしまして、八ッ場ダム関連の県道林・岩下線により影響を受ける残存農地に農業用排水路等の整備、遊休農地の解消及び分散した農地の集団化を行い、生産性の向上を図るとともに、農村生活環境の改善と生活水準の向上を図ろうとするものです。

次に、計画地の所在及び範囲ですけれども、東吾妻町大字三島字根古屋ワグと細谷の一部がかかる地域でございます。

ページをめくっていただきたいと思います。裏ですね。

基本計画のところをごらんいただきたいと思います。

施行に係る地域面積として14.0ヘクタールです。主要工事計画についてですけれども、1番整地工面積10.4ヘクタール、道路工延長895メートルの舗装、4メートルの幅員です。同じく延長2,605メートルの砂利道、幅員4メートルです。3番目として、用水路工延長25メートル、4番目として排水路工延長185メートルです。

次に、換地計画の要領でございます。

換地については、不整形な農用地を整形化し、分散する農用地を集団化するとともに、道路水路を整備し、区画形質の変更を必要とするため、これに伴う換地計画を樹立します。

また、ページをめくっていただきたいと思います。

一番上の5の費用の概算についてですけれども、本事業の概算総事業費は、事務費込みで1億8,370万円を予定しています。

もう一つ、まためくっていただきたいと思います。

次に、大きい3番で負担区分の予定を掲載した書面をごらんいただきたいと思います。

負担区分といたしまして、工事費の55%が国庫補助金、25%が県費補助金、18%が市町村費、2%が受益者個人負担金です。また、事務費の50%が国庫補助金、残り50%が市町村費という負担区分になっております。

なお、工事費の18%の市町村費と事務費50%の市町村費のうち、91.19%は下流都県の交付金になります。町については、8.81%の負担ということになります。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○副議長（原田睦男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（原田睦男君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○副議長（原田睦男君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○副議長（原田睦男君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎請願書・陳情書の処理について

○副議長（原田睦男君） 日程第23、請願書・陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた請願書・陳情書は、お手元に配付した請願文書表・陳情文書表のとおり、それぞれの委員会に付託しますので、その審査を12月17日までに終了するようお願いいたします。

以上で請願書・陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○副議長（原田睦男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は12月18日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたし

ます。

本日はこれをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

(午後 1時58分)

平成20年12月18日（木曜日）

（第 2 号）

平成20年東吾妻町議会第4回定例会

議事日程(第2号)

平成20年12月18日(木) 午前10時開議

- 第1 議案第3号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例について
- 第2 議案第8号 平成20年度東吾妻町一般会計補正予算(第6号)案
- 第3 議案第9号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案
- 第4 議案第10号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算(第2号)案
- 第5 議案第11号 平成20年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第6 議案第12号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第2号)案
- 第7 議案第13号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第8 議案第14号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第2号)案
- 第9 議案第15号 平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第1号)案
- 第10 請願書・陳情書の委員会審査報告
- 第11 発議第1号 意見書の提出について(地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書)
- 第12 発議第2号 意見書の提出について(「最低保障年金制度」創設を求める意見書)
- 第13 閉会中の継続審査(調査)事件について
- 第14 議案第19号 東吾妻町長等の給与の特例に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	菅谷光重君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	一場明夫君

9番	日野近吉君	10番	大 関 広海君
11番	中井一寿君	12番	上 田 智君
13番	橋爪英夫君	15番	佐藤利一君
16番	加部 浩君	17番	原 田 睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員（1名）

14番 前村 清君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
教育長	小林靖能君	総務課長	山野 進君
企画課長	高橋義晴君	税務課長	小山枝利子君
保健福祉課長	蜂須賀 正君	住民課長	猪野悦雄君
生活環境課長	加部保一君	産業課長 兼農業委員会 事務局長	角田輝明君
建設課長	市川 忠君	ダム対策課長	轟 馨君
上下水道課長	高橋啓一君	会計管理者	石村 あさ子君
東支所長	唐沢憲一君	いわびつ荘長	山田文子君
岩櫃ふれあいの郷施設長	角田 豊君	桔梗館長	高橋和雄君
榛名吾妻荘支配人	富沢美昭君	学校教育課長	一場孝行君
社会教育課長 兼中央公民館長	丸橋 哲君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議 会 事 務 局 長	田中康夫
議会事務局主任	角田光代	議 係	

◎開議の宣告

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

前村清議員、けさ体調を崩しまして原町の日赤病院に急遽入院、欠席の連絡が入りましたので、申し添えます。

ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第1、議案第3号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月11日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立多数)

○議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第2、議案第8号 平成20年度東吾妻町一般会計補正予算(第6号)案を議題といたします。

本件については、去る12月11日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第3、議案第9号 平成20年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案を議題といたします。

本件については、去る12月11日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第4、議案第10号 平成20年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る12月11日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第5、議案第11号 平成20年度東吾妻町特別養護老人ホームい

わびつ荘運営事業特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

本件については、去る12月11日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第12号 平成20年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る12月11日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第7、議案第13号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

本件については、去る12月11日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第8、議案第14号 平成20年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る12月11日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第9、議案第15号 平成20年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第1号)案を議題といたします。

本件については、去る12月11日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎請願書・陳情書の委員会審査報告

○議長(菅谷光重君) 日程第10、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

請願2号 全額国庫負担による「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願書を議題といたします。

本件については、去る12月11日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いいたします。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 橋爪英夫君 登壇)

○文教厚生常任委員長(橋爪英夫君) それでは、報告いたします。

平成20年12月11日、議長より付託されました請願2号 全額国庫負担による「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願書については、12月12日午前10時より、第3委員会室において、猪野住民課長に出席願ひ、審査いたしました。

年金制度は、社会保障制度の根幹であり、だれもが老後の保障のみでなく、制度に加入していなければ保障の対象となりません。現状では年金への課税の強化、定率減税の廃止、老年者控除の廃止などにより、年金生活者の生活は苦しくなるばかりです。

このような状況の中で、無年金者が100万人を超え、国民年金だけの約900万人の平均年金月額が4万6,000円にすぎません。若者を初め低所得者の間では保険料未納者が370万人になり、現行の保険方式による公的年金制度の空洞化は深刻で、年金制度崩壊につながりかねません。公的年金制度は高齢者の命綱であり、これが崩壊することは高齢者の生活基盤の崩壊でもあります。この制度を守り発展させていくために、文教厚生常任委員会では採択と決定いたしました。

本会議においてもご議決くださるようお願い申し上げ、委員長報告といたします。よろしく願ひいたします。

○議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

○議長(菅谷光重君) 請願3号 汚染米不正流通の実態解明とミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願を議題といたします。

本件については、去る12月11日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いいたします。

産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇)

○産業建設常任委員長(中井一寿君) それでは、ご報告をさせていただきます。

平成20年12月11日の本会議にて付託されました請願3号 汚染米不正流通の実態解明とミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願は、去る12月12日、第4委員会室において産業課長の出席を求め、内容説明をいただき審査いたしました。

現在、世界的に食糧不足が懸念され、国内においても生産自給率を高めるべく農業政策の変換が求められている中、WTO協定上とはいえ汚染米の輸入などは食の安全・安心対策を逸脱する行為であって、決して許されるべきものではありません。当委員会としては、二度と過ちを繰り返さないため、請願内容の処置対策が必要であると認識しておりますが、既に政府関係機関においては、国内外の問題として同様の処置対策を講じるべく協議がなされており、それらの動向を見極めることの観点から、全会一致にて趣旨採択といたしましたので、本会議においても同様のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

○議長(菅谷光重君) 請願4号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願を議題といたします。

本件については、去る12月11日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いいたします。

産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇)

○産業建設常任委員長(中井一寿君) ご報告を申し上げます。

平成20年12月11日の本会議にて付託されました請願4号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願は、去る12月12日、第4委員会室において産業課長の出席を求め、内容説明をいただき審査いたしました。

食料不足が懸念され、生産自給率を高めるべく農業政策の変換が求められている中において、農業資材等の価格高騰に対しての、生産者にとっては大変厳しい内容となっております。現状に至っては、燃料等の価格低下に加え、国・県においては肥料、燃油高騰対応緊急対策事業として、決して満足する制度ではありませんが、生産者向け助成事業を県担い手支援協議会によって実施しており、活用することが望まれます。

また、別の角度からは、生産流通コスト軽減方法等の改善策を図ることによって、安定した生産、供給が維持できるよう考察する必要等も考えられるなどをあわせた場合、性質上補助的要素が強く、請願内容での物品価格高騰分を補償させる農業政策には問題があります。しかしながら、当委員会としては、農業生産者が直面している実情は十分に理解しなければならず、今後は何らかの処置対策が必要であるとの観点から、全会一致にて趣旨採択といたしましたので、本会議においても同様のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

○議長（菅谷光重君） 陳情3号 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

本件については、去る12月11日、総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いいたします。

8番、総務常任委員長。

（総務常任委員長 一場明夫君 登壇）

○総務常任委員長（一場明夫君） それでは、陳情書の委員会審査結果を報告いたします。

去る12月11日、その審査を総務常任委員会に付託されました陳情3号 「地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書」の提出を求める陳情については、12月12日、第1委員会室において生活環境課長出席のもと、委員全員で審査を行いました。

この陳情の趣旨は、国民本位の地方消費者行政が適切に行われるための措置を求めるもので、最近毒物混入や偽装事件など食の安全が脅かされている実情を見ると、国に対して積極的な保護制度の整備や予算措置を求める意見書を提出することが適当であるとの結論に達しました。

なお、陳情では2項目についての意見書の提出を求めています。委員会としては、食の安全を確保するために食品表示の適正化や、違反者に対する処罰の適正化を求める項目を追加した上で意見書を提出することで委員全員の意見が一致し、採択すべきものと決しました。

つきましては、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

○議長（菅谷光重君） 陳情4号 社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書採択についての陳情を議題といたします。

本件については、去る12月11日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いいたします。

13番、文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 橋爪英夫君 登壇）

○文教厚生常任委員長（橋爪英夫君） 報告いたします。

平成20年12月11日、議長より付託されました陳情4号 社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書採択についての陳情については、12月12日午前11時より、第3委員会室において、蜂須賀保健福祉課長に出席願ひ、審査を行いました。

経済財政運営と構造改革に関する基本指針2006、いわゆる骨太の方針2006であります。打ち出された社会保障関係費を毎年2,200億円削減する方針を撤回することについては、地域における医師不足を初め、医療、介護、福祉などの社会的セーフティネット機能が著しく弱体化しています。低所得者が拡大し、社会保障や雇用保険に加入できないなど、住民の生活不安は確実に広がっています。予想以上の経済情勢の悪化により、国もその対応に議論されている状況下であり、文教厚生常任委員会では、各委員の審査の結果、趣旨採択と決定いたしましたのでご報告いたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

○議長（菅谷光重君） 陳情5号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択についての陳情を議題といたします。

本件については、去る12月11日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いいたします。

13番、文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 橋爪英夫君 登壇）

○文教厚生常任委員長（橋爪英夫君） 報告いたします。

平成20年12月11日、議長より付託されました陳情5号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択についての陳情は、12月12日午前11時より、第3委員会室において、蜂須賀保健福祉課長に出席願い、審査をいたしました。

原油や食料の高騰に伴う実質所得低下を緩和するため、低所得者層を中心とする所得税減税や生活困窮者に対する補助金制度の創設、生活扶助基準に対する物価上昇分の上乗せ等の対策を求める陳情は、審査の結果、日本の景気は予想以上に悪化している現状下であるが、国民生活における景気対策や物価対策を国においても今現在議論されているところであり、文教厚生常任委員会では、各委員の意見の結果、趣旨採択と決定いたしましたのでご報告いたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

○議長（菅谷光重君） 陳情6号 運営費助成の陳情を議題といたします。

本件については、去る12月11日、総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いいたします。

8番、総務常任委員長。

（総務常任委員長 一場明夫君 登壇）

○総務常任委員長（一場明夫君） それでは、委員会審査結果を報告いたします。

去る12月11日、その審査を総務常任委員会に付託されました陳情6号 運営費助成の陳情については、12月12日、第1委員会室において生活環境課長出席のもと、委員全員で審査を行いました。

この陳情の趣旨は、吾妻交通安全協会の運営費の助成を求めています。実態としては、協会の存在意義は認められるものの、その活動の必要性が地域住民や会員に十分理解されていないことから会員が減少しており、自主財源の不足につながっているものと判断されます。ついては、今後、地域住民や会員に会の活動を理解してもらう方策を講じ、会員の確保に努め、自主財源を確保すること。運営経費や体制を抜本的に見直し、住民サイドに立った適正な交通安全のための事業の実施に努め、会の健全運営を図ること。助成金の支出に当たっては、町の補助金等審査委員会において、法的部分の調整や金額等について十分審査をした後に予算化し、執行することなどの附帯条件を付した上で採択すべきものと、賛成多数で決定いたしました。

つきましては、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

○議長(菅谷光重君) 陳情7号 国民の「安心・安全」を切り捨てる「地方分権」「道州制」をやめ、関東地方整備局の事務所出張所の存続を求める陳情書を議題といたします。

本件については、去る12月11日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いいたします。

11番、産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇)

○産業建設常任委員長(中井一寿君) ご報告を申し上げます。

平成20年12月11日の本会議にて付託されました陳情7号 国民の「安心・安全」を切り捨てる「地方分権」「道州制」をやめ、関東地方整備局の事務所出張所の存続を求める陳情書は、去る12月12日、第4委員会室において建設、ダム対策課長の出席を求め、内容、近隣町村の動向等の説明をいただき審査いたしました。

地方分権、道州制や国策によった統廃合方針が論議されていない状況下では、当然、現存施設の存続と従事する職員の地位保全、不安や動揺等のない業務遂行ができるよう努力していただくこととし、当委員会では、制度確定の間までとする条件での趣旨採択としておくことが大事と思われ、今後の推進法等の動向を考慮していくこととし、全会一致をもって趣旨採択といたしましたので、本会議におかれましてもよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長(菅谷光重君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第11、発議第1号 意見書の提出について（地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書）を議題といたします。

8番、一場明夫議員、趣旨説明をお願いいたします。

8番、一場議員。

（8番 一場明夫君 登壇）

○8番（一場明夫君） それでは、地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書の提出をすることについての提案理由というか、発議の理由を説明いたします。

この意見書については、皆さんのお手元に配付のとおりでございますけれども、先ほど本会議で陳情を採択すべきものと決定していただいたことに伴い提出することを発議するものです。

近年、食品への毒物混入や食品の偽装表示事件を初め、振り込め詐欺の多発等、消費者を取り巻く環境の悪化が大きな社会問題となっています。

そこで、お手元に配付してあるとおり、当議会として、消費者苦情相談が地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言、あっせん等により解決されるよう、消費生活センターの権限を法的に位置づけるとともに、被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築する等、必要な法制度の整備をすること。

地方消費者行政の体制、人員、予算を抜本的に拡充、強化するための財政措置をとること。

国民の生命に直結する食の安全を確保するために、消費者サイドに立ったより適正な食品表示や、偽装等の違反者に対して厳正な処分がなされるよう法制度の整備を図ることの3点の措置を講じるよう求める意見書を衆参両院議長、総理大臣、総務大臣、消費者行政推進大臣あてに提出することを提案するものです。

ご理解の上、ご議決下さるようお願い申し上げ、簡単ですが提案の理由の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第12、発議第2号 意見書の提出について（「最低保障年金制度」創設を求める意見書）を議題といたします。

文教厚生常任委員長、趣旨説明を願います。

13番、文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 橋爪英夫君 登壇）

○文教厚生常任委員長（橋爪英夫君） それでは、意見書の提出についての説明を行います。

なお、ここに出されました意見書を朗読して、説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

「最低保障年金制度」創設を求める意見書。

今、多くの国民にとって「健康で文化的な最低限度」の生活をおくっていくのが大変困難な状態になっております。多くの面で「格差」が広がっています。

平成16年の年金制度改定は、「保険料の引き上げ」と「年金給付の引き下げ」という改悪でありました。さらに老年者控除の廃止、定率減税の半減などにより増税が行われました。医療費関係では介護保険料、国民保険料も負担増になっております。

年金で生活している高齢者だけでなく、現役の労働者の生活も大変で、年金掛け金を払えない労働者も急増しております。

社会の「格差」が広がっている現在「最低保障制度」の創設こそが老後の生活の保障、現役労働者の安心につながると思われまます。

このような状況改善のため地方自治法第99条の規定により、全額国庫負担による「最低保障年金制度」を求める意見書を提出します。

平成20年12月。

群馬県吾妻郡東吾妻町議会。

内閣総理大臣宛。

文教厚生常任委員会の総意で、委員会報告という方法をとらせていただきました。どうぞご議決よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（菅谷光重君） 日程第13、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについての報告がありましたらお願いいた

します。

初めに、総務常任委員会。

8番、総務常任委員長。

(総務常任委員長 一場明夫君 登壇)

○総務常任委員長(一場明夫君) それでは、閉会中の調査した内容について、これから報告させていただきます。

当委員会では、産業建設常任委員会と合同で、箱島地区農村公園用地利用に関する調査を行いましたので、代表して私のほうから報告させていただきます。よろしくお願ひします。

まず、調査の目的ですけれども、その前に調査結果については、先日の全員協議会で議員の皆さんにはお配りしたとおりですので、見ていただいたと思ひますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

かいつまんで報告をさせていただきます。

調査の目的ですけれども、箱島地区の農村公園用地の今後の利用方法について、議会として最終判断するための資料を得ることを目的に調査を行いました。

調査に至る経緯ですけれども、町で7月14日に東地区地域審議会懇談会で、この用地を住宅団地として利用する計画を説明し、了承を得ました。しかし、直後に、当地に進出を希望する企業が出現したことから、8月11日に東地区地域審議会懇談会を開催し、今度は住宅団地以外に企業立地での利用も含めて検討していただいた結果、前回同様住宅団地として利用すべきとの結論になりました。その後、9月になって進出希望企業から書面で正式に進出希望が出されたことを受けて、町の対応とは別に議会として判断をするためには、用地利用についてとりあえず企業立地と住宅団地の両面から、それぞれのメリット、デメリットについて検証を行い、議員の皆さんに判断していただく資料を得るということを目的として、先ほど言った目的として調査に入った経緯がございます。

調査の期日ですけれども、10月3日に現地調査並びに第1回の合同委員会ということで、進出を希望された企業の、渋川にあります企業を現地調査をさせていただいて、その後役場に戻りまして、委員会室においてそれぞれの、もう一つの企業からの進出希望計画等の説明を受け、第1回目の委員会を行いました。その後、11月4日に第2回の合同委員会、12月1日に第3回の合同委員会ということで、3回の委員会を開催して、内容をまとめてきました。

それで、利用方法に関する調査結果として、まず住宅団地として利用する場合に想定され

る主なメリット、デメリットということでまとめました。メリットについては、定住人口の増加及び確保ができるというのが1点、建設関連企業等の経済効果が期待できる、これが2点目です。3点目として、事業の結果、税収の増加が見込まれる。それと4点目として、経済効果が期待できるというようなものが挙げられるということでまとめました。

デメリットとしては、販売不可能な残地が残る。2点目として、完売できない可能性がある。3点目として、町もしくは土地開発公社が事業主体とならなくてはならないということで、本来民間でやるのが好ましいんだと思いますけれども、そういったことがあり得るということ。その3点です、主に。

それで、企業立地の場合に想定される主なメリット、デメリットについては、まずメリットですけれども、販売の際に残地が出ないことから、有利な販売価格が期待できる。2番目として、現状のまま販売できる。3番目として、新たに就業の場が生まれることから、就業機会の拡大や産業振興につながる。4番目としては、建設関連企業等の経済効果が期待できる。5番目として、事業の結果、税収の増加が見込まれる。6番目として、事業活動や従業員の消費活動による経済効果が期待できる。こういったものが主なメリットとしてまとめました。

デメリットとしては、騒音等の公害が発生する可能性がある。大型輸送車両等による事故等が心配される。完売及び計画に沿った事業展開ができない場合が想定される。これについては、特に皆さんご承知のとおり、最近非常に経済状態が悪いということで、もし仮に企業立地ということで考えた場合でも、途中で中止せざるを得ない場合等も想定されるという意味も含めて、デメリットのほうにあえて入れてあります。

調査のまとめについては、これからちょっと朗読させていただきますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

町は、旧東村において農村公園用地として確保してある用地について、当合同委員会の意見等を受けて、企業立地の用地とする方向で進めることを11月18日の議員全員協議会で示しました。

その後、11月21日に地域住民に対して説明会を開催した結果、企業立地については騒音、振動等の公害が心配されるとの理由で反対の意見が強かった旨の報告が当合同委員会にありました。

7月と8月に2回にわたって東地区地域審議会の懇談会に相談をかけて、最終的に住宅団地として利用することで方針がまとまった経緯があることを踏まえると、今回、突然の説明

会開催については手順上適正だったかどうか疑問が残る上、今後町の意向に沿った事業展開を進めることに支障が出る可能性も出てきました。

今回合同委員会は、行政財産を売却することになることから、普通財産にする所定の手続がなされることはもちろん、事業実施に当たっては規定の給排水施設が適正にできること等を前提に調査を行いました。

提出された資料をベースに、合同委員会ではそれぞれのメリットとデメリットについて調査した結果をまとめてみると、次のようになります。

当然のことながら、住宅団地での利用と企業立地での利用それぞれにメリットとデメリットがありますが、議会としては、今後町民全体にとってどの利用方法が一番利益につながるかという観点に立って判断をする必要があります。

町の財政面を考えると、残地が残らずに分譲ができる企業立地のほうが有利と判断されます。さらに、町の産業振興と雇用機会の拡大という観点からも、迷わずに企業立地を選択することになりますが、この選択をするには、地域住民が心配しているように、騒音や振動等の公害が発生しないことが絶対条件になります。

さらに、未曾有の経済危機と言われているこの時期に、進出をする企業が、果たして新たに投資をしても順調に経営をしていけるのか、用地が条例等にのっとり公正に分譲できるのか等についても、細心の注意を払って判断することが必要とされます。

これらの条件がクリアされた上で、東地区地域審議会を初め地域住民の理解が得られれば、企業立地を進めることが適当と思われれます。

一方、住宅団地としての利用は、定住人口の増加や定着につながるという大きなメリットが期待できます。しかし、現在の経済情勢に加え、住宅需要や各種の分譲条件を冷静に、かつシビアに分析すると、そこには町として大きなリスクも存在してします。

こちらを選択した場合、すぐに着手するのではなく、少なくとも数年は経済情勢等を見極めてからの事業着手も考慮しなければなりません。

当合同委員会では、議員の3分の2が委員になっていることから、今回の案件は委員会の結論としてまとめてしまうことは不相当と判断されます。ついては、各議員がこの報告内容を参考資料として議決等の際に活用していただき、それぞれの立場で適正な判断をしていくことが望まれます。

中山間地の当町にとって企業立地のチャンスは極めて少なく、メリットも多いことから、町としてはその方向で進めたいと判断しているようですが、そのために町民に犠牲が生じる

ことは許されません。

進出希望企業から早急の判断が期待されていることを考慮すると、とりあえず企業立地の方向で進められるのかについて、町としてすぐに結論を出す必要があると思われます。

町も、この報告書を最終判断をするための資料として活用していただき、今回選択した判断が、町の振興にとって大きな力となったと将来言われるように、町民が納得できる選択をしていただくことを期待し、当合同委員会の報告といたします。

説明がうまくなかったのでわかりづらかった部分もあると思いますが、以上申し上げまして報告にかえさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） ここで休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

(午前 11時02分)

○議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

(午前 11時20分)

○議長（菅谷光重君） 続いて、文教厚生常任委員会。

13番、文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 橋爪英夫君 登壇)

○文教厚生常任委員長（橋爪英夫君） それでは、文教厚生常任委員会は11月25日、26日の2日間、長野県南佐久郡佐久穂町、それから長野県諏訪郡下諏訪町を研修視察してまいりましたので、その研修視察の結果を報告申し上げます。

去る11月25日、26日、文教厚生常任委員会研修として、視察は委員6名、蜂須賀保健福祉課長、一場学校教育課長に同行いただき8名で実施いたしました。視察先は、先ほど申し上げたように、佐久穂町と下諏訪町であります。

佐久穂町には25日の午後1時から、健康づくり事業について研修いたしました。佐久穂町は平成17年3月、佐久町と八千穂村が合併し誕生した新しい町であります。合併の中で分庁

方式をとり、佐久庁舎に総務、企画関係、八千穂庁舎に保健福祉関係の各部署を置いて事務執行を行っておりました。面積は約188キロ平米、世帯数が4,344世帯、人口1万2,956人です。高齢化率は我が町より若干少ないでしょうか、今年30.1%に、30%に乗ったというお話でありました。

佐久穂町では、副町長の佐々木徳治さん、住民福祉課参事の市川智明氏、住民福祉課健康づくり係長須田常樹氏、保健師の由井千恵さんに対応していただき、健康管理事業についてお話をお聞きしました。

健康管理事業は当時、旧八千穂村で、昭和32年国民健康保険法の改正により医療費の自己負担の増加が懸念され、手おくれの患者がふえる危険性が出てきたので、村長を先頭に反対運動を行ったそうです。後に健康管理事業のきっかけと、それがなったというお話でありました。

健康検診の始まりは、34年の村ぐるみの健康管理から、健康検診が開始された佐久総合病院の井出院長さんが指導に当たり実施が始まり、住民組織、健康づくり推進協議会を立ち上げ、その後昭和46年に衛生指導員を地域健康づくり員に名称を変更して、啓発事業の協力、学習会の運営、健康のつどいへの協力等活動を続け、59年には婦人の健康づくり推進員設置、みずから学び、食生活改善は健康管理事業に協力する女性組織をつくり、健康づくりの輪を広げていったということでありました。年1回開催の福祉と健康のつどいを発表の機会に、各ブロックに分かれ年間活動を行い、健康づくりの成果を上げているというお話でありました。

特に、佐久穂町では、保健師3名を増員して6名体制にし、保健師を地区の公民館や訪問指導に出られる体制がとれたということで、保健師さんもその辺のところは強調しておりました。町立千曲病院、医師5名勤務と佐久総合病院の連携がうまくとれていて、医療機関の強力な支援が得られると。町でもって町立の千曲病院を運営しておって、お医者さんが5名おるということでありました。その辺と佐久総合病院との連携はうまくとれて、その辺が健康づくりの輪の広がりや強力ができるというお話でありました。

健康管理事業の課題は、集団健診、町民ドックと生活習慣病予防のための特定健康診査、今年4月より始まった特定健康診査でありますけれども、それらと検診未受診者対策が、未受診者が19年で45.5%ということでありましたけれども、この辺のところは今後の課題だというお話を聞いてまいりました。

次に、長野県の諏訪郡下諏訪町に、子育て支援事業について研修を受けました。26日午前

10時から当町に訪問して研修を受けたわけであります。

下諏訪町より教育長の小沢貞義さん、教育こども課課長の山岡鉄太郎氏、教育こども課子育て支援係長原勝氏に対応いただき、小沢教育長さんの歓迎のあいさつを受けました。

あいさつの中で、今年8月に教育長さんは就任したというお話でありましたし、また青木町長さんは前日2期目の初登庁を済ませたばかりだというお話でありました。

町の概要、位置と地勢は長野県のほぼ中央に位置し、南は諏訪湖に面し、北は和田峠、鷲ヶ峰があり、これらの山から流れ下る川の扇状地に発達した町で、全国に1万余名の分社を持つ諏訪神社の総本社としても栄え、諏訪大社御柱祭で全国に知られる町でありました。面積が約66.9キロ平米、東西が9.7キロ、南北12キロ、人口2万2,863人、世帯数8,655世帯。

下諏訪町は明治7年に7カ村が合併し下諏訪町となり、平成5年に町制施行100年を迎えたそうであります。平成の合併では岡谷市、諏訪市との合併協議がされましたが合意に至らず、その後岡谷市との協議もされたが合意せず、自立の道をとったということでありました。自立を目指す下諏訪町は、行政機構改革を平成20年4月に実施、14課を10課に、80係を40係にした。職員数は、正規職員171人、臨時職員104名、合計で275名ということでありました。

保育園の運営でありますけれども、保育園の運営は教育委員会に移し、教育委員会は教育こども課1本でありました。教育総務係は小学校2、中学校2を係とする。子育て支援係は子育て支援センターほか研修施設、保育園係は保育園7園、生涯学習係は文化センター、公民館ほかの関係施設であります。体育係は運動場ほか体育施設、図書館、博物館も係としてありました。

少子化、核家族化の進行や夫婦共働き世帯増加、女性の社会進出など社会状況の変化の中、保育ニーズが多様化している。幼児を取り巻く環境の変化の中で、保育園、家庭を中核に、地域社会と連携を図りながら、地域の中で幼児を育てる支援が重要である。町は15年度に子育て支援センターを開設し、誕生祝い金支給、子育て応援カード事業、子育てガイドブックの配布事業等、子育て支援の充実を図ってきたが、保育行政は、児童数の動向や保育のあり方を考える中で、施設の耐震化や統廃合を含め、施設整備や保育内容の質的充実を図る必要がある、保育園のあり方検討委員会の答申に沿って7カ所の保育園を3園に統合するという計画で今進められておりました。また、学童保育については、起債の繰上償還を行った上で、学校の空き教室を利用して行っているとのことであります。

そのほか、支援事業の特色がありますが、ファミリーサポート事業、子育て支援の受け方

ということで、子育て支援をしていただける方を見つけてお世話するというような事業から、10項目にわたりいろいろな支援事業が載せてありましたけれども、その辺については省略をさせていただきます。

以上が2日間にわたる研修視察の概要でありますけれども、よろしくお願ひいたします。

以上をもって報告にかえます。

○議長（菅谷光重君） 産業建設常任委員会。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 議会運営委員会。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） ハッ場ダム対策特別委員会。
9番、ハッ場ダム対策特別委員長。
（ハッ場ダム対策特別委員長 日野近吉君 登壇）

○ハッ場ダム対策特別委員長（日野近吉君） ハッ場ダム対策特別委員会より報告をさせていただきます。

平成20年12月16日午後2時から午後4時15分まで、第1委員会室から第3委員会室において、ダム対策特別委員会を開催いたしました。委員6名と菅谷議長の7名で、執行部より茂木町長に出席をいただき、ハッ場ダム関連事業について国土交通省ハッ場ダム工事事務所、群馬県ハッ場ダム水源地域対策事務所、中之条土木事務所、町ダム対策課に説明員として出席を求め、ハッ場ダム関連事業の進捗状況について説明を受けました。

まず、調査事項に入り、轟ダム対策課長より平成20年9月17日から12月15日までのハッ場ダム対策事業の経過報告があり、11月17日にJR第二吾妻川橋梁の連結式が行われたこと、12月10日、県道川原畑・大戸線の大柏木トンネル貫通式が行われたこと、12月8日には健康増進施設の建築確認許可がおり、来年度着工に向け一歩前進したことなど、今後も関係地域、関係住民にさらなるご理解をいただけるような調整を行うとともに、国・県と一体となって確実な前進が行えるよう努力していきたいとの報告を受けました。

続いて、国土交通省の説明に入り、鈴木事業対策官ほか各担当課長より町管内全体の説明があり、本年度末の事業全体の進捗率は70%近くなり、長野原町まで含めた事業別の進捗としては、JR吾妻線10.4キロのつけかえにつきましては約89%、国道145号のつけかえは68%、国施工区間の県道林・岩下線については町道5284号線との交差部から林に向け重点的に工事を行い、21年度末の暫定供用を目指していく。

用地買収では、12月15日現在、岩島地区が90.4%、須賀尾地区が96.2%、大柏木地区が17.2%の進捗状況との報告がありました。岡原盛土の擁壁工事については、基礎部分の地盤改良を行い擁壁工事を進めていく。その他、県道林・岩下線の進捗状況と予定、JR工事の進捗状況と予定、大柏木トンネル坑口ののり面工事、広石簡易水道の水源の切りかえ、久々戸橋の進捗状況などの説明を受けました。

続いて、群馬県の説明に入り、大島次長ほか各担当者より説明があり、鎌田沢砂防の用地買収状況は88.8%となっていること、また隣接する三堂入窪沢では猛禽類、クマタカの営巣のため12月から3月まで工事中止になること、国道145つけかえ工事の雁ヶ沢ランプ3号橋のけた架設は年内に完了すること、県道林・岩下線については1次補正で予算が追加され、その他町道松谷・六合村線等の工事の進捗状況、土地改良の進捗状況、県道川原畑・大戸線の進捗状況の説明がありました。

そして、最後に町より、基金事業の健康増進施設天狗の湯の建築確認許可が12月8日に正式におりたこと、溪谷パーキング工事、溪谷遊歩道補修整備の進捗状況、ふれあい公園整備計画についての現状と今後の予定の説明を受け、その後、ハッ場ダム事業全体及びダム対策についての質疑を行い、閉会をいたしました。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 地域活性化対策特別委員会。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 行財政改革推進特別委員会。

7番、委員長。

（行財政改革推進特別委員長 角田美好君 登壇）

○行財政改革推進特別委員長（角田美好君） それでは、行財政改革推進特別委員会の報告をさせていただきます。

9月定例会以降、10月17日、11月18日、12月8日、そして本議会の12月15日と4回の委員会を町長、副町長、総務課長並びに企画課長さんに出席を願い開催をいたしました。

当委員会には3件の付託案件がありますが、9月議会では各付託案件ともにポイントを絞らず全般にわたり検討すると報告いたしましたが、しかし回を重ねるごとに、平成21年度から町執行部に実施していただきたい案件について、重点的に検討を重ねる結果となってしまいました。

まず、集中改革プランについてですが、組織機構改革について平成21年4月より実施の方

向で、企画課を中心に職員方で検討していただいたプランについて課長より提示があり、調査検討を行いました。特に議会事務局の位置づけ、学校教育課と社会教育課を1課にすること、職務職階などが検討の中心となりました。

結論的には、委員会で出された意見を参考に定例議会中の12月16日の議員全員協議会に提示していただくことをまとめといたしました。意見反映については企画課に地域振興という部分を入れていただけると、ごく一部を入れていただけたものが16日に提示されたとおりであります。集中改革プランについてはほかにも調査することが多数あるわけですが、12月議会以降とすることにいたしました。

次に、町営施設の運営についてですが、懸案の吾妻荘を初め各町有施設の今後について、出席いただいた町長より方針の提示をお願いいたしました。結論には至りませんでした。委員会としての考えを示そうということで協議をいたしました。結論には至りませんでした。また、特に榛名吾妻荘について、町長は検討委員会を立ち上げて進めたいと発言が以前にありましたが、いまだに立ち上がっていないということです。このまま町営で経営を続けることについては無理があるということは、委員全員が漠然と認めるところです。

しかし、指定管理を取り入れ民間委託にするのか、町から切り離すのかなど、町民の方々に説明できるだけの資料に乏しいということから、今後も資料収集し検討することとなりました。他の施設についても今後の検討課題といたしました。

次に、議員定数、議員報酬についてですが、各委員で調査を続けていただくこととし、今後の検討課題といたしました。

また、閉会中も委員会を開催する予定です。

まことに簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 議会広報対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定をいたしました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（菅谷光重君） 日程第14、議案第19号 東吾妻町長等の給与の特例に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第19号 東吾妻町長等の給与の特例に関する条例について、提案理由を申し上げます。

サブプライムローンに端を発した世界的な大恐慌により、国内においても景況感が日増しに悪化しており、先の見えない不安感が増大をしております。この不安感を和らげることも町行政の務めであると思っております。今後、さまざまな対応をしなければなりません、その一助として、まずみずからを律することと、住民とこの大変な状況を共有することが必要と考えております。

また、先般、行政事務調査特別委員会が開催されるなどご迷惑をおかけをいたしました。この特別委員会のご指摘を真摯に受けとめ、善処していく所存でございます。今後も町政発展のため粘り強く前向きに取り組んでまいります。

最後になりましたが、特別の取り計らいでこの議案を上程させていただいたこと、心より御礼を申し上げます。詳細につきましては担当課長よりご説明を申し上げますが、ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

条文のところをごらんいただきたいと思います。

今回新たに設けさせていただきたいというものでございます。

1条の趣旨につきましては、町長及び副町長の諸給与支給条例の特例に関して必要な事項を定めるものでございます。

第2条をごらんいただきたいと思いますと思いますが、町長及び副町長の給料月額が平成21年1月1日から平成22年4月22日、町長の任期中を予定しておりますが、この間において町長等諸給与条例第1条の規定にかかわらず、町長においては同条第1項に定める給料月額、現在72万円になっておりますが、その100分の20を乗じて得た額を減額するというごさいまして、72万円の20%を掛けますと14万4,000円の減額になります。したがって、月額57万6,000円となります。

次に、副町長の関係につきましては100分の10を乗じて得た額を減額するというごさいまして、現在58万7,000円のごさいしますので、5万8,700円減額をいたしまして、月額52万8,300円とするものごさいまして。

それから、3条の関係につきましては、手当の額の算出の基礎となる給料月額につきましては、前条の規定を適用するというごさいしますので、期末手当にも減額した額で算出するということとなります。

なお、適用につきましては、平成21年1月1日からお願いしたいというふうにごさいしております。よろしくごさいいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。あすの開会までに調査が終了しますようお願いをいたします。

◎散会の宣告

○議長（菅谷光重君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は12月19日午前10時から会議を開きますから、ご出席のほどをよろしくごさいいたします。

本日はこれをもって散会いたします。大変にご苦労さまでごさいました。

(午前11時48分)

平成20年12月19日（金曜日）

（第 3 号）

平成20年東吾妻町議会第4回定例会

議事日程(第3号)

平成20年12月19日(金)午前10時開議

第1 議案第19号 東吾妻町長等の給与の特例に関する条例の制定について

第2 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	菅谷光重君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	一場明夫君
9番	日野近吉君	10番	大冨広海君
11番	中井一寿君	12番	上田智君
13番	橋爪英夫君	15番	佐藤利一君
16番	加部浩君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員(1名)

14番 前村清君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
教育長	小林靖能君	総務課長	山野進君
企画課長	高橋義晴君	税務課長	小山枝利子君
保健福祉課長	蜂須賀正君	住民課長	猪野悦雄君

生活環境課長	加部保一君	産業課長 兼農業委員会 事務局局長	角田輝明君
建設課長	市川忠君	ダム対策課長	轟馨君
上下水道課長	高橋啓一君	会計課長	石村あさ子君
東支所長	唐沢憲一君	いわびつ荘長 施設	山田文子君
岩櫃ふれあい の郷施設長	角田豊君	桔梗館長	高橋和雄君
榛名吾妻荘 支配人	富沢美昭君	学校教育課長	一場孝行君
社会教育課長 兼中央公民館	丸橋哲君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会議務局長 係	田中康夫
議会事務局 主任	角田光代		

◎開議の宣告

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

前村清議員は入院中のため、本日は欠席でございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第1、議案第19号 東吾妻町長等の給与の特例に関する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月18日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） 総務課と幾つか議案調査はしてきましたんですが、町長さんにちょっと確認だけお世話になりたいんですが、きのうの提案のときに月額100分の20を任期中削減するんだという、これは提案だと思いますが、その100分の20を削減する根拠というのが、ちょっと明確でなかったというようなところがありましたので、その辺のところについてもう一度きちっとお話いただければありがたいと思いますが、お願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 何%にすればいいのか、さてどのぐらいにすればいいのかという、特定の根拠はございません。いろいろな事情を勘案したという中で、いろいろな人のご教示を得ながら、いろいろなものに対していろいろと、そんなものでございます。何と何と何と何でという、そういったことではございません。

その中である程度強く思っているということは、やはり今の不況感、それと百条委員会等々でいろんな方にご心配をおかけしたり、時間を使っていただく、職員にとってもそうでございます。そういった中で、いろいろな中で諸般の事情を勘案したというのが、私の一番正しい表現になろうかと思っております。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） 町長が自分の判断で出したいということですから、100分の20を出すことについてどうのこうのと私は言うつもりはありませんが、ただ、昨日の段階で、提案のときに行政事務調査特別委員会は、俗に言う百条委員会の問題についても、たしか「真摯に受けとめて」という表現だったですか、その辺の責任も含まれているんだというふうに私にはとれたんですが、それで間違いないでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） それはそれだけではありませんが、いろいろな中で、実は行政事務調査特別委員会でご指摘いただいた、そのことについては今現在、事務執行の中では一生懸命気をつけて、職員で全員で取り組んでおるところでございます。まだまだ多少甘いところというのが時折見受けられますけれども、やはりみんなが一生懸命、職員、そして私どもも一生懸命取り組んでおります。

ただ、そのところでの懲戒審査というものも、やはり一つなければいけない。そういった中で、懲戒審査委員会が非常にやりにくい、ほとんどこの役場の職員が対象者になるという形になりますので、非常にやりにくい状況が生まれました。そんなことから、外部の方にもお願いした中で新しい懲戒審査委員会、そういったところでお世話になって、適正な懲戒というものをやっていただくように準備を進めている段階でございます。

ただ、弁護士さんであるとかいろいろな有識者の方々にお世話になるということもございまして、まだ最終的に決定しておりませんが、いずれにしても条例を新しくお願いして、その中で報酬等も決めなければいけません。そういった中で、時間がまだちょっとかかりそうだ。ただ、もうそろそろ1年になろうとしております。最終責任者として、その辺の仕事が遅いということも踏まえて、あえて行政事務調査特別委員会に対する責任といいます

か、町民の方にもそれでご心配をおかけした、そういった気持ち、そのあらわれ、そういったようにとらえていただければと考えております。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） 非常に行政事務調査の問題について責任もある意味認めて、謙虚に対応されるというふうに聞き取れたんですが、そうすると、例えば諸般の事情で、いろいろ経済情勢も含めてというのが100分の幾つで、行政事務にかかわる部分がそれに加わって、100分の幾つかというような根拠が大体あるのかなと思います。それについては全く、先ほどの答弁だと考えていないような気がします。それが含まれるということは今の答弁でわかりましたけれども、そうすると、その責任についての重さとかそういうものについての基準が、全く明確でないような気がするんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） その辺のところは、どういう形でも点数はつけられることではないと思いますし、私の中ではそういった考えは全くございません。あくまでも気持ちの問題というところでございませうか。どうにもちょっとそれはお答えをしかねます。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） 大事な問題なんで、ぜひ答えていただきたいと思うのは、実はきのうの議会運営委員会でも、町長さんと前に私どもが約束したことが、百条の関係のけじめについては12月議会までにつけていただけるということで、実は非常に期待していたんです。そうしたらそれが議会の前までになされなかったというようなこともあったものですから、正直申し上げまして、私たちの何人かで、有志で、それがなされないのであれば、議会としてやってきたことに対して町長にきちっと問責を問おうということで、その準備を実はして、その発議をしたいということで、きのうの議会運営委員会でも申し入れました。

ところが、きのうのこの提案の段階で、その中に実は百条も含まれるんだというようなお話があったということで、そうならば私たちも、町長がそういう姿勢を示していただくのであれば、そういうものをきちっと受けとめて、むげにそういうものを出す必要はないだろうということで、きのう急遽相談しまして、取り下げということで方向をまとめました。できれば百条の問題というのはきちっとやはりけじめをつけて、再スタートを図る、それが議会にも必要ですし、町執行部にも必要だと思います。

そういったものを踏まえて、私はその人たちを代表するつもりでお聞きしていますので、そういうつもりで答えていただきたいんですけれども、そういうものがやはり明確にそうい

うことで町長が示されたということであれば、それで私たちは多分納得できると思いますので、その辺のところについて、もう一度きちっと答えていただけませんか。そういうものがきちとなされないと、やはりうやむやのままでもたいたくことになりまして、みんなだれもすっきりしないことになってしまうので、その辺だけご理解いただいて、ぜひ答弁いただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 私にとっての百条委員会、とても重いものでございます。これを忘れるはずがありません。私にとって百条委員会は、その結論が出たときには逮捕か裁判かという、そういうつもりで百条に対して真摯に受けとめて、考えてまいりました。そんな中で、職員も一生懸命委員会のことに対しては、調査にも十分ご協力を差し上げたつもりでもございます。ですのでいろいろご指摘をいただいた中でも、それをわれわれとして前向きにとらえて、今後このようなことのないようにということで、一生懸命職務をやっているつもりでございます。

日々の仕事という中で、なかなか新しい委員会を立ち上げるであるとかということがおくれてしまったというふうに、ちょっと職員を擁護させていただきますが、その辺のタイムリミットというのをどのようにするか、その後、できますれば、議長がいつもおっしゃっていただいているように、議会と執行部が両輪で行こうぜと言ってくださっているわけです。12月までに、おい、何とかなつたかや、一声かけていただければありがたいなと思います。おい、期限が過ぎちゃったから、問責だということじゃなくて、いつでも私の部屋の扉はあいておりますし、職員に対しても、議員さんに対して議案調査であるとかそういったようなものに対しては、真摯に受け答えをするようにということも指示もしてあります。

ですので、確かにずるずると遅くなってしまったということはおわびを申し上げますが、そこを強引なことではなく、お互いに連携し、共同していくという形でお世話になればありがたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） 非常に不本意な発言をまた聞いてしまったんですが、私たちも問責に関しては、出したくて出したくてそんなことをしているわけじゃないんです。けじめをつけなくちゃいけないと思うから、苦渋の選択で出そうかという話をしていたわけです。それに対して、それが守られない。だからこそわざわざ先日も議長が招集して、常任委員長、特別委員会の委員長が寄って、その問題を協議して、町長に対してそれについて何とかという話

を言ってもらったんじゃないんですか。それが守られないから、突然問責をしようなんて、私たちは言っていないじゃないですか。それに対してそういうふうと言われるということは、非常に残念です、本当に。私は涙が出る思いです。私たち、一緒に行動しようとしていたメンバーの人たちは、多分そういうふう感じたと思います。

そうじゃなくて、もうちょっと謙虚に受けとめて、あなたは町の執行者なんですから、そういうことで真剣にやっていただく、そういう方便でそこを逃げるような形の言い方じゃなくて、きちっとこういうことで責任をとってやるんだということの明確なものを示してください。非常に残念です、今の答えは。それだけもう一度、じゃ、答えていただけますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 議長、副議長がそのときに来ていただいたときに、外部の方にお世話になって、懲戒審査委員会をやりますというお答えをしたわけですが、それは伝わってなかったんでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） それが伝わっていたかいなかったかはともかくとして、あなたは少なくとも私たちに、12月議会までにははじめをつけますよというお話をしたでしょう。それはしなかったということですか、今。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） はい。その時間には間に合わなかったということでございます。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） そうなれば、その外部審査にどうのこうのという話は聞いていますよ。審査委員会も行われたというのも聞いています。それは私はちゃんと調査しましたんで、総務課長から、既にそれについては審査会を通して、直近の議会にメンバーの選考について上程する予定だという話も聞いています。それが進んでいるのを私は承知しています。私たちのメンバーもみんな知っています。ただ、それまでにはじめをつけるということは、ちゃんと責任問題を含め、積み残しになっている、処理がしていない部分についても、方向をきちっとつけるということじゃないんですか。それがずれたのであれば、約束を守れなかったということであれば、あなたのほうから守れなかった、守れないけれどもちょっと待ってくれと、私たちに言ってくるのが筋でしょう。違いますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 申しわけありません、確かにそのとおりでございます。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） いずれにしても、そういうことで、この中のどれだけがそれに相当するかというのはない、わからないということだと思いますけれども、それは町長が判断することです。私たちがそれをとやかく言うことはありません。ただし常識的に考えると、また逆なでする言い方になるかもしれませんけれども、本来ですと、職員のやってきたことに対するもし処分があるのであれば、処分が出て、それに対する管理責任ということで、町長がその責任の度合いに応じて責任をとるとというのが、多分普通の場合のパターンだと思います。でも今回はそれが間に合わないから、先に自分の意思表示でその責任も含めて、100分の20の削減をすることで対応したいということだと思いますが、それによろしいですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） すみません、最初からそのつもりで申し上げていたんですが、私の日本語の能力がどうも伝わらなかったようで、申しわけございません。

○議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

○8番（一場明夫君） それでは、この問題を幾つも言っても仕方ないと思いますので、私はこれをもう最後にしたいと思いますけれども、外部審査委員会を設けてということで、その話も聞いていますので、それらを踏まえて早急に判断していただいて、町として極力早くけじめをつけていただくということだけはお願いしたいと思います。それは、私のほうとしても希望としてお願いしたいと思います。

あとは38項目、たしか指摘があったと思いますけれども、それらについて、未処理の部分というのが正直言ってあるんだと思います、条例の整備をすることも含めて。これがもう5月以降今まで、ここに出ていないですから、積み残しになっている部分があると思います。それと不適正と指摘された部分で、徐々に努力してやってきている部分があるんだと思います。そういったものの整理をきちとした上でそういうものがなされないと、やはり正確ないろいろな最終判断は出ないと思いますので、そういったことだけはぜひやっていただくということでお願いしたいと思います。

町長等の職員の給与の特例に関する部分から多少外れた部分もあるかもしれませんが、非常に重要な部分だったんで、確認させていただきました。私の質問は以上で終わりたいと思います。先ほど言ったことだけは、希望として述べておきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

6番、浦野議員。

○6番（浦野政衛君） 何点か伺いますが、ことしの7月でしたか、臨時会まで招集しておいて、特別職の報酬を削減するというような条例改正のものが、臨時会とはいっても、本会議です、そういった中で提案理由の説明を述べた後、質疑応答に移り、当然、検討する余地があるから、この議案についてはちょっと取り下げさせてもらいたいというふうなことで、この12月の定例会を迎えているわけですが、今回の100分の20について、臨時会の以降どのような検討がなされて、この数字になったのか、お答え願います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほども申し上げましたが、いろんな方のご教示を受けた中で、やはり自分の胸の内で決めたと、そういうことでございます。

○議長（菅谷光重君） 6番、浦野議員。

○6番（浦野政衛君） いろんな方というのは、固有名詞が出せないような状況でしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） はい、いろんな方でございます。

○議長（菅谷光重君） 6番、浦野議員。

○6番（浦野政衛君） 実際、臨時会で上程したのを取り下げをして、この12月定例会まで持ち越したと。この100分の20の根拠、こういう理由でこういう数値になったんだよというものを、今回の提案理由の中に加えていただければ我々も、要するに判断材料として、ああ、これならいいなというふうなこともあったわけですがけれども、あえて反対するわけでもないですが、やはり臨時会が上げたものが、結局そこでは審議されずに、今まで持ち越しになっていたと。それもやっぱり検討する余地があるというふうなことを町長さんはおっしゃったにもかかわらず、今回はその理由がはっきりと述べられていないという点について、ちょっと疑問を持ちます。

なおかつ、この特別職の給与の削減案ですけれども、今の町の財政の状況というのは非常に厳しいわけですから、やはりそういう観点からも、また昨年ですか、行政事務特別調査委員会でもいろんな事業執行、そういうものについて法律にそぐわないようなことで対応してきた部分があるわけですから、そういう面のことも含めた中の100分の20であるか。また、なおかつこの12月定例会の中で、先日の全員協議会の中でも、この特別職の給与の削減案が全員協議会の中で協議されましたけれども、その提案の内容というのは、今回の一連の責任を含めたというのがなかったものですから、今回の本会議において初めてその文言が加わった部分があるものですから、そういうものが含まれておるのか、再度確認しておきま

す。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 私の胸の中ですので、本当にいろいろなものがございます。いろいろなものです。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

12番、上田議員。

○12番（上田 智君） 今回のこの条例案の中身を見ますと、確かに20%、10%、以前よりも大分上がっているかなというふうに、一定の評価はしたいと思います。ただ、全協ときのうの説明の中で、若干説明内容が異なっているというようなこともございます。それは先ほど同僚議員も質問していると思いますが、今回私が質問をお願いしたいのは、実は制定日です、提案では来年1月1日からという条件で提案がなされております。しかしながら一昨年12月に、職員の給与等については既に減額の措置をされております。そんな中、ご検討なされたんだと思いますが、たまたま先ほど浦野議員が言ったように、途中で取り下げるといようなこともございました。私とすれば、もし取り下げて検討してきた結果であれば、当然その月ぐらまでさかのぼって、せめて実行するのが職員に対する思いやりだと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） いろいろなことを考えた中でやっております。一つ一つ、一つ一つではあるんですが、こういうことでお世話になりたいと思っておるわけです。

○議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

○12番（上田 智君） ちょっと今のあれは、町長、申しわけないんですが、答えになっていません。いろいろ一つ一つは、それは町長はわかりますけれども、ただ、今の条例の案の関係で、1月1日の施行日に対して私は質問をさせていただいています。ですからそういったものを今まで職員だって、たいへん頑張ってきているわけです。やっぱりそこに報いるためにも、一つは昨日の苦肉の説明というか、そういうものもあったのかもわかりませんが、行政事務の関係等も含めて、いろいろなもろもろのものを含めた20%だということを言っているわけですから、当然それに対してやりたかったのは、臨時議会でやりたかったそのときの提案であって、そのときにいろいろ議論した結果、取り下げてしまったということですから、その辺までさかのぼるといわけにはいかないんですかということを私は質問しています。もう一度お願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） ですから、そういったものも私の考えの中にはございます。ただ、やはりどこが正しいのかというのは全くわかりませんので、これをお願いをしようとしているわけですから、そういったものも職員は職員なりに総合的に判断していただければ、それはそれでよろしいのかと思っております。

○議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

○12番（上田 智君） そういう話になるといって、全く行政がばらばらになってしまうとか、やっぱり町長が父親であって、副町長が母親であって、その部下たちが職員であるわけですから、子供たちが。それがばらばらに考えを持っていいんだというものを持つと、それは大変危険なことなんで、私は、とにかく町をよくするためには、皆さんと一緒にやってもらわなくちゃならない。そのための措置としては、確かにこの20%の条例案が出てきたから、ある程度私は評価します。しかしながらそのやり方については、もう既にもらったものは返さなくもいいんだよというようなことじゃなくて、ある程度歩み寄りを子供たちにも与えてやるというのは、これは誠意だと思うんです。お金をやるからという誠意じゃなくて、心の、要するにボールの投げとりじゃないけれども、その誠意だと思うんです。ですから私はぜひ1月1日じゃなくて、その取り下げた時点ぐらいまではさかのぼって、それが実施できるんじゃないんですかということを質問しているんです。もう一回お願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 確かにそれは一つの考え方だと思いますが、いろいろなことを考えた中でも、来年1月1日でお世話になりたいという、そういうことですので、ぜひともご理解いただけたらと思います。

○議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

○12番（上田 智君） さまざまなとかいろいろなことを考えた上での1月1日というのは、ちょっと私には理解できないんです。いろいろなことというそのものが、制定するのに必要なものなのかどうかという、町長自身の、特別職自身の給与の問題ですから、今までさまざまな、私も言いますけれども、さまざまな憶測等が庁内外で飛んでおります。そんなことを勘案しても、当然そのくらいまでさかのぼってやれるのが私は常套だと思います。もしそれができないようであれば、私とすれば、当然30なり40なりのパーセンテージでやってくるというようなことも必要かと思えます。

また、逆に、きょうのテレビだとかきのうのラジオなんかでも報道されていますが、鹿児

島の何とかという町だか知りませんが、鹿児島じゃなくて、福島だったですか、町長の給与がゼロでいいというような話も出て、それが議会で可決されました。だけれどもゼロというのは、やっぱり一番危険なことであって、永遠に、今の現町長が永年ここを執行するとすれば、それは問題ないと思いますけれども、永年というのはないと思います。その後にそれを立候補しようとする人が、そういう気分的なものをお持ちの方であれば別としても、やっぱりゼロという、余り少なくするという事は、町長の給料としては私も好ましくないというふうに認識しています。ですから少なくしたくないからゆえに自分で思いついたというか、提案したときの、また取り下げをしたときの時点に戻ってやるのが、これは常套なものだと思いますので、もう一度再考願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 申しわけございません、いろいろ考えた末に、そして特別のお計らいで昨日上程させていただいておるわけでございます。この上程案のとおりということで、お世話になりたいと思います。いろいろは考えております。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

10番、大図議員。

○10番（大図広海君） 何点か伺います。

まず、第3条で、手当の額については期末手当に反映するんだという説明を受けました。ところでもう一点不安になるのが、共済費に対してはどういう扱いになるのか。なかんずく退職手当についてはどういう形で処分がなされるのか、伺っておきます。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（山野 進君） 大図議員さんからのご質問の第3条の関係でございますけれども、退職手当あるいは共済等につきましては、特例の給与が基準になります。したがって退職手当につきましても、今度20%カットになりますと57万6,000円になるわけですが、それが基礎数値となって、退職金の算出になります。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） そうしますと、最終月額と勤続年数分、そういう計算式の中で退職金が支払われると思いますが、減額後の給与に基づいて退職金が支払われる。ただ、約2年間は高い金額で共済費を払ったんだ。その辺の調整はどうやって行いますか。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（山野 進君） 今、具体的に退職金のお話が出ているわけですが、退職金

の算出については、やめた時点の給料月額がベースになって算出されます。したがって、例えば試算しますと、4年任期満了して退職金を計算しますと、58万7,000円の4年間ということになります。支給率が首長の場合は100分の520ということになっていますので、そのような形で算出いたしますと、例えば減額しない場合と減額した場合の比較をいたしますと、約300万円ぐらいの退職金の減額になろうかと思えます。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） 私が聞いているのは、約2年足らず、この部分については減額しない共済金が、既に退職手当として予算執行されているわけです。でも減額後の基礎数字になりますと、その差額分がどういう扱いになるのかと聞いています。返還が可能なんですか。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（山野 進君） 退職手当につきましては、退職手当組合のほうに毎月掛け金をお支払いするわけですが、それが少なくなったからといって、その差額については町村のほうに返ってくるものではないかと聞いています。返還が可能なんですか。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） ということだそうです。

それはそれとしておいて、もう一点伺います。

懲戒審査委員会、これは今現在、機能しているのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（山野 進君） ただいまのご質問については、懲戒審査委員会のことでしょうか。

○10番（大図広海君） はい。

○総務課長（山野 進君） この関係につきましては、現在4名で構成しているわけですが、メンバーを申し上げますと、副町長、教育長、総務課長、企画課長、この4名で当たっております。ご存じのように、教育長が長く不在であったということで、メンバーが1人欠けていたわけですが、そのような形の中で教育長を選任していただいて、過日、第1回の会議は開いております。しかしながら対象者がメンバーに入っているというようなこと等もございまして、先ほど町長が申し上げましたように、外部の方をお願いする形での委員会の衣がえを考えているということでございます。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） 的確に答えてください。いいですか。これが要綱であれ、そういう

形で今までその委員会に基づいて、職員に対していろいろ懲戒や処分もなされている。だから恐らくこれは機能しているんでしょうと私は想像の上で、聞いています。今現在、機能していますか。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（山野 進君） 機能しているかしていないかというご質問であれば、機能しているというふうにお答えさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） そうしますと、機能しているんですが、まだまだ不完全だ、あるいはより今の住民自治の原則に基づいて衣がえをしていくんだ、その意思というのは先ほど町長答弁からも聞こえてきますけれども、現状、今時点ではまだ制度の中で機能していると。

そうなりますと、先ほど来、町長が諸般の事情を勘案して、どうもこの発言の中には、一連の不手際もその中に入っているというニュアンスで受け取りました。それでその気持ちのあらわれが20%の減額ということが出たんだ。でもその気持ちのあらわれは、今現在機能している懲戒審査委員会に諮問して、その答申を得て、それが妥当かどうか、この中で決定していく。これがシステムなんです。町長は気持ちを反映するんだ。それは動機ではいいでしょう。ただ、組織の中のシステムを健全化していくためには、この気持ちをきちっと理論上裏づける。それは懲戒審査委員会に諮って、減給案として処分していく。これが正しい考え方だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） それはないというふうに、先ほどからずっとお答えしております。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） そうしますと、これは一連の不手際の引責ということではないと受けざるを得ないんで。

そうしますと、趣旨説明のときも、これによって財政改革に寄与するものではないという発言もありました。だとすると、要するに特例のこの条例というのがどういう形での裏づけがあるのか、理解に苦しむところなんです。これが吾妻町の財政事情からやむを得ない措置であるというものであるならば、きちっと特別職報酬の審議会にかけて、ここが適正である、あるいは今は非常時であるから、ここが妥当な線であるという答申を得る。そういったために報酬審議会がそこに設置されているのかとは思いますが、そういった考え方はないでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 全く違う形の考え方からスタートしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） そうしますと、懲戒処分でもない、財政上の理由でもない。そうなりますと、ただ単に個人的なパフォーマンスで終わるわけです。給料を下げた町長、いつも私、この案件のときに言っています。自分の給与を下げた町長がいい町長だ。職員にも給与減額を提案する町長みずからも減額したらどうだ。町長が減額したらば、議会議員も減額すべきだ。こんなふうな風潮が今、町内の中には広く行き渡っております。これは決して好ましい状況ではないと考えますが、もう一度伺っておきます、これはパフォーマンスなんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今おっしゃったように、私がやったからあんた方もやりなさいよということは、間違いだと思います。ただ、ただのパフォーマンスというつもりはございません。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 先ほどからずっと質問を聞いているんですが、我々も町長も町民から選ばれてきたわけで、説明責任が多にあるわけですが、どうも余りにも町長の答弁があいまい過ぎて、決断に苦しむわけなんですけれども、いま一度お伺いしておきますが、この100分の20の中には百条の部分が含まれていると確定してよろしいのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） どの割合であるかというのは、私自身にも判断しかねますが、申し上げたとおりでございます。

○議長（菅谷光重君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 含めているということでもいいんですね。はっきり教えてください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほどからそのようにはっきり答えております。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎町政一般質問

○議長（菅谷光重君） 日程第2、町政一般質問を行います。

◇ 加 部 浩 君

○議長（菅谷光重君） 16番議員、加部浩議員。

(16番 加部 浩君 登壇)

○16番（加部 浩君） 時間をいただきましたので、久しぶりに登壇させていただきました。

今回は、町長の就任以来、町政執行状況をどのように考えているか。それと、今後の町政執行をどのように考えているか。もう一つ、保育園及び幼稚園、小・中学校の運営をどのように考えているか。主な問題としてはこの3点を中心に、通告書にのっとり、一問一答にて質問いたしたいと思います。

まず、町長就任以来、町政執行状況をどのように考えているかという項目に入ります。

町長は、就任して、もう半ばを過ぎて、延べにしますと2年8カ月にならんとしておりますが、町長がこの町をどういう方向に持っていかようとしているか、はっきりしたものが私には見えない。そのところを具体的に表現していただけないかと、町長にお伺いします。

あとは議席に戻り、一問一答で通告どおり質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 加部議員の質問にお答えをさせていただきます。

3点ご質問をいただきました。

そのうち、保育所、幼稚園、小学校、中学校の運営はどのように考えているか、これにつきましては教育長に答弁を基本的には考えておりますが、ご了解をください。

まず、1点目、町長はこの町をどのようにしたいかということでございますが、ことしようやく策定できました総合計画がございます。それが私の目指す町づくりの基本ということで、お願いしたいと思います。基本理念は人のための町であり、一番先にある目標は住民と行政の協働の町を目指すとさせていただきます。そんな町が私の理想でございまして、そのほかに目標はいろいろな形でありますけれども、そういったところの徐々に具体的な像ができ上がっていくというのもあるかと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） 町長の気持ちはよくわかります。私は具体的に表現できないかというので、いろいろの、いろいろのと言うんではなくて、せめて3つぐらいは町長が思っている、こういう方向で今まで来たんだと、こういう考えで来たんだと、できるできないは別です。町長が、私は今までこういう考えで、こういう方向に持っていこうと思って来たんだというのを、こんな細かいところまで答えてもらわなくても結構ですから、大きなものを2つか3つぐらい、こういうことだったんだよというものが欲しいと思っております。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 一番のところは、やはり住民と行政の協働ということだと思います。

私の大きな目標は、やはりそれぞれの地域、それぞれの場所で、地区で、地域力をつけて、そのところでボランティアであれNPOであれ、そういった形の活動がこの町が一つになっていくという、そういった住民の一人一人の少しずつの気持ちが大きく集まったのがこの町だということを、一番に目指しております。

職員にもよく申しますけれども、職員の方そのものも、地域のこの住民がこの役場に職があつて、そこで働いているという感覚です。そういったことを求めております。そしてそういった形で役場がその地域地域、そして住民の方々との協働によって、この役場が生き生きと働き出すならば、この町はすばらしい町になるだろうというのが、まず基本でございます。

そんな中で、やはり少子高齢化というものが、この町にとっては非常に問題が多くあろう

かと思えます。そしてその中でもいつも例にとられるのが、安心して子育てができる町にはなっていないということでございます。産科の問題であったり、小児科の問題であったり、我々の力の及ばないところもございますが、そのほか先ほどの保育所であるとか幼稚園、そういった入学前というお子さん方の受け皿としての町というものを、しっかり確立をしていきたいと思えます。

そんな中で、今回の質問の中でも、教育長ともいろいろ議論いたしました。やはり保育所がもう築30年以上がたっておると。そういった中で、保育所、保育所型の認定こども園、そういったようなものに対しても、そろそろ具体的に考えていかなければいけないのではなからうかというようなことを考えております。そういったところで、子供たちが伸び伸びと過ごせる町というようになればいいと思っております。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） 大体主なことは、町長が今までこういうことを思って、とにかくそういうふうにしたいということは、おぼろげながらにわかりました。ちょっと風邪を引いているんで、せきが出るかと思えますが、お許してください。

それで、そのようなことを思って、2年8カ月きました。きょう現在まで、思うようにこの執行状況ができなかったということが多々あったと思うんです。これはどんな考えでいますか。私は、まだ町長の考えの半分はっていないかなという考えでいますけれども、町長はきょうまで執行してきまして、町長は就任した当初からどの程度できたかなと思っておりますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 非常に難しいです。実際のところ、今、新しい問題が毎日起きます。そういったようなことを処理していくという日々明け暮れてもおります。そしてその中の問題というのは、やはり私が思っている一貫した中でのものも当然含まれておりますので、そういった中でわずかながらでも進んでいく問題もございます。ですので足が遅くて、遅々としておりますけれども、今、本当に種をまいている、そういった状況なのかなと思えます。どの程度進んでおるかという表現は、自分ではなかなかできにくいですし、思うように執行できなかったことにつきましては、本当に私の不徳のいたすところと感じております。先ほどの特別職報酬の件につきましても、やはり説明下手というんでしょうか、皆さんになかなかわかっていただけない、そういったような能力不足というの、仕事が遅くなっているということの原因になっておろうと思えます。

ただ、やはりここもここに住まわれている町民のため、この町のためということに粘り強く、いつも前向きにと、あえて前向きにということをつけ加えさせていただきますが、そんな気持ちで臨んでいきたいと思っております。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） 私は今、町長の答弁を聞いていて、非常にうれしかったことは、本当に町長は素直にできなかったこと、それを言ってくれたと思うんです。だから今まで一生懸命執行して、一生懸命やってきたことは、私もよくこれは理解しています。その今の気持ち、ああいう今言ってくれた気持ちでやってくれたら、もう少し改善ができていたかなと思っております。これは余分なことかもしれません。

さて、今、町長が答えてくれまして、思うようにいかなかったというような感じで私は受けとめますけれども、その思うようにいかなかった要因というのは何だったんですか。例えば議会であるとか、お金がないとか、相談相手が少なかったとか、いろいろあると思うんです。主の原因は何ですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） いろいろなところ、本当にやっぱり能力不足というところから端を発しているのが、まず一番先に感じる場所ですが、今までそのようにやっていけば、もうちょっとなったんじゃないかとおっしゃっていただきましたけれども、私も一貫してそんなつもりでやっておるようなんです。そう見えないというところが、やっぱり私のいけないところということがあろうかと思えます。

一番が、やはりこの国の制度というものがかなりの壁になっているというふうに思います。例えば補助金のシステムであれ、貸付金のシステム、そういったのがいろんなネックになっているのではなからうか。この事業だと補助金を出す、これは出さないであるとか、そういった交付税のシステムそのものとかもいろいろあろうかと思えます。有利な借入金、例えば過疎債、辺地債、合併特例債、そういったようなものを使えば有利そうなんです。ところが、どうしても借入金はふえる。そして実質公債費比率という数字、健全化の指標というものがどんどん悪い方向に行くということ、そのギャップだと思います。

ただ、そのこのところで、いかに予算の配分というものを重点的にやっていくかということが、皆さんに対するサービスの最たるものかなというふうには思っておりますけれども、あえての議会の問題とおっしゃっていただきましたけれども、議会の方々にもやはり私の説明をする力がなくて、そういったところで余計なストレスをおかけしたり、そういった中でご

迷惑をおかけした、そういった分、やはりご理解をいただけなかった分、仕事が遅くなったというようなこともあったりもした、そんな感覚になったこともあります。

ただ、やはり基本は、本質論ということで私はいつも考えていますので、例えばそこには子供がいる。子供のために考えるんだったら、それは基本的に同じ考えではないでしょうか。そこに困っている住民の方がいる、その方々に対するものというのはどういうふうな施策をしたらいいかというのは、全く同じ考えでいてくださるというふうに思っているということではございます。これからもそういった口下手にならないように、気をつけてやっていこうと思いますので、いろいろとご指導をお願いできたらと思います。

○議長（菅谷光重君） 途中ですが、ここで休憩をとります。

再開は11時15といたします。

(午前11時04分)

○議長（菅谷光重君） 再開いたします。

(午前11時15分)

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） 通告では、現在での執行状況を、町長は自分を何点ぐらいに採点するかということで通告しましたけれども、これを町長に言わせるのは私は、通告しておいて本当に失礼だったんですけども、酷だと思しますので、その辺のところは回答は求めません。

次に移ります。

町の執行機関の中で、役場の場合、町長部局と言っていいかどうかわかりませんが、一般に言う町長部局と教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会の選管、議会等々、町長から離れたものが機関としてあると思いますが、この辺の取り扱いを町長はどうお考えになっておりますか、お尋ねいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） このそれぞれの委員会、それに対しましては、町部局に権限が集中されないようにそれぞれの機関があるのだと、まずは思っております。そしてそれが行政運営の構成、そしてそれを妥当とされる公平感、公正感を期するということとなります。それがまた住民の直接参加による機関として、独自の執行権限を持っておるんだということでございます。ですから、先ほども申し上げましたが、総合計画を町部局で、いろいろな方々にお世話になりながら策定した。それに対してそれに基づく事業の達成のために連携する、協働すると、それを旨として取り組んでいくことになろうかと思っております。いろいろなところと協議しながら、相談しながら進めていきたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） 教科書に出ている模範的な回答と言えらると思っておりますが、まさにそのとおりだと思います。私もその辺のところはよく、質問するからには勉強してまいりました。それはともかくといたしまして、また後ほど時間がありましたらある程度お尋ねしたいと思っておりますけれども、学校の統合等々があると思うんです。その辺のところは町長が決断するのか、教育長が決断するのか、どう思いますか。教育委員会でまとめてきたものを町長のところへ上げて、町長が決断すると、そういう考えでよろしいんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） それにつきましては、今申し上げたように、それぞれの機関がそれぞれの見解をやはり持たれると思っております。そういった方々と協働して、連携して、協議した中で、町長として統合すべきであるかなしかということも、やはり判断しなければいけないとも思います。そしてそれに基づいた形で、町立学校等統合問題審議会に諮問する、そういう形になろうかと思っております。ですので、最終的な諮問をする名前はあくまでも町長、最終的には町長の責任において行うものだと思います。

ただ、そのこのところで教育委員会の方々の意見、議会の皆様方の意見、そして農業委員会というものが、その意見の集約の中で、例えば必要であればそういった方々にもご意見を伺いはしますし、もう一つ、例えば地区の学校という管轄がございます。地域の方々の例えば区長会長、それから区長、そういった方々、それと学校を取り巻くPTAであるとかそういったような総合的なことを判断して、すべきだろうと思っております。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） そうすると、もう一つ突っ込んで話をお尋ねいたします。議会関係はどうですか。議会は教育委員会と同じように、議会ということで離れていると思うんです

が、多分、職員の方も町の職員であるけれども、出向という格好で議会に来ている。教育委員会、今言った選管、それもみんなそういうことになっていると思うんですけども、議会の場合は、全く議会独自でどんどん決めて動いていっちゃうという方向がありますけれども、その辺のところはどうお考えですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 議会にしても教育委員会にしても、教育委員会というのは教育に関することということで、委員をお願いして、教育委員会を形成していただいております。議会はまたちょっと違った、また権能も違いますし、条例案の発議によるこの町の条例というものを、強いて言うならば独自でつくることができるわけです。ですからその辺のところが権能も機能も、やはり違うんだとは思いますが。

ただ、議会の中には文教厚生常任委員会という常任の委員会がございますので、その文教厚生常任委員の方々が特に教育委員会関係というか、我が町の子供たちということ、また特別に皆様方から負託された中で考えていただいているものなんだと思います。そういった方々からまた、その文教厚生常任委員会の方から議員の全員の方々にそういった発信をしていただくということも、お世話になりたいとも思っております。

例えば、教育委員会の意見と文教厚生常任委員会の意見とどっちが重要なんだと言われても、これは困りますが、そういったところ皆等しく、先ほども申したように、そこには子供がいる、その子供のためにはどうしたらいいのかということは、やはり真剣に考えていただいているのだと、それぞれのお立場を尊重した中で、そしてそういう方々の情報をもとに、最終的な判断は町部局という形の中で相談した結果、私自身が決めていかなければいけないものだと思っております。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） もう一点だけでこの件はおしまいになりますけれども、教育長の権限というのはどこまで考えていますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） やはり、先ほど申し上げたように、教育長権限、教育に関するすべての権限はあろうかと思っております。ただ、そこに一つだけ弱点があるのが、予算関係です。そのところが、教育長が予算組みを行うということ、執行はできても、当初の予算というものは、やはり町部局というものを中心に考えてしまうことができるということです。ですからその辺のところは教育長とも教育委員会ともよく相談した中で、予算の執行な

り、予算を組み立てるということは、私自身もよく考えなければいけないと思っています。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） これはしり切れトンボのような、もう少し聞きたいんですけども、まだまだほかに通告してあることがいっぱいありますので、この件についてはまた次回、機会がありましたら、もう少し突っ込んで話してみたいと思います。

次は、これは本当にちっちゃなことですけども、健康保険関係。健康保険関係で、資格証明というものを発行していると思います。これはある一定期間、健康保険税ですか、これを滞納しますと、短期被保険者証というのが発行されて、それで行ってもらおうと。それでもまだ1年以上滞納した場合は、資格証明の発行になるということなんですけれども、資格証明の発行方、根本的なものをちょっと読んでみましたが、町長はこの資格証明というものをどのように認識しておりますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） これは多少調べてまいりました。この資格証明書は、事業の休業や病気など特別な事情がないにもかかわらず、保険税を長期にわたり滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものであります。この交付に当たっては、機械的な運用ではなく、特別な事情等を考慮し、適切な対応を行っておりますということでございます。そしてこの町では資格証明の発行は今現在、行っておりません。行っていないというか、該当する方がいないということでございます。

ただし、先ほど議員がおっしゃっていた短期被保険者証は69世帯に発行しております。そのうち何人かに、15歳未満の子供さんがいらっしゃるという家庭もあります。ただ、前に新聞で問題になった、子供さんがいる家庭の中でこの資格証明ということ、そういったことは今まで発生はしていないように報告を受けております。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） 資格証明の対象者がいないことも調査しましたが、私はわかっていたんですけども、これに該当する方もこれから出てくるかもしれません。出てきた場合、この世帯に、先ほど町長ちょっと触れてくれましたけれども、子供さんがいた場合、その子供の扱いはどう考えておりますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 子供さんには、例えば短期でとかそういう形で考えるべきだろうと思います。ただ、現在、まだ国会そのものは通っておりませんが、国のほうでもそのよ

うなことは考えてくださっているようでございます。子供さんが健康保険がないために受診しにくいという、そういった状況は、この町としても単独でもやはり考えるべきであろうと、このように考えております。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） お答えいただきまして、私の考えと全く同等でございます。もしそういう措置がまだなされていなかったならば、これが該当があつてからこういうものをするということになりますと、手おくれになりますので、子育て支援、少子化対策等々からしても重要な一つになると思いますので、ひとつそのような方向でご検討していただければありがたいと思います。

この件につきましてはこれでおしまいにして、次に移りますが、町長、何度も申し上げますが、2年8カ月、就任しまして、職員の教育関係、これはどのように考えておりますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） これは先ほど申し上げましたが、職員はやはり町民なんだよと。そのところから、まず自分のことから考えてください。住民の一人が職員になった。そこから推して知るべしということだと思います。やはりその中には礼儀礼節、当然、職員としての資質も持っていなければならないと思います。そういった中で、気持ちであるとか、要するにサービス業であるとかということは、事あるごとに言ってきた。そこに町民がいるか、あなたが考えている中に町民がいるかということが一番のことだと思います。それは、私の中でも一緒です。

そして、研修という機会がございます。県であるとか県の町村会であるとか、そういったようなところの研修には、なるべく多くの職員を研修に参加するように勧めております。ただ、私から見ると、その職員研修に行っているケースがまだ少ない。そんなふうに考えておりますので、来年度につきましてはもうちょっと積極的に参加するように、職員を鼓舞したいと思っております。

また、それともう一つは、県との人事交流ということで、職員の派遣、また来ていただいていると、そういったこともございますので、やはり職場は人材育成という、そういったようなものが重要な使命だとは思っておりますので、これから先も一生懸命やって、職員の意識改革ということももう一步進めたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） 今、町長が答えてくれました研修、それと県等々への派遣、こういうところへ行く職員は、大体優秀と言われている職員が行くんです。大体の市町村がそうなんです。そういう人は教育しなくもみずから毎日毎日のあれで勉強して、ちゃんと対応うまくいくし、いいんです。そういうところへ行きたがらない職員、これをあえてそういうところへ向けなければ、本当の研修にはならないと私は思います。町長はどう思っているかわかりませんが、私はそう思います。

実例を2つばかり挙げますけれども、県の幹部さんが、私がよく行き来させてもらっています幹部が吾妻町役場に来たそうです。さて初めて来たので、どこへ行こうか、町長室はどこかなとろうろうしておりましたところ、当然、玄関で職員と目が合う。目と視線が合う。合ったら、その職員は視線をそらしてしまいました。また目が合った。違う職員と合った。その人も目をそらしてしまいました。私が困っているというのはわかっていなかったのかもしれませんが、対照して申しわけありませんが、中之条町へ行ったら、すぐ飛んできて、どちらにいらっしゃるんですかと言ってくれたそうです。その違い。これはもう歴然としております。職員の新任の職員から課長まで、これは町民が来たら、スーパーのお客さん、役場はスーパーと同じことなんです。町民が役場へ来たら、お客様と思って初めて対応が普通の職員なんです。その辺のところの教育、まずそれは初歩ですよ。それを町長、この町独自としてやる考えはございませんか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 申しわけございません。町民はお客様であるということは、もう常日ごろ言っておりますし、課長からそのあたりはもう全職員に十分にしみ渡っていると、私は思っておりました。もう一回原点に戻って、それぞれ一人一人の検証にまでいってみたいと思います。加部議員がおっしゃっていた、本当にちょっとした気遣いというのがまず一番だと思います。

ただ、私はいい話を聞いちゃうんでしょうか、それが耳に残るんだか、意外と窓口の応対というのは、非常に丁寧にやって、そして迅速にやってくださると、ほかの町には負けないぞという表現をしてくださる方が多数いらっしゃいます。そういったところをもうちょっと進めていくように、もう一度課長会での検証、そういったものをさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） 先ほど私は言えばよかったですけれども、いいこともあるんです。私もこういう立場にいますので、町民と話す機会が多いんですけれども、加部さん、役場は

よくなったねということはあるんです。先日、役場へ電話しました。だれか知らないけれども、女の子が出たそうです。わからないことを聞いたら、お客さんと言ってくれたそうです。お客さんはこれをどうすればよろしいんですか、そう言ってくれたと。非常にこれは私は感動しましたと、そういう話もあります。だから悪いことだけじゃなくて、いいこともあるんです。

我々はよく役場の職員にも会って、いろいろなことをお願いしたり相談したりします。我々が行くと、非常に対応はいいんです。我々が行ったときは、つけんどんにされたっていいんです。わからない町民が来たときに、我々に与える親切をそこへ回してもらいたい。我々なんかもう知っているんですから、何言われたって、別にどこどこ入っていっちゃいますから、構いません。ぜひその辺のことは一つ定着するようにしていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。時間がありますので、次に移ります。大きい課題の町長の今後の町政執行をどう考えているかという項目に入っていきたいと思います。

町長は、町政というものをどう考えているか。町政。どういうことで町政というかという。その辺のところをどうお考えになっているかお尋ねいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 町政、これが要するに住民との一番近いところの行政体ということであります。国・県ではある意味、机の上で仕事をしてくださってもいいかもしれませんが、我々のこの町役場というものは、あくまでも住民の目線を一番感じなければいけないところであります。そういったきめの細かい点に一番留意して、そして先ほどからの総合計画、そういったものの実現のために邁進していくというのが町政かと思えます。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） 町政、ちょっと私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、もう少し突っ込んで話をしますけれども、1カ月ぐらいたちますか、町長は町の中で5カ所ですか、町政座談会というんですか、懇談会を行われました。こういうことをやることは、非常に私はいいいことだと思います。いいことをやってくれているなど、私は思います。が、中身を見ますと、これは議会に全く相談もなく、何もなくやられているんです。ですから私の支持者、申しわけないんですけれども、町民からの話で、私がそういう話をしたら、返せば、あれは町長の後援会の座談会じゃねえんかいと、そう言ってくれた人もいます。

もうちょっと議会と話し合いをして、最低、議長名で我々も参加しろよというものがあって、我々もそこへ参加して、意見を述べるとかそういうのじゃなくて、議会と町長、都合の

いいときは執行部と議会は両輪なんだよと言って、実際やるときは自分だけでどんどん行っちゃって、議会は知らないよというようなことにも、多分、そんな考えはないと思いますけれども、そういう受けとめ方もされがちなんです。ですからその辺のところは町長は今後どういう考えで、今のままでやろうとするのか。私が言ったからというんじゃなくて、そういう考えも検討してみますよとするのか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） そういうふうに受け取られてしまったということ、やはり申しわけなく思います。今回はまた特に決算の報告ということも少しあって、その都度、座談会の内容は多少学習しながら変えてきておるんですが、今回は初めて細かい決算報告というのを町部局が作りました。このところ何年間かは、細かい決算というのは町部局はやっていなかったんです。議会だよりのほうにお願いしていたというようなことがありました。そうしますと、議会だよりをもって町政座談会というわけにいかない。そういったこともあって、決算報告もさせていただきました。

ただ、そのところで、以前、確かに議会の方もその地域の方々と一緒にご参加いただけたらというふうなことで、お願いした時代もありました。ただ、前回につきましては、議会議員の方は、やはり決算を認定していただいた、我々と両輪だという、そういう考えでありまして、例えば町部局がここに今座っていますと、議会の方々にそちらに座って、前のほうに座っていただくというような設営もしました。

ただ、ご案内がどういうふうになったかがちょっと、私は議長のほうにその辺はお願いしてあった、人に責任をなすりつけるつもりはございません、そんなことで、議会の方々も参加していただけるものだというふうに思っておりましたし、かなり多くの議員の方々にはお世話になりまして、一緒に質疑にも参加していただいたり、そういった地元の要望であるとかそういったものまでも、一緒にご検討いただいたというケースもございます。その辺、ちょっと誤解がありましたらおわびを申し上げますが、次回からはぜひともご参加いただいて、一緒に協議の場に参加していただければと思います。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） 町政というのは、執行部側だけで成り立つものじゃございません。まさに、執行部と議会が両輪となって成り立っているのが町政です。ですから町で行うこういう行事、こういうところには議長、副議長、議運を含めた委員長、常任委員長、議運委員長、最低このくらいは前に座ってもらって、答える側にいるのが当然ではないかな。我々陣

笠議員まで前へ座れとは申し上げませんが、せめてそのくらいの配慮は必要であろうかと思えます。今後そういう方向で考えると言いますので、この項目についてはこのくらいにしておきます。

それでは、次に移ります。

来年度の予算、ぼちぼちもう町長は大分考えていると思えます。もう査定等々が始まっていると思えますけれども、現段階ではどんな予算をつくろうとしているか、細かくなくも、大枠をお話しできませんか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 予算編成方針ということで、今回は総合計画に基づいた重点事業を行うと。先ほどから総合計画ばかり出してきて申しわけないんですが、やはり初めて総合計画に基づいたという。今までは新町建設計画であるとかそういったような形だったんですが、総合計画に基づいた事業執行ということで、重点施策という形にしようと思えます。そしてこの世界的な恐慌の中で、やはり税収面の落ち込みであるとかもきっと考えられます。やはり引き続き無駄のない予算は立てていきたいと思えます。

そんな中で、今回から、重要な事業については予算事業概要書というものをつくりました。どんな補助金、どんな借入金、それから交付税をこうとか、いろいろな歳入面を含めて、歳出がこうであるという、そういった事業概要書の提出を求めて、そこで職員の事業に対する意識づけというのをもっと認識していただくということでございます。

ですので、今までの表現ですと、予算を町長が切ったという表現がいろいろ飛び交いました。今後はそういうことがなく、当然それぞれの担当課の職員がすべてが納得してつくる予算だと考えておりますので、必要などころにはしっかりとした予算づけを行って、前向きな予算を立てていきたいと思えます。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） 優等生な、優等、満点の答えと私は思いました。

さて、そうしますと、今の町長が現在感じていること、これは総務、建設、農林、厚生、文教、いろいろありますけれども、どの辺のところへ来年度予算は力を、多分全部力を、抜くとかそういうんじゃないかと、特にどの辺のところを力を入れて予算を組み立てていくかという腹づもりは、まだ決まっておられませんか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） それぞれの原課からのまだ要求は出されておられません。その中で重点

的なというのは、やはり先ほどから申している、それぞれの地区が何かをやってくれる、ボランティアであるとか、そういったようなところの地域力を発揮していただくというところには、ぜひともそういった支援をしていくというのが重要なことだと思います。

ただ、今ここで申しているのかどうなのかというのがございますが、芝をあちこちに植えたいなんていうのがございます。これは一般質問、ほかにもちょっとかかわりますので、やっぱり何かそれは新しい事業として非常に楽しみだなど思っておりますので、そういったところも、予算は微々たるものですが、そういったソフト面に力を入れていくという表現がよろしいでしょうか、そんな考えでおります。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） 今、これからできるものを多く突っ込んでいっても、これはどうしようもありませんから、余りこれは深入りはしませんけれども、ぜひ公平な予算、この辺のところは、ひとつ肝に銘じてお考えになっていただければいいかなと思っております。

それでは、次に移ります。

これは私のこの質問で、大き過ぎて答えにくいかもしれませんが、当東吾妻町の財政関係、この辺のところは町長はどんな考えでいますか。財政関係はどんな考えでいますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 財政関係につきましては、合併効果できっとよくなる、そういった自信を持って考えるべきだと思っております。先日、19年度決算状況の報告の中で、財政の健全化に関する法律ということで、4指標出しました。ご承知のとおり、早期健全化基準を下回っていると、健全段階の青信号の状態にありますというご報告をいたしております。これは、数値はそんなによくありません。

ただ、この数値が余りよくないというのも、やはりこれは今までずっと積み重ねてきた社会資本の整備であるとか、いろいろな借入金があるわけです。その借入金を無視するわけにはいきません。そしてこの借入金の中で大きなものが、やはり辺地債であるとか過疎債、特例債というのが短期の借入金という考えになります。12年くらいの間での返済ですから。それが多いために、ある程度公債費比率はまだこの10年ぐらいは高いんであろう、そういった考えでいます。

ですので、数値ばかりにとられる、表面上のところにとられることなくやっていかなければいけないというのが基本でございます。やはり心を豊かに持った中で、例えば子供のためにこれだけ必要なんだというのは、当然やっていく必要があると思っております。財政力指数、

公債費比率等々も平成17年度以降、改善に向かって右肩下がりという形にはなっております。そして財政調整基金についても、平成17年度の3億6,000万円から、ことし12月には5億8,500万円というふうにあがっている状況にはなっております。ただ、財政はいつも気を引き締めて、この数字ということも、当然いつも細心の注意を払いながら、住民生活に支障を及ぼさないようにであるとか、考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） 私は私なりに、ただ、試算が間違っているかもしれませんが、私独自でやりましたんで。先ほど町長が言ってくれましたとおり、数値としては余りよくない。私もそのあれは出ました。しかし今の町長がやってくるもの、それをした場合、町長は確実にはあと1年と数カ月しかないんですけれども、3年ぐらいこのとおりにやっていけば数値はよくなっていくかなという、私は試算を出しました。ただ、私独自ですから、専門家ではないですから、間違っているかもしれませんが、私の試算ではそういうものが出てきました。

ですから、その辺のところ、私は数値そのものをそんなに重要視、しないというんじゃないんですけれども、余りそれにこだわってしまうと、本当にやらなくちゃならないことができなくなってしまうという。本当に町が逆に後退してしまうような感じになりますので、それじゃ困りますんで、私がこれを言うと、議員の皆さん方におしかりを受ける部分もあるかもしれませんが、今まで町長がこの2年8カ月やってきたことは、やったこと自体はそれほど我々は余り歓迎はしません。私自身は町長が今まで2年8カ月やったことに、手法としては余り歓迎はしません。しかし将来を見据えた場合は、数値がよくなるという町政を敷いているということは評価していいかと、私は思っているんです。私は思っています。ただ、平素、そうしたら、加部の野郎、あんなことを言っていて、いつもおれをああだ、こうだ言うじゃないか。それとこれとはまた別問題です。もっとよくなるから、そう言うわけですから。そういうことを私は思っておりますので。これは演説になってしまっただけで、申しわけないんですけれども、これは答えは要りませんから、次に移ります。

それでは、時間も大分来ていますでしょうから、大きい課題の保育園、幼、小・中学校の運営はどう考えているかという課題に入ってきます。

これはまず町長に一つ、この辺はこれからは教育長に聞くようになると思うんですけれども、学校の運営、経営というんですか、統合を含めた問題、幼、小・中学校、保育園を含めた運営をどう考えているか、今後どうしようとしていくか、どう考えていくか、町長、ちょ

っとお考えを聞かせてください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほども言ったような気がするんですが、幼稚園、保育所、そういった入学前の子供さんたちというのを同じ目線で、同じ部署で本来考えるべきだろうと思っております。ただ、それが保育所は上のほうには厚生労働省があつて、幼稚園には文部科学省があつてというところでの壁にいつもぶち当たります。でも、先ほども申し上げたように、一番住民と接する、住民に一番身近な自治体だからこそその壁を取り払うというのが、我々の仕事ではないかと思っております。そういった中で、今、部局を超えた中で、幼稚園、保育所のあり方というものを考えております。考えるように指示いたしております。そして何度か検討されたかと思ひます。そういうふうに幼稚園、保育所は考えております。

小学校についてはとりあえずさておきまして、中学校の統合問題、これも先ほど申し上げたように、意向調査というものが必要かと。そして来年度早々には意向調査から入って、そして先ほど申し上げたいろいろな委員会、議会、そういった方々と協議した中で、統合問題審議会というところに諮問という段階になろうかと。その辺のスケジュールまでは、来年早々というスケジュールだけは今現在、考えております。これにつきまして、その後につきましては教育長でよろしいでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 途中ですが、休憩をとります。

再開を1時といたします。

（午後 零時00分）

○議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） それでは、午前中に引き続いて質問させていただきます。

これからは、私の持ち時間は5分ということなんで、教育長にお尋ねいたします。

就任早々ですけれども、学校の統合問題は、教育長はどういうお考えでいるか聞かせてください。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 中学校の統合問題につきましては、統合の方向でと考えていますが、生徒、町、保護者、地域にとって大きな課題だと考えています。したがって、町長及び町議会と連携、協働、協調しつつ、教育委員会では町立学校統合問題審議会の方向に即し、生徒のことを第一に考えて進めていきたいと考えています。なお、統合を進めていく場合には、いずれの中学校もその中学校固有の歴史と特徴があり、地域の財産となってきましたので、5つの中学校区の町民の皆様との合意形成できる機会を設けていきたいと考えています。

町立学校統合問題審議会の設置に当たっては、次の2点を具体的にしておかなければならないと考えます。1つ、統合中学校としてどのような学校を目指すのかの具体像を示すこと、2つ、通学方法を具体的に示すこと。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） 続きまして、教育長、幼保の一元化の問題、多分、認識していると思いますけれども、これはどうお考えしていますか。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） ご質問の幼保の一元化についてお答えいたします。

働きたい保護者の要望と若い人たちに本町に定住していただく方策として、子育ての悩みを解消することのできる入学前施設の整備充実とともに、その運営の形態は重要なことと考えます。現存する幼稚園・保育所と認定こども園の新設も視野に入れ、利用者優先で、部局を超え、関係課で検討しています。旧吾妻町の3つの保育所はいずれも築31年以上経過しており、老朽化が激しく、使い勝手も悪いのが現状です。また、近年はゼロ歳、2歳児までの低年齢児の利用希望が多く、全員の受け入れに苦慮しているところです。こうした利用者のニーズにこたえるためにも、整理・統合を含め、考えていかなければならない時期に来ていると思います。

「幼稚園・文部科学省」、「保育所・厚生労働省」となっており、幼保を一つにするところに難しさがありますが、町長が常日ごろ申しております、子供たちを皆同じ目線で見るとの視点は私も同じであります。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） それでは、時間が迫っていますので、幼稚園の預かり保育というんですか、延長保育というんですか、このことについてはどんなお考えをお持ちですか。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） ご質問の幼稚園の延長保育ですが、現在、本町では、ご存じのように幼稚園と保育所があります。いずれの施設に入園・入所させるかは、保護者の判断にゆだねられています。先ほど答弁した中で検討部会を立ち上げたことを申し上げましたが、そこでこの延長保育についても検討したいと考えております。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） 続いて、正確に言うと放課後云々という何か制度らしいんですけども、いわゆる学童保育についてはどのようなお考えをお持ちですか。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） ご質問の学童保育の原町、岩島、坂上地区の設置は、議員ご存じのように、進んでおりません。原町、岩島、坂上地区で、設置するために適した施設の確保ができないのが現状です。幼保の一元化のところで検討部会を立ち上げたことを申し上げましたが、そこでこの学童保育についての適切な施設等に関しても検討したいと考えております。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） まとめてしますけれども、それでは町長のほうにちょっと振りたいと思いますが、町長にお願いいたします。

幼稚園の延長保育、これにつきましてはいろいろと論議されまして、町長は何とか幼保の一元化が早急にはできないと、早々にはできないということなので、そのつなぎとして延長保育を行いたいと、すぐにでも行いたいというようなことをちょっと聞いたような気がするんですけども、その辺のところは、町長、お考えはいがかでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 確かに、間違いなくやるということではなく、一元化までの期間の暫定的なということも、視野に入れなければいけないと思っておるのは事実でございます。やはり施設の形態、それから定員、そういった中で、今は保育所の定員そのものがこのニーズに適應しているかどうかという問題がございます。その中で、あふれた方をそのように願

いするということになるかと思えます。ただ、あくまでも幼稚園は幼稚園で、基本的な時間は4時間プラス・アルファという形態がございます。そして保育所という形態も、一応選択肢はございます。その選択肢にあふれてしまった方ということで、暫定的と。できれば、やはり申したように幼保の一元という形が望ましいと考えております。いろいろご相談させていただきたいと思えます。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） これについては、これを突っ込んでいきますと余り要望も少ないというようなことでありますが、設置できれば、恐らくふえてくると思うんです。ぜひとも、これは来年度からでもいいですから、実施するという方向でいかれたほうが、町民のためになるのではないかなと思っております。その辺のところはいかがなものでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほど教育長申したように、検討部会を立ち上げてございます。その中でそれについても重点的に検討するように、私のほうからも指示いたします。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） お言葉を返すようで申しわけございませんけれども、検討部会、検討部会、審議会なんて言っていると、半年、1年ということがかかってしまうんで、この延長保育問題につきましては、経費としてもそれほどかかる問題ではないと思うんで、ぜひ来年度から実施というような方向で前向きな検討、早急な検討、もうこれはきょう初めて言っていることじゃない、1年ぐらい前から言っていることですので、ぜひこの辺のところはご検討をお願いしたいと思えます。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） そのつもりでの検討会を立ち上げておるわけでございます。

○議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

○16番（加部 浩君） それと、町長にお伺いしますけれども、先ほど申し上げました中学校の統合問題、町長が議員のときに私も一緒にやってきましたけれども、そのときはまだ合併しなくて、吾妻町ですけれども、中学校の統合審議会、町長が委員長として答申しております。合併しましたから、形態は違いますけれども、考えとしては、今の町長の考えは変わってありませんか。

○議長（菅谷光重君） 加部議員、時間になりました。
町長。

○町長（茂木伸一君） 基本的には考え方は変わっておりません。どうぞよろしく願いいたします。

○16番（加部 浩君） どうも長々本当に質問してしまいまして、申しわけございませんでした。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菅谷光重君） 以上で、加部浩議員の質問を終わります。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、4番議員、青柳はるみ議員。

（4番 青柳はるみ君 登壇）

○4番（青柳はるみ君） では、通告に従い、質問させていただきます。

初めに、出産される若いお母さんのヘルプについてお伺いします。

出産、退院後、一、二週間が一番妊婦にとって大変な時期です。体力の回復を図るとともに、授乳の悩みもあります。初めての出産であればなおのこと、おっぱいのトラブルはだれしもあることと思います。母乳で育てようと努力されるお母さんに向け、専門の助産師を派遣して、相談とケアをお願いしたい。これは産婦人科の医師もできない、助産師ならではの担当であります。

助産師による母乳マッサージを受けることにより、乳腺が開き、おっぱいが出やすくなります。あるお母さんは前橋の病院で出産し、家に帰ってから母乳育児をしようとしたが、うまくいかず、おっぱいが張って、すぐ病院に行けばいいのだけれども、新生児を抱え、前橋まで行くのをちゅうちょしていたら、遂に乳腺炎になってしまって、切開しなくてはいけなくなってしまうという話を聞きました。医師でなく、できるものなら町の中にいる助産師さんに活躍してもらいたいと思います。産後はみんなの視線が赤ちゃんにばかりいきがちですが、お母さんは自分で思っている以上に、私にも目を向けてほしいと望んでいるのです。出産は、母にとっても劇的に生まれ変わるチャンスです。産後の養生がいかに大切か、産後のお手伝いが助産師により、訪問指導によってできたらと思います。

産後2週間に温かく見守られたかそうでないか、その後の人生観も変わってきてしまうと言います。日赤に産婦人科があれば、そこに助産師外来を設ければいいのですが、現実ない中、訪問により助産師を身近に感じてもらい、おっぱいのこと、赤ちゃんのこと、子育ての

こと、自分の体のことを一人で悩まないで、気軽に相談できる助産師を知ること、手当てをしてもらえるという安心感があると思います。近くに産婦人科がない中、今できそうなことで、行政が最大限、出産するお母さんの応援をするべきではないでしょうか。

次に、エコキャップ運動についてお尋ねいたします。

ペットボトルのふたを集め、資源化して、ポリオワクチンを購入して、発展途上国の子供の命を救うということです。800個で1人の子供の命が救われます。ことし4月、上毛新聞にこの呼びかけの記事が載ってから、町内でもいろんなグループが取り組み始めました。捨てているもので子供の命が助かるならと、自宅から出るキャップはもちろんのこと、パートで働くスーパー、旅館、ゴルフ場、若い女性のグループは職場や友達にも呼びかけ、取り組んでいます。

一般には、ごみ収集日にペットボトルはかごに、ふたはプラ専用の網の袋へ分けて入れられます。これを分けて出さないで焼却処分された場合、ふた800個で6,300グラムのCO₂が発生するそうです。ユニセフからの手紙には、生まれる命は場所を選べない、どこに生まれても命の重さは同じはずとありました。人の痛みや困難さを知り、日本では考えられない、6人に1人が5歳までしか生きられないサハラより南のアフリカにまで目を向け、同苦することが大事だと思います。

町全体といいますと、広域組合の問題もありますので、ぜひ大人が仕掛けをつくり、子供たちに伝えていきたい。学校、教育現場での取り組みができるでしょうか。環境面また人道面からも、ぜひこの運動に参加すべきと申し上げますが、どのような見解をお持ちか伺います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 青柳はるみ議員のご質問、ママヘルプ事業、ペットボトルのエコキャップについて、2点のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目、ママヘルプ事業についての質問にお答えをいたします。

母子保健事業の中で、平成19年度から3カ年の予定で、国が実施する次世代育成支援対策として生後4カ月までの全戸訪問事業を、本町においても「こんにちは赤ちゃん事業」として実施しております。生後4カ月までに出産した母親のところを保健師が全戸訪問し、子育てに関する相談を受けております。この訪問のほかに、母子保健事業による各種検診等の際

にも、子育てに関する相談を積極的に実施しております。

議員がご質問のママヘルプ事業を私どもでは勘違いしております、出産後の母親の方々に対して家事の支援であるとか食事の準備、洗濯、掃除など、育児の支援として授乳やおむつ交換、入浴の補助などを援助するものだと、そのように理解して答弁しようとしておりました。この辺のところ、誤解がございましたので、申しわけございません。

ただ、保健師さんによる母乳マッサージであるとかということも、これから先は十分に考えられることではなかろうかと思えます。今現在、生後4カ月までにすべての毎戸訪問というのをやっております。その中に、手が足りないときには現実に助産師さんの手をおかりして、母親の方のところにお伺いするというのもやっておりますので、その延長線上をどのように考えていくか。その辺は保健センターと十分に協議した中で、一歩進めるという、そういったことも可能なのではないだろうかとお答えをさせていただきます。いろいろと検討いたしますので、相談をさせていただければありがたいと思えます。

2点目のペットボトルのキャップについての質問にお答えをいたします。

新学習指導要領の柱の一つに、道德教育の充実がございます。小・中学校では週に1時間の道德の時間がありますが、この授業だけが道德教育なのではなく、学校の教育活動全体で道德教育をするということになって、道德の位置づけがより強化されたものとなっております。

この道德教育の一つとして、ボランティア活動が挙げられます。ご提案いただきましたボトルキャップの回収ボランティアであります。集められたペットボトルキャップは、1キログラムが約10円で買い取られるとお聞きしております。1キログラムは約400個、2リットルのペットボトルにいっぱい量だそうでございます。ポリオワクチンは1人分が20円、ペットボトル2本分いっぱいのキャップが集まれば、世界の子供を1人救うことができる事業かと思っております。

この回収ボランティア活動の課題は引き取り先の確保と聞いておりますが、現在、坂上中学校の生徒会では、今月から回収ボランティアの取り組みを開始したという報告をいただいておりますので、これらの事例を管内校長会議等で発表していただき、それぞれの学校で自主的な活動として取り組まれることを期待したいと存じます。私どもでも、何がしかの応援ができればと考えております。

○議長（菅谷光重君） 4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） 答弁ありがとうございました。

通告書の書き方がまずくて、申しわけありませんでした。ママヘルプということは、ヘルパーではなく、助けるという意味で使ったんですが、確かにママヘルパーというのがあります。渋川市なんかでは行政から委託されたNPO法人が受け皿で、実際戸別訪問して、依頼された方の3回までが無料、それ以降は有料ということでやっているということを知っておりまして、こういうことも、先々だんだん必要になれば、準備が必要なのかなと思いました。

一番お願いしたい、検討してもらいたいということは、やはり先ほども申しましたように、産婦人科がない中、今できそうなことで最大限できることというのが、助産師さんに活躍してもらいたいことです。助産師さん何人かに聞いてみたら、やはり役に立ちたいということで、産婦人科の医師もできない母乳マッサージとか、本当に必要なことだと言いました。

以前、10月27日に町長室へ若い赤ちゃん連れのお母さんが陳情に来まして、7人ぐらいいたでしょうか、赤ちゃんを抱いたお母さんばかりでしたが、そのときにも助産師さんにお世話になりたいという声がありまして、町の声でもありますので、ぜひ助産師さんの活用を検討していただきたいと思います。

やはり、保健師さんもよくしていただいていますけれども、5カ月ぐらいに訪問ということですが、5カ月というのはやっと赤ちゃんをおんぶできるような月なんです。やっと母子ともにしっかりとして、首もすっかり据わって、もう外を自由に連れ回せるようなときなんです。そうではなくて、まだまだ退院後2週間ぐらいの母子ともにこれでいいんだろうかという不安なときに、助産師さんをお願いしたいということです。それで、手当てしてもらってもそうなんですけれども、こういう赤ちゃんの接し方でいいですよということを言ってもらえば安心するという、若いお母さんの声です。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 承知いたしました。生後4カ月までには全戸訪問ということをするんですけども、その時期の問題というのがまずあるということ。そして助産師さんの活躍ということ、その2点をもう一度我々としても検討材料として、なるべく早くに結論を出して、そのところで、特に初めてお子さんをお持ちのお母さんであるとか、そういった不安になりやすい方々ということの不安を取り払えるような方向で考えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） 保健師さんの四、五カ月に訪問していただくのはなんですが、とか

く出産後というのは赤ちゃんのほうに目がいつちゃって、母体のほうには余りこないものですから、そこを産後2週間ぐらいのときに、助産師さんにぜひお願いしたいということです。

次、エコキャップのほうへいってもよろしいでしょうか。エコキャップのほう、教育長さん、お願いできますか。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 先ほど町長がお答えしたとおりでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） 通告書に「同苦」という字が入っていると思うんですけども、一番下に。「同苦」というのはこういう意味で書きました。「同じに苦しむ」と書くんですけども、同情するだけでなく、一緒に解決のほうへ向かうという意味合いで使っております。世界に目を向けるのは、教育現場でいろんな場面で教育してくださっておりますけれども、このキャップのことでもって、世界のほうへ目を向けて、自分が世界の中でどんな位置にいるのかということを考えるチャンスにさせていただければと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 先ほど町長のお答えの中で、各学校が自主的にというふうに回答していただきました。まさにこの青柳議員さんご指摘のボランティア活動になっていくと思いますので、自主的に進められていくことを大事にして、取り組んでいってもらえればなというふうに考えております。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 4番、青柳議員。

○4番（青柳はるみ君） 町の中で私たちがやっているボランティアのボトルキャップを集めて、福祉協議会に持っていっています。福祉協議会ではそれを静岡のほうへ送って、その静岡では800グラムで20円のポリオワクチンにするわけです。それを800個で1人分のポリオワクチンにします。そのふた自体を今度は業者に売って、ジャンパーとかにするんだそうです。そういうのを聞きまして、引き取り業者もあると思いますので、よろしくお願いたします。

終わります。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 議員おっしゃりたいのが、一人一人のボランティア意識の醸成ということになるかと思っております。このボトルキャップのホームページ、JCVというNPO法人だったのでしょうか、そちらではキャップを送っていただいても受け付けはしません、お金にかえてから寄附してくださいということでありました。お金を送ってしまうのが一番簡単なことなんでしょう、今の時代だと。でも苦勞して、こんな小さいボトルキャップをみんなを集めて、それがお金にかわって、ワクチンにかわって、1人の命が救われるという、そういった考えでいくということが大事なんだということをおっしゃりたいのかなと思います。

ボランティアというさまざまなものがありますけれども、そういったことで、この町を元気にするためのボランティアもあれば、もっと世界の子供に目を向けたボランティアもある、そういったような心が豊かな町になっていただければと思って、こういった活動も応援したいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

◇ 竹 淵 博 行 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、2番議員、竹淵博行議員。

（2番 竹淵博行君 登壇）

○2番（竹淵博行君） ただいま、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

午前中に町長より答弁に触れたようでございますけれども、公共施設等芝生化の考え方についてご質問いたします。

従来、芝生を施工する場合、暗渠排水などをとるための大々的な造成工事など、環境に負荷がかかる通称校庭緑化手法が用いられてきました。現在ではさまざまな地域で、いろんな手法で取り組まれているわけであります。政府施策でもありますバイオマス日本総合戦略でも言われておる、いわゆる生物資源循環（食品リサイクルや家畜排せつ物の高度利用）の循環の還の中で、今後大量に発生するであろうコンポスト、高品質堆肥を指しておりますけれども、それを土壌基盤上に適切に活用し、その上を芝生化をしていくという手法もあるようであります。

また、循環社会における資源循環の大きなアイテムの一つであるコンポストを多く利用することで、循環型社会に寄与し、しかもその効果として化学肥料や農薬の散布の軽減、地力が高まる等の効果、病虫害や天候不良による育成不良などに極めて強くなるようであります。循環型社会の中に緑地再生を位置づけることで、家畜ふん尿等の高度利用など有機資源利用の促進につながると思うわけであります。

このような状況の中で、学校施設等の芝生化については、従来型公共事業のやり方ではなく、専門業者なり有識者の指導のもと、地域の方々、保護者、生徒、児童、子供たちみずから維持・管理を学ぶことが望ましいと考えるわけでありまして、新しい発想が求められているのではないかと私は考えます。

芝生化にすることによって、子供たちの心身への健康効果といった直接的効果のみならず、循環型社会への正しい理解とその中に位置づけられる町の緑化や緑地保護への大切さ、また身近なごみ問題やその解決へ向けた社会の取り組みの認識の深まりなどが、理解できるのではないかと考えるわけでありまして。こうした維持・管理費用は、校庭芝生化を通じて、子供たちの教育環境を側面から支援していくと同時に、地域における新しいコミュニケーションの発展に寄与する、大事な地域活性化予算となると考えるわけでありまして。

最後になりますけれども、地元で出た再利用可能な生物資源は、できるだけ地元内部で再資源として活用してもらおうと同時に、地元の工事はなるべく地元業者で行ってもらおうという考え方こそ、地元に基づいた緑地保護や生物資源リサイクルの動きに広がり、つながり、本当の意味での循環型社会における基本哲学だと思っております。こうした考え方こそ、地場産業の活性化や雇用の促進といった、経済的な側面からの地域社会の活性化につながっていくんだと考えるところでありまして。町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（菅谷光重君） 答弁お願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 竹淵議員の公共施設等芝生化の考え方についてのご質問でございますが、今、議員に言っていたことは、まさに私が今考えていることとどんぴしゃだという、そんなつもりであります。それでは、答弁を申し上げます。

群馬県教育委員会では、平成20年3月に開催されました全国都市緑化ぐんまフェアを契機に、緑化への取り組みの一つとして、わたしたちの校庭づくり芝生化推進モデル事業を実施してまいりました。その目的は、校庭の芝生化を通し、子供たちが芝生の緑や木々の緑と触

れ合いながら、緑化知識の普及や緑化意識の高揚を図り、自然や環境への優しい感性をはぐくむことにあります。

そして、効果として挙げられますのが、体育活動や教育活動の活性化、多様化による子供たちの運動機能の発達や協調性、情緒安定性などの育成、そして学校、家庭、地域の連携強化づくり、景観が与える子供たちの精神的リラクゼーションへの一助、砂じん飛散の防止による子供たちや周辺住民への環境改善等が認められるという、多くの効能があります。

そして、議員がおっしゃった「新しい発想が求められているのではないかと私は考えます」とあります。その新しい発想というものが、先日ありました。私たちの芝生に対する先入観は、雑草に弱く、維持・管理費に莫大な費用がかかるというイメージです。このイメージをまず壊さなければいけない、そんなふうに考えます。現在、事例や実績を調査中なのがポット苗移植法という、鳥取方式と言われている芝生の管理方式、芝生の植える方式でございます。鳥取方式とは、ポット苗を移植する方式のため、苗代等の材料費が非常に安く、かつ特別な土壌改良を必要としないため、低コストで芝生化を行うことができます。芝植作業、維持・管理作業を共同で行うことによって、専門業者でなくても、地域等で芝生に取り組むことが可能でございます。

そこで、本町の公共施設においても、鳥取方式による芝生を考えたいと思っております。まずは、試験施工として幼稚園や保育所、そして小学校の庭を試みたいと思っておりますので、議員各位におかれましても、共同作業等にお力添えを賜りたいと思っております。そして循環型社会といういろいろな経済の循環、生物資源の循環、そういったものにもつながっていくと思っております。それが地域社会の活性化、それにもつながっていくと思っておりますので、ぜひとも皆様でご検討いただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） 答弁ありがとうございました。

前向きに取り組んでいただけるというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。大分施工方法までもう思案されているというような答弁でございまして、私としては、どんな方法でも結構でありますけれども、ただ行えばいいという考えではなくて、基本理念というか、そういった考え方をしっかり持っていて、そして調査・研究・試験テスト等を行っていただいて、そして教育にもリンクして、地域にもリンクして、そして来年の春までに考えがまとまるバイオマスタウン構想ですか、そういったものにもリンクするという

ようなことで、ある程度総合戦略的なものを持って、ぜひ取り組んでいただきたい、そういうふうを考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） いろいろな中で、子供たちにとって、芝生化のいいところというのがいろいろあるんだそうです。それは、まず転んでけがをしないという。だから転ぶことを怖がらない。短距離を走るときには、ストライドが非常に大きくなるんだそうでございます。結果、50メートル走でも、平均の数字で1秒くらい速くなったということも、鳥取方式のリンクの中にごさいました。そして、子供たちが休み時間に外で遊ぶ時間が非常に長くなったと考えられております。ですので、子供たちにとっては非常にいいことだらけではないか。

そして、この管理につきましては、例えばサッカー場ですと、年間の管理費が平米当たり2万円もかかるんだそうです。例えば1,000平米であれば2,000万円。でもこの鳥取方式の管理方法で考えますと、1平米当たり70円から100円ということでございますので、7万円から10万円くらいということで計算が成り立っております。

そして、そこへ議員がおっしゃってございましたバイオマスタウン構想、それとリンクして、この町の中でできた堆肥、それを校庭に使用することができて、有機栽培の芝の上で子供たちがはだしで駆けっこをする姿を想像するのを、非常に楽しみにしております。ぜひとも、皆様でもご検討をよろしく願いしたいと思っております。非常にいい提案をありがとうございました。

○議長（菅谷光重君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） ありがとうございます。

町長が申した、群馬県でもわたしたちの校庭づくり芝生化推進モデル事業ということで取り組まれているようでございますし、1校または園に対して400万円以内の3分の2の補助金等も受けられる。そしてまた郡内においても幾つかの学校等が取り組んでいるようでございますので、ぜひしっかりとした理念を持っていただいて、前向きに取り組んでいただきたいということで、一般質問を終了させていただきます。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） ありがとうございます。子供たちのため、そして地域の方々による整備作業であるとかそういったことで、地域の学校という、地域の施設という感覚もより強く生まれるということでもございますので、前向きに取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（菅谷光重君） 以上で、竹渕博行議員の質問を終わります。

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、5番議員、須崎幸一議員。

（5番 須崎幸一君 登壇）

○5番（須崎幸一君） 菅谷議長より許可をいただきましたので、町の森林政策について一般質問をさせていただきます。

21世紀に入りまして、地球温暖化問題等環境に対する関心が高まり、注目されているところであります。今まで森林の整備を担ってきたのは林業であり、木材価格の低迷から採算性が失われまして、山林の手入れが不足し、放置された森林が目立ち始めてきたように感じるところでございます。私たちが住むこの東吾妻町は、町の森林面積は約2万ヘクタール、町の総面積の約77%を占めておるといふ自然環境が豊かな町であることは、どなたもが感じるところではないでしょうか。

森林は、水を安定して供給する水源涵養の働きや、山崩れ、土砂流出などの災害を防止し、住民生活の安全・安心をもたらす役割を担っておると思います。また、大切な自然環境を保全したり、野生動物の生息の場となる森林で人との共生の役目を持ったり、また、木材生産とする資源として循環利用の役割を持っていると思います。こうした森林の持つ役割を大切にして、未来に引き継ぐためには、森林に対し、私たち人間の管理が必要であると思います。

そこで、この町の森林政策についてお伺いしたいと思います。森林整備の現状と課題、そして基本方針と森林整備の推進について、具体的には現状を踏まえた中での伐採、造林、間伐についてどのような施策を考えているのか。また、林産物の利用、流通、そして地域の活性化、森林の公益的機能の向上を目指した多様な森林づくりのあり方について、この町の特性を生かした独自の森林政策について、町長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

以上、質問といたします。

○議長（菅谷光重君） 答弁をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 町の森林政策につきましては、森林法第10条の5に基づき、平成19

年度に作成した東吾妻町森林整備計画により、森林の持つ公益的、多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持・造成を推進してまいります。

町でも、森林整備計画で定める森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源涵養機能と山地災害防止機能を重視する水土保全林、生活環境保全機能と保健文化機能を重視する森林と人との共生林、木材等生産機能を重視する資源の循環利用林に区分し、重視すべき機能に応じた整備及び保全を推進しております。

具体的には、人工林は、杉、ヒノキなどの戦後植林された針葉樹は現在、伐期を迎えておりますが、木材価格の低迷、山林所有者の高齢化等により、適切な整備がおこなわれている森林が増加しているとともに、伐採後の再造林についても、所有者負担等厳しい情勢となっております。森林の持つ機能を高度に発揮できるよう、町では伐期を延長し、間伐を主体とした森林整備を推進し、本年より国庫補助事業の美しい森林づくり基盤整備事業を有効的に活用し、所有者に負担がないように間伐を実施するところでございます。この補助事業は、京都議定書で国が約束した、森林で二酸化炭素を3.9%吸収するため、平成24年度までの期間限定事業ですが、森林所有者の協力を得ながら推進しておるところでございます。

なお、近年、企業等の社会的責任活動の一環として、森林づくりへの参画が見られます。町といたしましても、森林でのさまざまな体験活動に関し、教育、環境、地域振興等の分野と連携し、（仮称）企業の森事業の仕組みをつくり、企業ボランティアによる森林整備を初め緑の少年団によるシイタケ栽培など森林との触れ合いの中で、都市との交流等地域の活性化を推進したいと考えております。

また、林産物の利用につきましては、近年、針葉樹合板のコア材として利用されてきたロシア産カラマツが輸入困難な状況に伴い、材価低迷の中、カラマツは杉、ヒノキに比較して、比較的高値の取引が始まっております。また、従前よりシイタケの原木栽培、マイタケのおがくずを利用した菌床栽培等、ナラを主体とした利用が図られております。シイタケの原木栽培においては、昨年度国庫事業により植菌機等の導入も行い、労力の省力化、作業時間の短縮化を図り、食の安心・安全の観点からも地産地消の取り組みを進めてまいります。

なお、当町には、地球温暖化の防止に貢献する木質バイオマスを利用した発電所の建設が進んでおりますので、地域の木材を地域内で循環利用するシステムを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） 町の森林整備計画というものが、ことし4月から10年間ですか、計画期間として。それに基づいた中で、森林整備が今後なされるのだというふうに解釈いたしました。地域住民の要望や、また森林所有者の意向などを十分に考慮して、適切な森林整備を推進していただき、この町の自然環境を守って、豊かな住みやすい環境づくりにしっかり取り組んでいただきたい、そのように思っております。

また、できれば、吾妻森林組合という大きな組織がございます、そことの連携をとりながら、森林づくりに関する協議会等の組織を立ち上げていただければ、行政と住民が一体となった森林づくり、全町的に関心を持っていただきながら活動することができるような気がいたしますので、ぜひその辺の施策も視野に入れながら、これからやっていただければありがたいなというふうに思います。

以上、再質問といたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） この町の資源ということになりますと、きれいな自然、きれいな山とか、そう申したいところがございますが、山の管理というのがやはり今、先ほど申したようなことで、非常に手が入らなくなっている。それが非常に残念であります。9月の議会の際にお願いした間伐に対する補助金というのもその一つの施策として、吾妻森林組合からの要請に応じた形で、郡の町村会として対応させていただきました。ところが、それが先ほど申し上げた美しい森林づくり基盤整備事業ということで、私どもの負担は基本的には必要でなくなったということがございます。そういった森林に対する予算というものも、もうちょっと前に進められたらいいなというふうに考えております。

町の産業課林業係では、吾妻森林組合とはかなり十分な連携を持って進んでおります。そういったところで、新しい山が元気になる方策を一緒になって考えていこうと思っておりますので、議員各位にもいろいろなアドバイスをいただけたらありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） よろしく申し上げます。

ただ、1点だけ、確認ではないんですけども、もう一度申し上げますけれども、なかなかそういった、私は今、東吾妻町森林整備計画という書類を持っているんですけども、いろいろな部分で皆さん関心を寄せていても、実際どんな活動をしていいかという部分の中で、

きちんとした対応がなかなかできていないという意味の中で、私は協議会等組織を立ち上げていただければ、いろんな人が継続性を持って森林づくりに役立ってくれるかなというふうに思ったので、今さっき申し上げたんです。ぜひ一般住民の方の広報活動というか、周知徹底できるような、施策も含めて、町長今申し上げられましたことを、ぜひお願いしていただければというふうに思っています。

やっぱり広報活動というのは大変重要になってくるかなというふうに思って、我々が参加できることがいろいろあると思うんです。そういったことからという部分からいっても、住民の人がよく理解していないという部分になると、これは一部の人が動いているというような状況になりがちなものですから、その点をぜひ考慮していただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 確かに、森林組合というのは山林の所有者の会という形になっているかと思います。やはりこの町に住む人みんながこの山林に興味を持っていただいて、そしてこの山林を楽しんでいただくような、大切にさせていただくような形態というのがつくれば、本当にいい町になるなと思います。担当課のほうでその辺も十分に検討させていただきますので、その方向で進めたいと思います。一般の町民も一緒に参加していただくということは、非常に重要だと考えます。ありがとうございます。

○議長（菅谷光重君） 以上で、須崎幸一議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開は2時10分といたします。

(午後 1時59分)

○議長（菅谷光重君） 再開いたします。

(午後 2時10分)

◇ 橋 爪 英 夫 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、13番議員、橋爪英夫議員。

（13番 橋爪英夫君 登壇）

○13番（橋爪英夫君） それでは、一般質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

私は、質問項目は地域の活性化と少子化対策についてということですが、町有地の箱島地区農村公園用地の利用方法でご質問いたします。なお、昨日だったでしょうか、その前だったでしょうか、常任委員会報告もされましたので、その内容についても触れながらお願いしたいと思います。

常任委員会報告にあったように、3月定例会の中では、当初予算で準備と説明不足は事実であったと私も認識しております。7月の東地区地域審議会懇談会で、改めて住宅団地として協議し、お願いしたところであります。

その後、8月に当地に進出を希望する会社名を挙げて、町から東地区の地域審議会懇談会を要請したと認識しております。そのときは副町長が出席し、説明いたしましたが、懇談会の中では、企業誘致で働く場所の確保がよいという意見も確かにありました。プレス工場は騒音、振動等の公害の心配もされるので、地域の意見も聞いてはどうかというご意見もありました。

その会議の中では、地域の活性化と少子化対策を進めてもらうということが最善だろうということで、懇談会の中では、総意で住宅団地造成を強く町にお願いしたわけであります。町はその結果を持ち帰ったままであり、懇談会に対しての返答はいまだないわけであります。また、地域や住宅団地の皆さんにもご意見を聞いた中で、工場誘致は反対であり、住宅団地の造成を望んでお願いしたと聞いております。

この質問をする前に、総務、産業建設両常任委員会から詳細に調査結果が報告されましたが、町は地域の意見や声を聞かず、議会対策を先行しているかのように見られかねないようなことも多々あるかと思えます。地域は今、そのようなことでどのような行動をとったらいいか、大変真剣に考えて、心配しているところでもあります。地域の声を聞いて、住宅ではだめなのか、町長に明快なご答弁をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 答弁をお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 地域の活性化と少子化対策についてのご質問でございますが、具体的には箱島地内の町有地の活用についてということでございます。

この件につきましては、地域審議会の懇談会や総務常任委員会と産業建設常任委員会の合同会議、さらには先日の議員全員協議会で協議をいただいているところでございます。町といたしましては、企業誘致と宅地分譲の両面から、それぞれメリット・デメリットについて検討を重ねましたが、最終的には就業機会の拡大、産業振興が図れる、現状のまま販売できて、残地が出ない等総合的に判断して、企業誘致を考えております。今後の町の方針を明確にしておくことが重要であり、公募に当たっては、幾つかの条件設定もしなければならないと考えております。なお、引き続き地域審議会との協議や、地元箱島地区住民には十分な説明を行い、理解していただくなど、状況に応じ対応してまいる所存でございます。

なお、住宅ではだめなのかと、最後にご質問がございました。どうしても住宅適地と住宅不適地というところが出てまいります。その面積が約7,000平方メートル、住宅不適であろうと我々が計算した面積が7,000平方メートルほどにもなります。そうしますと、その残ったところの管理であるとか、それ以前にその残ってしまって、活用できない土地の値段、それが無駄と称されるような金額が非常に問題になってくるわけでございます。これにつきましては、詳細にご説明はまた別な機会でもできますので、その辺をぜひともご理解いただけたらと思います。

なお、住宅の建築に当たりましては、100坪単位という形で住宅建設はできるのではないかと。そして民間の方々が開発して、例えば1,000平米のところから300平米ずつで3軒の住宅を建てるであるとか、そういったような形で住宅開発をしていただいたりしていただければ、少子化も歯どめの一助にはなるのではないかと、そのようにも考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 13番、橋爪議員。

○13番（橋爪英夫君） 8月の時点から町長の考えが相当急展開したというか、情報を私どもは知らない中で、相当変わってきたのかな。副町長さんはあのとき、あの様な形で、みんなが文章化しなければだめなんじゃないかというような状況の中で、町長さんをお願いしたわけでありましてけれども、その後どうも状況は変わったと。副町長さんは、そんなに文章にしなくも、私がよく町長に話をしますから、大丈夫ですよと帰ったわけでありましてけれども、その後、結果が何もなくて、今ここへ来て、地域にはそのことをしっかり説明しますと町長は申し上げますけれども、確かにその信念がなければ、地域に説明はできないかも

しませんが、地域はただそれを今現状、困っているわけであります。

先ほどの質問の中にも、地域の力をつけることがまちの元気を出すことだというご答弁の中にお話もありましたけれども、やはり民間がそうやって住宅団地として進出できない場所であるから、あえてあの地区でお願いしているんです。それについての考えをひとつお聞かせください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 確かに箱島の20区画の住宅団地は大ヒットいたしまして、2年余の間に売り切れるというすばらしい結果になりました。ただ、今度の場所のところは、日当たりの状態であるとか等考えてみますと、結果、私どもであるの2ヘクタールという土地を町民からお預かりしているわけです。その有効利用というのを、一番この町に資するように考えるにはどうしたらいいのかということになろうかと思えます。

試算によりますと、残地だけで7,000平方メートル、ざっと3分の1以上が余る、単純に残ってしまうということになると、結局、売れない、塩漬けの土地を7,000平方メートル残してしまい、そしてそれにこれからまた町費で管理していかなければいけないという問題が起こってしまうというふうに考えます。そして、当然ながら固定資産税の収入というのはそこからは見込めないであるとか、さまざまな状況が明確になってまいりました。

ですから、3月の予算のときに住宅団地でいかがかという提案につきましては、非常に検討がまだよくできていなかった段階ということで、私どもも反省はしております。ですので民間の方が何とかそういう形で動いていただけないか。私どもで例えばアパート経営をするであるとか、宅地分譲をするであるとかというのは、たまたま持っている土地があるとか、そういったような形で行うということは正しいかもしれませんが、やはり民間の活力がそういったところで発揮していただけるようになるのが一番じゃないかなと思う次第でございます。

ただ、地域審議会に対してのその後音さたがないということでおっしゃられておりますが、我々としても地域審議会の懇談会の続きという形はいろいろと、四役の方が幹事会的な形ででしょうか、そういった方々といつも密接に連絡をとってというつもりでやっております。いろいろな状況の判断という中で、まだ実際の懇談会は行われておりませんが、何度かはコンタクトをとらせていただいておりますということだけはご理解いただけたらと思えます。

○議長（菅谷光重君） 13番、橋爪議員。

○13番（橋爪英夫君） 先般、東地区の懇談会が改善センターで行われましたけれども、先

ほどの質問の中でも町長さんのご答弁がありました。東地区では、私の見る限りでありますけれども、本当に地域の方が出席したのは1名かなと。そのほかに区長さん、役員さん含めて10名くらいいたでしょうか。そういう中で、今まで地域懇談会というのを見てきた中で、ああいう形のあれというのは、私は余りにも参加者が少ないのにびっくりしたんです。

地域に力をつけるために、ああいう町長さんの言葉を聞いて心強いんですけども、そういう中で、やっぱりああいう懇談会を見ても、もう町にお願いするという地域の町民の力が薄れてきているのかな、そう感じたんですけども、これを町長さんがまた損得を勘定にこういう形で工場誘致を進めるといことになると、地域の人はずっと信頼感を失ってくるのではないかと私は危惧しているんです。町長さんは一生懸命やっている方ありますので、そういう思いはないかもしれませんが、その辺について、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 損得ということだけで、判断はしておりません。ただ、当然の損失ということですね、それはやっぱりやっちはいけないことというのは原則的であろうかと思えます。ですからそのところで、やはりご理解いただくということ、ただひたすらそれだけだと思えます。結果がよければすべてよしという表現はこれには当てはまらないと思えますけれども、そういったところもあろうかと思えます。ただ、そういった冒険というような形で進めていくのではなく、やはりみんなで納得できるような形がどうしても必要かと思えます。

例えば、バイオマス発電の関係につきましても、それなりのご理解を皆様方にいただいた中で、あの事業が、今、仮造成が大体完了するようなどころだと聞いておりますけれども、そういったのが進められたのではないかと。それはやはり官民が協力し合うであるとか、サポートし合うであるとか、そういったようなことが必要なかなと思っております。ただがむしゃらに、もうそれだけというつもりではございませんので、その辺はご理解いただけたらと思えます。

○議長（菅谷光重君） 13番、橋爪議員。

○13番（橋爪英夫君） すみません、損得については訂正して、おわびを申し上げます。

あの土地はかつては工場誘致、これはもう相当古い話でありますけれども、話があって、吾妻線を引くときのお話でありますけれども、とにかく箱島地区の方が、あの土地は水でお米をつくるのに何としてもつぶしたくないということで、反対運動があって、そして吾妻線が祖母島から小野上へ渡って、小野上を走っているということで、あの場所はかつては某フィルム会社が進出したいんだというようなお話があったんだそうです。これは私は聞いた話

でありますけれども。

そんな場所でありますけれども、今、あそこは土地改良事業を行って、あそこの受益者が負担金の軽減のためにあの土地を捻出して、あれだけの土地を確保したんだと思っております。確かに住宅団地に向かない山側というか、土手側は、昔はちっちゃな小川が流れていて、きれいな水で、ドジョウが住んでいたような環境のよいところであります。そういう環境のよいところであり、そういう中で地域の方も、金額的には低くなるかもしれませんが、住宅をつくって、家庭菜園で販売してもいいんじゃないかというようなご意見もあったとお聞きしております。

やっぱりそういう地域があることも大変いいことだなと私は思っています。あそこの住宅の人が今あそこへ工場ができて、その振動や騒音、車公害に遭うというのは大変切ない思いであると思う。その辺をぜひ町長さん含めて、いま一度お考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） それは答弁ミスでございました。先ほど申し上げた20世帯の町が分譲した箱島住宅団地、その方々に対する責任はこの町にございます。ですので、その方が本当にそういった車の公害、それからプレスの振動であるとかという、それで悩まされるようなことはないように取り組みたいと思います。

その辺のところは、先ほど答弁書の中では申し上げました、いろいろな制約というものの、やはり公害防止協定であるとかそういったようなもので、十分に地域の皆さんが納得していただけるようなものを当然やらなければいけないですので、そしてなおかつそういったものが結んであれば、途中でも操業の差し止めというのができるような形になるのかと、バイオマスについてはそういうような公害防止協定が結ばれております。我々が立ち入ることができるということまでしてありますので、そういった似たような形態も含まれるかと思えます。さまざまな考えの中で、地元住民の方々にはご迷惑がかからないようにはしていきたいと思えます。

ただ、先日の説明会のときに話をお受けいたしました砂利の件、ほこりの件というのがございましたけれども、それに向かっても鋭意努力はさせていただいております。私どもが企画したことではないんですが、そういったことに対しても真剣に取り組んでいきたいと思えますので、また今後ともいろいろとご相談させていただければありがたいと思えます。

○議長（菅谷光重君） 13番、橋爪議員。

○13番（橋爪英夫君） 先般、同僚議員も高規格道路の関係で、あの辺を通るのではないかというお話もありましたけれども、非常にあそこの地域は、我が町でも狭いんです。ですから可能性は十分に、私はあるんじゃないかと思うんです。その辺のところの絡みもありますので、そうでなければ高規格道路はあの辺を通るところはないんですよ。ないと言っちゃ、あれですが。暗黙のうちに私が推測する限りはそうだと、前々から、情報じゃありませんけれども、思うんです。

その辺も含めて、町長、この問題、余り取り急ぐこともなく、地域の皆様の意見を十分聞いていただいて、特に団地の皆さんの意見を聞いていただいて、その団地の皆さんの意見を尊重して、ぜひ元気のある町づくりに邁進していただければありがたいと思って、ぜひご期待申し上げますので、お願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 地域高規格道路については、年度内に地元の説明会ができるようにというのが今現在の県の姿勢でございます。そういったものも見据えた中で、特に議員がおっしゃる団地の方々、よく協議して、それによって最終的に決めるということになると思いますので、いろいろと相談に乗っていただけたらと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、橋爪議員。

○13番（橋爪英夫君） ご期待して、質問を終わります。

○議長（菅谷光重君） 以上で、橋爪英夫議員の質問を終わります。

◇ 大 図 広 海 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、10番議員、大図広海議員。

（10番 大図広海君 登壇）

○10番（大図広海君） 時間が押しておりますので手短かに、管理職のあり方についてと題して質問いたします。

労働基準法第41条によれば、監督もしくは管理の地位にある者はと限定して、同法第32条から第40条までの適用を除外されています。したがって週40時間労働、休息时间、時間外及び休日の労働また年次有給休暇に関する保護が与えられていません。365日、24時間、馬車馬のように働けと言っているのかと受け取れますが、その真意は、管理・監督者とはみ

ずからの判断で当該事業に参画し、当該事業の成否に結果責任を受ける立場にあると私は考えております。

したがって、その業務遂行のために必要な権限、例えば資材の調達や取引先の選定の裁量権、例えば職場の労働条件の決定に始まり、職員採用や昇任、昇給に至るまでの権限などを大幅に移譲され、代表者と一体的な立場にある者と、そういったものが監督もしくは管理の地位にある者と考えられます。法第30条ないし第40条は我が町の補助職員にも適用されますので、監督・管理の職にある補助職員、これは私たちの町にも大勢いますが、法第41条の概念を満たせる立場にあるかどうか、町長の所感を伺います。

以上を念頭に、我が町の管理職等の範囲を定める規則により、管理職員とされた職員の勤務実態を顧みますれば、その出退勤をタイムカードによる管理下に置かれ、休暇を取得する場合においても、休暇簿によって管理されています。有給休暇の取り扱いにおいても、他の職員と同様に取得制限を受けています。すると、これらの職員は、当然のことながら勤務時間条例及び服務規程の適用を受けることとなりますが、労働基準法第41条の適用対象者とするには、大分無理が重なってきます。

一方において、財務規則により若干の専決権が与えられているようではありますが、それとて前例踏襲の範疇にとどまります。他の先例となる事例は明文化された除外規定があります。すると、現行の課長及び課長補佐を管理職員とする必然性は皆無であり、管理職手当との整合性に疑義がよぎってきます。あわせてこの点を町長の所感を伺います。

ちまたでは名ばかり管理職という話が話題になっておりますが、以下は一問一答の中で実例を挙げながら、管理職及び管理責任のあり方についても触れていきます。しばらくおつき合ください。

○議長（菅谷光重君） 答弁、お願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 質問第1点目の管理職員と区分した事由を明示されたいとの質問でございますが、これは地方公務員法第52条第3項により、管理職員等の範囲が規定されております。この規定内容は、「重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任

とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員」となっております。そしてこの規定に基づき、公平委員会規則として、管理職員等の範囲を定める規則を定めております。

第2点目の管理職員とそれ以外の職員間における勤務時間・休暇等の条例や職員服務規程の適用の差異についての質問でございますが、例規上で定められている勤務時間や休暇等の取り扱いについては、基本的な勤務時間や休暇制度については管理職と一般職に差異はありませんが、労働時間や休日等に関しては労基法第41条第2項の規定により、管理監督の地位にある者は適用除外となっております。

第3点目、労基法第41条と管理職員等の範囲を定める規則との整合性についてでございますが、労基法第41条は労働時間等に関する規定の適用除外についての規定でございますが、特に、第2項の管理監督者は労働時間・休憩及び休日に関する労基法の規定が適用されませんということが質問の柱と思います。これは1日8時間、週40時間という法定労働時間の制限規定を適用せず、これを超えて労働させてもよいとする規定であります。一方では労基法で始業時間や終業時刻、休憩時間、休日に関して定めなければならないとされておりますので、管理監督者についても、当然ながら基本である所定労働時間を定め、その規定は適用されなければなりませんので、一般職員と同様の扱いをしております。

なお、労基法第41条の概念については、重要な職務と責任を有し、労働時間の規制になじまないような立場にある者に対し、適用除外を認めるものと理解しております。また、管理職員等の範囲を定める規則も、法に基づき適正な範囲の職員で定められており、適正な規定であると考えております。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） そうしますと、勤務時間条例あるいはまた服務規程、どこにも差異がない。ただ、労働基準法は第41条で、管理・監督の職にある者については第32条から第40条までが適用除外であると、明々白にうたっております。するならば、ここです、日に何時間働こうか、それが管理・監督なんですよという前提なんだと思います。ところが吾妻町の実態、少なくとも今の説明の内容は、勤務時間条例は守るんです。有給休暇もほかの職員と差はないんです。ただ、監督の地位にあるから管理職手当が支払われるんです。そういった説明に聞こえますが、この解釈で間違いはないでしょうか。確認しておきます。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほどの答弁のとおりでございます。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） そうしてきますと、管理職にあるという前提ならば、当然にその業務からあらわれるところの結果責任、これについても当然にその重責を担っていかなければいけない、そういう認識でいますが、それは間違いでないでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） それは、そこに短絡的にいくのがどうしてなんだか、私にはわかりませんので……。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） 実例を挙げます。1点挙げます。これは去る7月24日でしたか、東地区の給食調理場で火災が発生しました。当時、そんな質問もあったんですが、まだ、罹災証明と言わないで、火災調査報告書が発表されなかった時期なんで、今現在、もうこれは優に発表されました。それは、20年8月12日の日付で発表されております。1点伺います。この火災の管理責任はだれにありますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 火災を起こした責任というのが非常にアバウトな表現だと思いますが、給食調理場には場長というのがおろうかと思えます。そういったものから、結局そこを管理している教育委員会、ひいては教育長、町部局まで、施設を持っている責任者としてもくるんでしょうか、その辺のところは……。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） 当然に、システム的にはこれが、私は学校教育課が第一義的に関与しているのかなと思います。現場で確認してみますと、現場の管理者だれだと聞きますと、だれもいないと言います。強いていけば、小学校に勤務しているところの栄養士がというような発言もありました。ただ、これは身分が県職なんで、東吾妻町の職員ではないと私は想像するところですが、その中で、この火災原因判定書によりますと、漏電事故であると。どうして漏電に至ったかという話になりますと、食器洗浄機の中から、当然のところ作業中に大量の蒸気が発生する。その蒸気がスイッチボックスの中に入って、配線をショートさせた。

これはほぼ間違いないということで、私も納得しているところなんですが、1点問題があります。この調書によると、7月24日の時点を起点にして、去年からたびたび漏電があった

んですよ、いわゆるブレーカーが上がったんですよ、この間も上がったんですよ、それは皆、教育委員会のほうに報告してあります。この報告を受けた管理者はどういう処置を行ったのか。現実的にはその処置が行われなかったから、火災が発生しているわけなんです。ここの問題なんです。結果責任なんです。だれがこの監督責任をとるんですかという話です。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 申しわけございません、今までそういった認識をしておりませんでした。これからその辺の事情もちゃんと調査した上で、考えたいと思っております。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） いえいえ、調査はいいんです、もう既に消防署がしてありますから。そしてこの報告書が出ているわけです。前回の議会のときに、これがまだ間に合っていなかったみたいな発言があったので、それはちゃんと報告しますみたいな発言が町長のほうからありました。なかなかその報告がなかったので、私は消防署のほうからこれを取り寄せましたが、内容的にはかなりシビアなものがあります。

現場では、たびたび漏電が起こっていた。漏電ブレーカーが上がっているということです。その旨、教育委員会にはつなげてある。それを受けた教育委員会、これが、恐らくは学校教育課でありましょう、どういう処置をとったか。ここに問題があるんです。その処置が万全でなかったから、結果、漏電事故が起きたんです。いいですか。ここに結果責任があるんです。その結果責任を、私の不注意でもってこういう結果を招きましたということが言明できる人が管理者であり、監督者であるんだと思います。そういった認識があるや否やということで、伺っています。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） その経過を調査すると、先ほど申し上げておりますので。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） それはそれとして、次の事例にいきましょう。

これは皆さんも承知しておりますように。

○議長（菅谷光重君） 事例は極力要約して、通告に戻ってください。

○10番（大図広海君） 監督のあり方について、現状がこういう監督の状態にあるということを行っています。いいですか。

○議長（菅谷光重君） 続けてください。

○10番（大図広海君） はい。

そうしますと、ゴルフ場の会員権の問題のとき、さあ、いよいよ債権者集会に対して投票するという話になりました。この一連の話はすべて、皆さん承知していると思います。さあ、ふたをあけてみたら、既にその投票用紙は発送されていて、投票済みになっていた。この問題について、当時の東支所長は間違いでしたと言っています。でも、これが間違える問題なのでしょうか。私は、これは確信犯だと思います。そのことについて、いいですか、そういった出来事を起こした人間が管理者として、監督者として適正なのか。どういう考えを持っているのかということを伺っておきましょう。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） この場でお答えすることではなかろうと、そのように感じております。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） いや、これが問題なんです。なぜかといいますと、管理職にあるという前提で、この人間に対して年俸が、今の規則でいえば10%上乘せになります。人によれば、5%の人もいます。課長職10%の上乘せになっています。こここのところ。これは条例により決まっていなんです。町長の規則により、町長が10%と決めることができる。いいですか。町長の判断で、この東支所長が本給の10%増額相当に値する能力があると認めた、その結果がこういうことになっています。これをこの場で審議しなくて、どうしましょうか。お答えください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 管理職というのがその一点であるとか、さまざまな資質、そういったようなものをもとにして管理職員という形に、またそれによつての責任というのも当然ながらございます。確かに、あの事件はショックでした。行政事務特別調査、その結論が出た直後でございました。私にとってはすごくショックでした。あいた口がふさがらないということには、私はなりました。でもいろいろなところでも考えた中で、実害というものについては、議会の皆さんに何とおわびをすればいいのかというようなことで、申しわけなく思っておりますけれども、実害という点から考えれば、まあ、というようなところ。これはけさからの懲戒審査委員会の話題がございしますが、やはりそういったところというのをちゃんと指示はしてございますので、この場で議論するのはご勘弁いただきたいと思ひます。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） 期待はしていたところなんです、9月の定例会において、会議録でいいますと161ページになります。一連の事件にけりがつきますので、その時点で考えさ

せていただくようにというような形になっています。当然、今議会が始まるまでに、この部分について報告があるかと思っていましたが、それでもありませんでした。それは、まあまあこれからということなんで、また期待をかけて、気長に待ちましょう。

続きまして、次の事例にいけます。いいですか、町長、よく聞いていてください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 一連のこのゴルフ場の問題について、最終的な結論までにはまだ至っておりません。全部が決着したわけではございませんので、まだ報告ができる段階ではないという認識でおります。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） 大分それはニュアンスが違ってきますね。少なくとも会議録を読む限りにおいて、さきの退会の決議、この退会ということを選んで、ご議決をいただいた暁に、そういった一連の事件にけりがつきますので、そうすると、議決があった時点でもうけりがついたという形で、私は認識しておりました。会議録からもそうなります。いいです、いいです、この問題で時間を費やすことはできません。

次の事例にいけます。いいですか。

○議長（菅谷光重君） どうぞ。

○10番（大図広海君） せんだって、私は温泉センターにお湯に入りに行きました。ちょっとほかの用件があったんで、ちょっと事務室をのぞきました。施設長一人が残っておりました。いいですか。そこで指先を見ると、マウスだけが動いていました。温泉センターの仕事で、マウスだけで仕事ができることはまずあり得ない。画面をのぞきましたら、インターネットに参画です。記事は野球のことでした。念のためと思って、一時ファイルをのぞきました。これが見事に出勤時から退勤時まで、ずっとインターネットに参画です。来る日も来る日もです。この事実は、本人と同席で私が確認してあります。ちなみに、その画面も写真に撮りました。この事実について、問題化しないうちに町長に報告するようになってあります。その結果どうなったか、私は報告をもらっていませんので、こういう管理職のあり方が適正かどうか、報告を願います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 本人から報告は受けました。そして全庁的な形で調査を行い、そういったことのないように指示をさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） ここで休憩いたします。

再開を3時10分といたします。

(午後 3時00分)

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開いたします。

(午後 3時10分)

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） 10分間時間がありまして、少し冷めてきました。今、皆さんのほうから事例はやめろということで。

○議長（菅谷光重君） やめろと言っていないですよ。

○10番（大図広海君） 事例は、挙げればきりがありません。非常に腹が立ちます。それと、もう一つがふだんからの執務態度。もう一つがその問題に当たっての基本的な素養といいますか、これについても大分疑義があります。

その中で、やっぱりそこによって年俸の10%が加算されている。その総額が2,000万円を優に超える。ちなみに234名の一般職がいるわけですが、管理職として規則で定めて、現実に管理職手当を払っている、これはかつてデータでとろうとしたら、個人情報ということで、なかなか個別には全部当たり切れなかったという部分がありますので、ここなんです、何名の者が管理職として指定されていますか。総人数で結構です、お知らせください。

○議長（菅谷光重君） 町長、お願いします、答弁。

町長。

○町長（茂木伸一君） 総務課長に聞いたところによりますと、48名でございます。

なお、先ほどのちょっと事例に戻らせていただきます。私は、課長職がパソコンでネットをのぞいていたということ、本人申告で来たこと、そしてそれを指摘を大図議員がしてくださったことに対して、今まで感謝の念を抱いておりました。そういったことがないようということで、事例を挙げて、全職員にそういった指示ができたからです。こんなことを職員がまさかやっているはずがないと、私は思っておりました。でも、1名は少なくともやっ

ていた。それも管理職だ。やはり先ほど同様に、私としてはショックだったんです。でも管理職だから余計にやってはいけないという、そういったことで、全職員に指示を出せました。そのことについては私も感謝しております。

ただ、そういった形で私自身はとらえておりますので、このところでその事例を言うていただくのは、前向きに私どもはとらえて、その処置はしたという意識はございますので、ご容赦いただけたらありがたいとは思っております。いずれにしても、管理職の自覚というものをもう一度この今回の質問の質疑の中において、もう一回管理職に問うてみると、そういったような作業に入りたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） たまたまインターネットに参画していた。ちょっと話がバックしちゃうんですけども、だけじゃないんです。勤務時間中、目いっぱいという表現が当たっていると思います。このことについて、注意だけで済まされるのか。完ぺきなサボタージュです。サボタージュというのは、横領と同じに、背任行為になります。給料相当額が詐取されたということになります。そういった、一罰百戒という意味です。処罰が出ないと、なかなか皆さん、緊張感を持たない。私自身はそう思っています。この部分については、今回の議題ではありません。

話をもとに戻しますと、48名の者が管理職として登用されている。ただ、そうしますと、ほぼ20%です、職員に対し。全職員に対しての20%の人間が、管理職として登用されている。果たしてこの割合が適正なのかどうかです。含めて、これはまた次に検討せざるを得ない部分があるかと思えます。

それともう一つが、権限が移譲されていない。名ばかり管理職だ。世間では、名ばかり管理職は少しかわいそうだという感覚でとらえられているようですが、私が言っているのは、逆の名ばかり管理職だという意味で申し上げますので、誤解しないように。

となると、先ほど来、たしか今議会始まって、町長の発言がありました、アメリカの大統領制ならば。ところが私たちも大統領制です。ここで副町長の複数制等々が、いろいろ制度が変わってきました。どうですか、真に管理職と言われているものは、この制度を利用しながら、町長の任期に、あるいは責務に連座する形で数を調える。その原資はどこになるか。今の2,000万円超のものが、確かにそこにはある。そういった形でめり張りがきくものになるんじゃないかなと思っているところなんです、これは制度上は許すことです。そうやってなるといいなと言った、その案件が現実のものになるチャンスはあるんじゃないかと思

ますので、その部分、一つ所感をお聞かせください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） すばらしいご提案をありがとうございます。検討しないと、お答えはできません。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） 本題はそこなんです。今までの前振りです。いいですか。やっぱり管理職と言われて、特別手当がある。それは有給休暇もない。休みたければどんどん休んでください。きょうはくたびれているので、出勤しなくてもいいですよ。時間制限もない。ただ一点、結果責任がそこについて回るんです。このめり張りが緊張感を持つんじゃないかなと思います。

ただ、今の公務員制度の中で、そういった形ではなかなか難しいと思います。そうすると、地方公務員法が指定を受けない部分の特別職であるところのスタッフ、これをきちっと抱えて、町長裁量でその実現を図っていく。私はこの方向性こそがこれからの住民自治の一翼を担うものではないかなと思うところがあるんですが、これは町長一人だけではなかなか難しいと思いますけれども、少なくとも機構改革、今、話題にのっています。そういった方向で検討を加えるや否や、伺っておきましょう。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今回の機構改革の中で、課長のほうからご説明をしたことで、1点あります。この10名の課長は、この役場のこと、この町のことすべてに対して考えると、それが条件の課長職でございます。今までは自分の課のこと、それを分限と称すそうでございます。それ以外は考えられないんだということでありました。私にはそういったことでなく、この町全体の役員としての課長、一般の会社でいえば取締役とでも申すんでしょうか、そういったような課長に課長を任命していくつもりでございます。当然そこには責任もありますでしょう。そういったものは考えております。

ただ、今、議員ご提案の違う形のものというのは、そののところに今のところは反映はされておられませんけれども、それは先ほど申したように、前向きな意味合いで検討はさせていただきますと思います。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） そうしますと、副町長になるまでの間といいますか、少し人数が絞られた課長職で、少数精鋭になってくれ。だとすると、またさっきの労働基準法第41条の話

になるんですが、これをきちっとした形で尊重するならば、ここなんです、いいですか、労働時間の制限がない、有給休暇の保護がないですよね。現実には保護です。有給休暇の権利もない、それこそまさに管理・監督の者、職にある。いいですか。そうしてきますと、私たちが、一住民も含めてそうなんです、ちょっと所用があつて出かけても、会議中ですよと、課長職が、あるいは課全員が留守の場合があります。言っておきます。管理職会議は定時以降、だから午後5時半以降に皆さん集まって、会議してください。それが管理者なんです。労働基準法第41条は、そういう前提で書かれていると私は思っています。だから5時半まではふだん業務、5時半過ぎに、管理職集まれと言って、会議を開く。それで初めて管理職手当になるんでしょうね、と私は思います。そういった考えがあるや否や伺っておきましょう。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 一つの考えだと思っております。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） 一つの考えではなくて、いいですか、そういった形での法に忠実になる。残念ながら勤務時間条例の中には、まだ管理職に対するところの適用除外という明文化がされていません。服務規程では、出退勤はタイムカードで管理されています。そういった総合的なものを是正していかなくちゃいけないという、作業は残ります。

ただ、今言っているように、管理職であるものについては、勤務時間も有給休暇もないんだ。このところが重要なんです。先ほど来では、地方公務員の規定でそれが定まっていると言っていますが、一般職はそれで結構でしょう。管理の職にある者とされた人間が、自分の保護はそのまんまで、さらに手当が必要になる。管理職会議が勤務時間中にやられている。この実態が町民から見ると、やっぱり不可解なんです。法理論上も、ちょっと整合性がおかしいなということぐらいにはなっているとは思いますが、今ここで機構改革です。あわせてその勤務時間あるいは有給休暇のところまでを読んで、そういった形で範を示せるか、伺っておきましょう。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 最初に答弁を申し上げたようなことで、また再度申し上げるのはあれですから、最初の答弁どおりだということで、ご認識いただければと思います。

○議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

○10番（大図広海君） そういうことになると、また事例に戻らなくちゃいけない。これが

管理職の実態だという話。あるいはまたその管理職を精査するというか、任命権者がそこにいるわけです。ちょっと古い話になりますが、茂木新町長当選して、間もなくです。私は、当時の企画課長に群馬銀行で会いました。時間は午後1時20分でした。庁用車、色は草色のカリブでした。どうもこれは有給休暇をとってのことじゃなさそうです。もちろんその担当課長が、いいですか、現金の出納を行うはずはありません。ましてや中之条支店です。なぜ中之条支店なのか。原町支店ではちょっとばつが悪かったからですね、想像するに。いいですか。その事例も、即時電話を町長のところに入れてあります。その結果、事態がどういうふうに進展したか。どうもこれが進展していなそう。ここなんです、問題は。この人間に対しても、給与額10%相当の管理職手当が払われている。これをして、どうやって町民に説明するんですかということです。システムを変えませんかという提案をしています。所感をお願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） そのときは電話をいただいて、ありがとうございますとお答えをまずしました。そしてその翌日ですか、その当事者から報告がございました。そしてそれを課長会議の席で全課長につないで、それを当然戒めるといいますか、再発しないようにということで、連絡してございます。ですのでそういったことでは、今現在は間違ってもそんなことはしないと考えておりますので、きょういろいろな質疑等々ございました。こういったものすべてをもう一回再調査するというような形の中では、やはりこの中の風紀、職務規律、そういったものを再検討するにはちょうどいい機会だと前向きにとらえさせていただいて、新しい年に向かっていきたいと思えます。

○議長（菅谷光重君） 以上で、大図広海議員の質問を終わります。

◇ 金 澤 敏 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、3番議員、金澤敏議員。

（3番 金澤 敏君 登壇）

○3番（金澤 敏君） では、通告に従って、私の一般質問をさせていただきます。

町長の4年の任期も残すところ1年と数カ月となりましたが、町長になってからの期間を振り返り、いかがでしょうか。選挙時の公約や就任後取り組むと意欲を示した事業など、

多々あったことでしょう。議会からも提案を受けて、早々に立ち上げ、実務作業を行うと前向きに答弁した事例も数多くあったと思われまます。

しかし、私も議会に出て町政にかかわるようになって多少の時間がたち、不思議な気がしてならないのは、当町には、町政全般に関しては集中改革プランやことしできた総合計画等があります。子育て支援では次世代育成支援行動計画等しっかりとした計画があるのに、なかなか計画どおりに進んではいけないというのが私の感ずるところです。前向きに取り組むと答え、すぐにでも実行すると思われた事柄も、進捗が見えない。これが今のこの町の現状ではないでしょうか。確かに、物事は往々にして計画どおりに進まないことも承知しておりますが、進まないなら進まない問題点の点検は行っていくべきです。その辺がおろそかになってはいないかが気がかりなものですから、これから伺うわけです。

それは、私が3月議会の一般質問で子育て支援を質問し、進捗状況の点検はどうなっているのかと質問したとき、点検に関しては行っていないことを認め、早速、次世代育成支援行動計画推進協議会を立ち上げ、確認作業から点検作業に入りたいと答弁なさいましたが、この協議会やほかにも点検作業を行っている計画等ありましたら、現在の作業内容や到達点をまずは答えていただきたいと思えます。

行財政改革についても、平成19年3月議会の中で先輩議員が財政健全化、そして政策立案作成グループ等の設置を提言したところ、町長、あなたは町の重要な施策や政策立案を検討するグループを早急に立ち上げ、実務作業にすぐに入り、成果が出るようにすると答弁しています。そのグループをつくったのか。つくったなら、このグループはどんな活動をしているのか。私はちょっと鈍感なものですから、その姿が今見えません。

ただしかし、このグループが行政改革推進本部でしたら、その組織がどのような実務作業をしているのかお知らせください。この組織がしっかりと作業していたならば、今ごろになってやっと機構改革案など出てくるはずはないと、私は頭をひねっているところです。このグループの実態をお答えください。行政は町建設のために計画をつくり、執行する。しかしそれだけではなく、事業の進捗状況を絶えず監視、点検し、その情報を町民に広報などで広く知らせていけば、町民のストレスは大分緩和できるのではないかと思います。町長の考えはいかがでしょうか。

さて、次の質問に移らせていただきます。

ふるさと市町村圏基金についてであります。通告書を出した後に、全員協議会でこの問題の説明がありました。そして一部事務組合の問題は一般質問になじまないかもしれませんが、

分担金、当町のそれは2億3,000万円と大きな金額です。加えてそれに見合った運営が理事会等で行われているかどうかの問題なので、十分質問に値すると思いますので、これから質問させていただきます。

平成15年に国債から10億円全額をユーロ円債に、運用を理事長の決裁で変更したとのことですが、10億円もの金額が理事長一人の決済で行われていたこと自体、開いた口がふさがりません。理事会とは何だったのでしょうか。形だけの理事会で、実態のない理事会だったのではないかと勘ぐりたくなります。

そして一番の問題は、ユーロ円債を購入した後に、条例の改正を行ったことです。これは何らかの後ろめたさや、このままでは条例違反を指摘されることを予想して、2項目めを挿入したと思われて仕方がないと思いますが、いかがでしょうか。こんなことがなぜ許されるのでしょうか。不正はないことを願いますが、余りにも不透明と感じられますので、これらの問題を今後の理事会や広域の議会等で、ぜひ町長や議長、そして副議長に何らかの解明をするよう求めていきたいと思います。さらに30年後には元本保証だと説明されましたが、発行体のCDCイクシスが倒れた場合はどうなるのか。この点もお聞きしたいと思います。

ところで、このほかの基金についても、運用実態、状況を点検する必要があると思われるので、早急に行うことを求めたいと思います。今後も吾妻広域町村圏振興整備組合が続くことでしょうか。町長は理事として、議長、副議長は議員として町から税金が出ているのですから、他人事ではなく、今後はより一層真剣に東吾妻町の町民の利益のため、町民にしわ寄せや損害を与えないためにも、しっかりと行動していってほしいと思います。

以上、何点か質問しましたが、どうか質問に真摯に答えてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 答弁、お願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 1点目、各分野の行動計画が計画どおり進んでいないのはなぜかとの質問でございます。

これまで、計画策定までは関係各位の方にいろいろな形でご協力いただき、策定いたしますが、その後、計画の実施については担当課に任せておるのが実態でございます。今後、新たな組織・機構を構築するとともに、各種の行動計画の進捗状況の確認や検証などのシステムとして、進行管理を制度化することの必要性を感じております。

新たな組織・機構体制では、このようなご指摘を極力されないように努めてまいりたいと思います。議会の中で申し上げたこと、それは私の例えばリップサービスだったとしても、それは担当課が当然に計画して、作成していく、そういったことではございますが、なかなか財政健全化や政策立案等について、現在検討しております組織・機構では財政と政策を1つの課にまとめまして、管理体制の一元化を図り、合理的で整合性のある施策の構築、実施がより可能な体制で臨んでいきたいと考えております。

町民からの具体的な要望事項への取り組みにつきましては、現在のところ担当課へ直接要望していただきまして、原課で検討し、適切に対応させておりますが、このことにつきましては、本年6月議会の議員からの一般質問にて答弁いたしましたところでございます。

これら要望関係につきましても、再度、各種計画と同様に、的確な処理のあり方や住民への説明責任の果たし方について検討したいと考えております。進行管理等のあり方について、議員からもお知恵がございましたら、ご教示いただければありがたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

さて、2点目の広域におけるふるさと市町村圏基金につきましては、広域議会のことですので、先日、状況報告をいたしましたので、答弁は差し控えさせていただきます。ご了解ください。

○議長（菅谷光重君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） では、今質問した中で、ちょっと答えてもらっていないなと思いますので、もう一度質問させていただきたいんですけども、今、大図議員もおっしゃったように、今の課長クラスではない、大統領制として考えているような副町長レベルのスタッフを何人か入れるということから、きっと始まるのかなという気も多少するんですけども、財政健全化や政策立案作成グループ、このグループについては、つくとおっしゃったんですけども、つくったのかつくらなかったのか、その1点をお聞きしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 私の申し上げたのは、大統領制が云々のというふうなことではございませんで、そうでなくて、政策立案グループであるとかそういったようなものをやはり庁内に、今、懸案事項調整会議というものをいろいろやっております。今はかなり活発に懸案事項ということで、1つの課だけでなく、いろいろな課が寄って、いろいろなものを懸案として調整しておると、そういったような形がございます。そういった懸案事項調整会議であるとかそういったようなことでも、そういったグループができていくのではないかと。要するに、

部局を超えたグループという意味で申し上げたと思っております。ただ、残念ながらできておりません。

○議長（菅谷光重君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） できていないということなので、それはそれで結構なんですけれども、では行政改革推進本部、これは当然あって、今、機構改革案とかその辺の作業をなさったと思いますけれども、この辺についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 行政改革推進本部、これは早く言えば課長の会でございます。それが衣がえをして、行政改革推進本部になる。ただ、20人の会でありますと、なかなか細かい点までの協議ができない。そういった中で、今、部会をつくった中で、例えば機構改革案についても、部会長会議であるとかいろいろなことで活発にやってくれています。そしてずっときょうの加部議員のご質問で答えました、幼保の一元化を考える部会というのが、またそういったものもできておりますので、徐々にではあります、課の枠を超えた会議というものが、最近では活発になっておるといふふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 20課の課長がこの行政改革推進本部という形でいろいろ調整しているということ、今お聞きしたんですけれども、先輩議員が作成グループをつくったらどうかというときには、もっと本当に精鋭されたスタッフ的な、20課なんて言わずに、5課とか6課とかという、そういうところの課長級の人たちが集まって、町長とともにこの町の方向性をしっかり決めていくんだということの提言だったはずなんです。それが、調整会議や行政改革推進本部が活発に今活動を始めているんですよと言ったとしても、もう2年半以上たった時点で活発になって、まだなかなか全体的には進んでいないということは、その20課の課長で行うような行政改革推進本部的な形ではなく、やっぱり少数精鋭のグループをつくっていくという方向がいいとは思いますが、その辺のことは、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 先ほども申し上げました、機構改革による10課というようなもの、そういったものがある種体現してくれるというのも一つの考えでございますし、いろいろ得意なものというのがあります。そういった中から、何も課長職ではなく、やはりそういったものはより詳しい担当者レベルの会議というのも、当然部局を超えた中でやっていくべきだと

も思います。わざわざの形にはこだわりません。実行力のある会議というものが必要だと思っています。

○議長（菅谷光重君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） では、推移を見守っていきたいと思いますので、しっかりやっていてもらいたいと思います。

2点目の質問の広域圏の問題なんですけれども、一部事務組合の問題なので答えたくないということなんですけれども、町民に対してその答えは無責任だと思うんですけれども、その意識はありますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 誤解しないでいただきたいと思います。答えたくないとは申し上げてございません。答弁は差し控えさせていただきますと申し上げています。議会事務局からいただきましたが、一部事務組合等に対する質問ということが認められるか、こういった町村議会で。その条文の解釈の仕方、そういったようなものにもあるのかなと思います。別個の団体のことですので、原則として認められませんということが書かれております。

その後、全く認められないかといえ、例えば当該団体が幾ら分担金を出しているか、それに見合った運営が行われているかどうか等について質問はできるということでは、それは形式的な内容であり、実質的な質問はできないと解すべきということでございます。仮に実質的な内容の質問ができるとするならば、一部事務組合の議会と競合してしまいますということになりますので、やはり私は、理事の一人としては一部事務組合の中でおります。ですので議員がご指摘のことにつきましては、もう既に我々理事会としては、十分に検討はしておるつもりでございます。その中で出した報告というのが先般ご説明申し上げたような、皆さんにもお配りいたしました報告書になってございます。

そして、これからの一部事務組合の広域の議会、そして理事会ともに協議して行って、この問題に対処しようということになっておりますので、ご理解いただければと思います。例えば決算書であるとかそういったものは、皆様方の代表として議長、副議長が議会にはご出席していただいておりますので、事務局にはいつも用意してあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ですからこれは町民に対して失礼だということよりも、システムとして私はできないんだという、私なりにつらい立場なんだということでご理解いただけたらと思います。

○議長（菅谷光重君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 何度きつと質問しても答えないんでしょうから、これで私もきょうのところはあきらめるつもりですけれども、でも本当にこのままでいけば、町の税金を出しているわけですから、町民にしわ寄せがいくと、損害も出るということ、そのことに対して私が質問しているのに、質問には答えられないというのは、本当に無責任な態度だなという感想を持って、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 決して無責任なつもりではないということを、もう一度申し上げます。この原則として認められませんということで、要するに認められない、それを私どもで答弁するということは、私は理事会の中の問題、要するに広域町村圏の問題でございますので、この議会の中では申し上げられないと申しておるだけでございますので、誤解をなさらないようお願いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 以上で、金澤敏議員の質問を終わります。

これをもって、町政一般質問を終わります。

○議長（菅谷光重君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他整理は議長に一任することに決定をいたしました。

○議長（菅谷光重君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（菅谷光重君） これをもって、本日の会議を閉じます。

閉会の前に、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 平成20年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る11日に開会されました今期定例会におきましては、東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例など7件、平成20年度一般会計補正予算を初め補正予算関係8件、その他群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてなど3件、他に追加議案として東吾妻町長等の給与の特例に関する条例をお願いいたしましたが、すべてを原案どおりご議決いただき、本日閉会の運びとなりました。

なお、会期中に議員各位から賜りましたご意見、ご指摘などにつきましては、今後の町政運営や新年度の予算編成等に反映させていく所存でございます。

今週の日曜日に開催されました第3回町民駅伝競走大会では、東地区が新たにコースに加わり、議員各位を初め沿道住民の方々の声援もあり、盛り上がった大会となりました。ありがとうございました。

さて、ことしの世相を1字で表わす漢字が、「変」に決まりました。要因としては、日本の首相交代や米国の大統領選でオバマ氏が変革を訴えたことのほか、世界的な金融情勢の変動などが挙げられたようであります。世界金融危機の中、12月の企業の景気感を示す業況判断指数が大幅に悪化したとの報告がございました。このように業績悪化に伴って、自動車やトラック大手の2008年度の人員削減が1万5,000人以上と言われており、一日も早い景気の回復を願っております。

話は変わりますが、現在、冬の県民交通安全運動が実施され、交通事故防止の徹底と飲酒運転の撲滅を呼びかけております。植栗地内の横断歩道では、1年に2件の痛ましい死亡事

故が発生してしまいました。現在、吾妻警察署や県土木事務所と協議し、歩道を知らせるための表示や照明装置などの早期設置が確認されました。これから年末年始にかけて公的な行事なども多く、飲酒の機会も多くなるかと思いますが、飲酒運転の根絶のため、特段のご協力をお願い申し上げます。

ことしも半月余りで2009年を迎えます。新春が議員各位にとりましても町民の皆さんにとりましても、健康で希望に満ちたよい年をご家族おそろいで迎えられるよう心よりご祈念をいたしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 閉会に際し、ごあいさつを申し上げます。

平成20年第4回定例会は、12月11日から本日まで9日間にわたり開催され、平成20年度補正予算8件、条例改正等11件の執行部提案に加え、請願、陳情の審査、議員提出の意見書等、終始熱心にご審議をいただきました。また、町政一般質問には7人が立ち、ここに終了することができました。9日間にわたる会期中、格別なるご精励を賜りました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に心からのお礼を申し上げます。ありがとうございました。

会議の中の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあつたかと思えます。新しい年度の予算編成に当たり、これらが十分に生かされてくるものと期待しておるものでございます。

今年も残り少なくなりました。これからは寒気も増してまいります。お互いに事故や健康に留意され、輝かしい新年に期待を託しながら、ご家族ともどもよい年を迎えられることをご祈念を申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（菅谷光重君） 以上をもちまして、平成20年第4回定例会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。

(午後 3時58分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

副 議 長 原 田 睦 男

署 名 議 員 竹 淵 博 行

署 名 議 員 金 澤 敏

署 名 議 員 高 橋 基 雄